

第百三回国会 文教委員会 議 録 第 二 号

昭和六十年十一月十五日(金曜日)
午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 阿部 文男君

理事 石橋 一弥君 理事 大塚 雄司君
理事 白川 勝彦君 理事 船田 元君
理事 佐藤 諒君 理事 池田 克也君
理事 中野 寛成君
青木 正久君 赤城 宗徳君
榎本 修君 白井日出男君
田川 誠一君 加藤 卓二君
中村 靖君 田中 直紀君
町村 信孝君 二階 俊博君
佐藤 徳雄君 木島喜兵衛君
中西 績介君 田中 克彦君
滝沢 幸助君 伏屋 修治君
山原健二郎君 藤本 洋子君
菅 直人君 江田 五月君

出席國務大臣

出席府政委員

文部 大臣 松永 光君
臨時教育審議会 齋藤 諱淳君
文部大臣官房総務審議官 五十嵐耕一君
文部省初等中等教育局長 高石 邦男君
文部省高等教育局長 大崎 仁君
文部省高等教育局私学部長 國分 正明君
文部省体育局長 古村 澄一君
文化庁次長 加戸 守行君

委員外の出席者

警察庁刑事局保安部少年課長 根本 芳雄君

法務省民事局第二課長 細川 清君
法務省矯正局保安課長 馬場 敏高君
法務省人権擁護局調査課長 永井 敬一君
大蔵省主計局主計官 武藤 敏郎君
労働省職業安定局業務指導課長 矢田貝寛文君
日本国有鉄道旅客局長 片岡龍之助君
文教委員会調査室長 高木 高明君

委員の異動

十一月十五日

辞任

二階 俊博君

町村 信孝君

江田 五月君

補欠選任

田中 直紀君

加藤 卓二君

菅 直人君

同日

辞任

加藤 卓二君

田中 直紀君

菅 直人君

補欠選任

町村 信孝君

二階 俊博君

江田 五月君

本日の会議に付した案件

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百二回国会閣法第八二号) 文教行政の基本施策に関する件

○阿部委員長 これより会議を開きます。

文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐藤徳雄君。

○佐藤(徳)委員 私は、いじめの問題を中心にいたしまして、幾つかの問題点を指摘しながら、文部大臣並びに関係当局に対してお尋ねをしたいと思ひます。

先般の文教委員会における臨教審集中審議の中でもいろいろ問題が提起されておりましたが、今日、教育問題は御承知のとおり一層深刻な危機に至つておるわけでありまして、まさに重大な社会問題、政治問題としてあらわれていることは御承知のとおりであります。中でも、今日学校では、佐藤議員が前回の委員会でも指摘をいたしましたように、教育条件の整備が不十分で、偏差値による受験競争が依然として展開されておりますし、加えて、学校の校則、体罰、内申書による生徒管理が強まっていると言わなければなりません。落ちこぼれとかいじめ、中途退学、登校拒否、自殺、非行、校内暴力等の表現はすべて教育の問題から出現をした表現でありまして、それは単に表現だけではなく事実を伴つた教育荒廃の現象なのであります。まさに一日も放置できない事態に來ていることを文教委員会自体も認識を深めて、多くの問題を出し合いながら問題解決に努力をすべきであらうと私は考えるわけでありまして、最近、毎日配布されます新聞を見ましても、これらに関する記事が絶えなかったことがありません。例えば、けさの朝日新聞の社会面でも出されておりますが、「問題児」長欠させ働かず、これは群馬県の中で起きた問題であります、この新聞記事によりまして、逮捕された三人の生徒を、PTAの関係者の経営する水道工事店で十月十七日から一日三千五百円の日当で十五、六日間働かせて、しかも学校側がこれを許可し、授業は出席扱いにしていったという、まことに奇々怪々な事件が

けさの新聞にも報道されているわけでありまして。さて、そこで私がお尋ねをいたしますのは、去る九月二十六日午前七時四十分ごろ、福島県いわき市小川町上小川字細石の山林の中で、農機具小屋軒下でいわき市立小川中学校三年佐藤清二君が制服姿のまま首をつつて死んでいるのをクリ拾ひに來た人を見つけたいわき中央署に届けましたことから、県内はもちろん全国的に大きな問題として取り上げられたのであります。すなわち、恐喝、盗みの強要などではないと認められていたことを苦に、耐えられずに自殺したと思われるからであります。いじめられたことによつて耐えられずみずから命を絶つたということとは、教育界はもちろん国民全体に大きな衝撃を与えたことは極めて重要かつ深刻な問題であります。

そこで、いわき市小川中学校三年佐藤清二君の自殺といじめの事実関係について明らかにしていただきたいと思います。

○高石政府委員 事件の起きた内容につきましては、ただいま御指摘のあったような状況でございます。その背景に、同級生数名を中心にして金銭の強要、暴行などが行われ、二年生のときからそういう事態が繰り返されてきた。判明しているところでは、金銭強要等が六回、暴行二回、その他顔にマジック、背中に苛性ソーダがかけられるなど各一回等の行為が行われていたということでございます。

学校側は、保護者の申し出を受けまして、その都度それについての指導を行つてきていたところでございますが、学校側のその対応が、実は事件が解決したととられるようなその後の甘い対応がありまして、依然として教師の目の届かないところでそういうことが繰り返されてきたというのが事件の起きた後の調査で判明したわけでございます。したがって、こういう認識の甘さ、それ

に対する適切な対応がなされなかった、さらに少年期の微妙な心理、そういうものが重なり合って今回の不幸な事件が発生したと見ているわけでございます。

○佐藤(徳)委員 事実関係が明らかになるにつれて、同校生徒七人が警察に補導されております。そして現在、いじめの首謀者と見られる一人が盛岡の少年院に収監をされていると聞き及んでいるわけでありませう。

この自殺問題で高校生一人が警察に補導され、学校からは家庭謹慎十日間の処分を受けたはずであります。高校生が介在をしていたという事実関係を明らかにしてください。

○高石政府委員 県の教育委員会の報告ではまだそこまでの内容の報告を受けておりませんので、高校生がどういう形で介在していたかについては具体的な内容については承知しておりません。

○佐藤(徳)委員 それでは、重ねてお尋ねいたしますが、佐藤清二君の自殺の直接原因であるいじめの背景は何だと思えますか。

○高石政府委員 これは非常に複雑な要因が重なり合っていると思えます。一つは、多くの金銭の強要といういわば金銭的な強要が繰り返行われてきた、そういうものに耐えられなくなったというように、重なり合っている。また、それだけではなく、心身に傷害、要するにいじめによるいろんな暴行を受けるというような問題が重なり合っていたというように、そして学校の教師による適切な対応が最後まで届かない状況下にあったということ、そういうのもろもろの要因が重なり合っていると思われませう。

○佐藤(徳)委員 県教委からの報告がないのでおわかりにならない。報告がなければわからないのは当然かもしれないけれども、その高校生のさらには上にいじめの原因と見られる中心人物が、実は十八歳の二人の少年がこの頂点であるというふうに聞き及んでおられるわけですが、二人の少年であるというその事実関係と背後関係を、もしおわかりでありますればお答えください。

○高石政府委員 先ほども申し上げましたように、そこまでの内容について県からの報告がございませんので、現在のところ承知しておりませう。

○佐藤(徳)委員 私は、やはりこれは社会構造上の問題の一つは提起されていると思うのです。だから、自殺をされた中学校三年生——実は二人の少年が高校生に金品の強要をしている、高校生がさらに上納するために中学生にそれを命じ、そしてそれが佐藤清二君のところについて、また逆に金が少年のもとに渡ったという経過があるようでありませう。

事実関係でありますからいろいろ調査をしなければならぬと思えますけれども、問題を解決するため、あるいは今後の大きな資料ともなるわけでありませうから、その点について文部省が今後さらに調査をする考えがどうか、お答えをいただきます。

○高石政府委員 当然、この事件の真相を明らかにして、適切な対応が必要でございませう。したがって、今御指摘のありましたような事実関係があるかどうかを含めて、県の方に質問があったことを含めて問い合わせを照会をして、事実関係の解明に当たりたいと思えます。

○佐藤(徳)委員 さらに、先ほど申し上げましたように盛岡の少年院に収監をされている一人が最近、いじめたのは私一人ではないと主張して弁護士を介して仙台高裁に抗告をしたと新聞が報道しております。これは文部省と法務省にお尋ねいたしますが、その抗告をされた内容をおわかりでしたらお知らせください。

○馬場説明員 お尋ねの少年、盛岡少年院に入っておりますが、この抗告につきましましては、福島の家裁裁判所のいわき支部の書記官名で盛岡少年院長あてに当該少年の付添人から、これは弁護士でございませうが、抗告の申し立てがあったという通知書はいただいております。ただ、抗告があったというだけでございまして、その抗告の理由等は何ら書いておられませう。

ので、具体的な内容については承知しておりませう。

○高石政府委員 十一月五日、仙台高裁に対して、事実誤認、処分不当を内容とする抗告がなされたということは聞いておりますが、具体的な抗告の申身については聞いておりませう。

○佐藤(徳)委員 もちろん、これは裁判所に提出されたものでありますから、いざれ裁判の判断にかかわる問題であります。私は、真実であるかどうかはわかりませんが、その抗告の内容とどういふものを実は重視をしたいわけでありませう。法務省並びに文部省も抗告の申身は何であつたかを把握できるようにぜひひとつ御努力いただきます。

○高石政府委員 裁判所と本人との関係でございませうので、私たちの立場でその内容を手に入れることはちょっと困難でございませう。

○佐藤(徳)委員 要望しておきませうが、できるだけ内容の把握をお願いしたい、こう思います。

それで、関連いたしまして、地方紙の福島民友新聞という新聞がありますが、その十月三日の朝刊に「学校は閉鎖的」な体質をなくせ」という見出しで社説を掲載しております。ちょっと紹介をいたしますが、先ほどの局長答弁との関連がこの社説の中に載っているわけでありませう。

学校ではいわき市教委の調べに「いじめはない」と報告していた。なぜこんなウソの報告をしたのか。関係者の中には「いじめの事実を公表することになり、子供たちの将来にキズがついては困ると考えた」と、教育上の配慮をあげる向きもある。一理はあるが、この調査は生徒個人の名前まで世間に公表される性質のものではなかったはずだ。

こと「いじめ」だけではなく、教育現場の非行や校内暴力などの「事実隠し」は、目にあらざる。ある学校で教師の体罰事件が発生、教師はそれを認めたが、校長が否定し、教師に「かん口令」を出した例などもある。あえて言うならばそこには教師自身の保身があ

るとは言えないか。世間には「ヒラメ先生」という悪口がある。教師は教頭や校長になるために校長の顔色を伺い、校長は栄進するため県教委や地教委の顔色を伺う。上ばかり見て下(子供)を見ない、という意だ。それが今回の「事実隠し」になつたとはいえないか。

こういう内容なんでありませう。つまり、後段に出てまいりました「教師は教頭や校長になるために校長の顔色を伺い、校長は栄進するため県教委や地教委の顔色を伺う。」「私から言わせればまことに悲しむべき現象であります。そして誤った態度と言わなければなりません。

学校や教育における管理体制強化の内面と現状を私はこの社説が鋭く指摘しているものと理解をしたところであります。憂うべき教育とその荒廃、教育に対する情熱、子供に対する愛情の欠如等、あるいは教師の創造性の芽を摘み、子供の側に立つことのできない管理体制に問題があるのではないかと考えざるを得ません。これは単に私どもの県だけにあらわれていることではなくて、全国的風潮であることを前々から私も承知をしているところであります。これでは教育はよくならない、子供が教師に懐くはずがない、こんな感じも改めさせる考えはないかどうか、あるとすれば具体的方策を示していただきたい、文部大臣の見解をお伺いいたします。

○松永国務大臣 私は、いわき市小川中学で起こった佐藤清二君の自殺事件の関連で、その背景として多人数による佐藤清二君に対するいじめというよりも連続した恐喝事件があった、その被害から逃げることでできないということもあって自殺したということのようでありませうが、私は、前後の事情からいって、学校の対応は極めて手ぬるかつたというふうに見ております。まず私は言いたいのですけれども、いじめという言葉から来る感じは、意地悪とかいたずらとかあるいは仲間外れとか、そういう感じをいじめという言葉から受けるのでありますけれども、い

わき市の小川中学で起こっているいじめという表現でありまされども、これは意地悪とかいたずらとか仲間外し程度のものじゃなくして、重大犯罪行為がこの中学生によって佐藤君に対して行われておったということなんです、したがって、私は、いじめということよりも、そういう重大な犯罪行為が継続して行われておったというふうなとらえ方をするのが適切じゃないかと思うくらいなのです。そのぐらいの重大性を教育関係者が持つていただかなきゃならぬというふうに思っています。

そうしてまた、言うなればいじめをしたということよりは犯人ですね。その検挙その他も実は佐藤清二君が自殺した後に行われている。もっと早く多人数による継続的な恐喝行為がなされておったという事実が発覚しておったならば、もっと早く犯人グループの検挙もできたかもしれない。とすれば、佐藤清二君が幼い命をみずから断つなどという痛ましい事件は起こらなくて済んだかもしれないというふうに思うわけでありまして、私は、いじめというのを、いたずらとか意地悪とか仲間外し程度のものから先ほど言ったような重大犯罪というもので含めていじめという表現でありますけれども、この佐藤清二君に加えられた加害行為というものは、もういじめという言葉ではなくして重大な犯罪行為だという認識で我々は対応しなければならぬというふうに思うわけであります。

そういう意味で、学校の対応の仕方は必ずしも適切でなかった。先ほど先生御指摘になりましたように、なるほど中学生でありますから、そのいじめた子供、加害少年の将来のことを考えれば余り公表されない方がいいでしょう。しかし、被害少年の立場に我々は立たなきゃならぬ場合がしばしばあると思うのです。こういう加害行為がなされていくということがわかれば、適切な手を打ってとにかくその加害行為をとめなければいけません、被害の発生を未然に阻止しなければならぬ、これが少年の人権を守る上からも適切になさるべき

き処置だというふうに思うわけでありまして、その意味で、学校におきましては校長以下全教師が一致協力して、子供同士のいわゆるいたずらとか意地悪程度ならば別といたしまして、この事件のような集団による暴行事件、あるいは集団による暴行傷害事件、あるいはさらに恐喝事件などというものが起こった場合には、子供同士のいたずらとかいじめとかいう取り扱いじゃなくて、起こってはならない重大犯罪行為が学校の中で起こっているのだというぐらいの認識に立って、厳しく対応してもらわなきゃならぬというふうに私は思うわけであります。

そういうことで、実は、既に先生も御承知と思いますが、去る六月二十九日にも、いわゆるいじめというところであるけれども、その中は軽いことから重いところまであるが、とにかく学校が重大な事柄として校長以下教師が一致協力してこれに対応して、そしてそういう事件の発生を未然に防止するように、そしてそういう事件の発生を根絶するようにやってももらいたいという指導通知を各都道府県の知事さんそれから教育長さんあてに発令して、そして適切な指導をお願いしたところでありまして、必ずしもそのことが徹底してないようでありまして、急遽、各都道府県及び指定都市の教育委員会の主管課長を東京に招集いたしました。さらに適切な対応をするように指導すると同時に、今度は全国的な点検までして、いじめ問題が根絶されるように我々は全力をもってこれに取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○佐藤(徳)委員 見解はわかりましたが、私が質問をいたしました全国的な風潮、先ほど社説を引用させてもらった教師の問題、これについての見解をお伺いいたします。

○高石政府委員 教育行政機関もそして校長も教員も、基本的には子供の教育をどうするかという子供に主体を置いて教育の展開が図られなければならないのは当然でございます。したがって、いまして、それがそうでなくして、子供に焦点を合わせ

ない対応というのは非常に問題でございます。全国的にそういう風潮があるのではないかと、御指摘でございますが、必ずしもそうではございませんで、むしろ的確な教育委員会の指導、そして校長のリーダーシップ、そういうものによって学校現場において全力を傾けて非常に困難な地域の子供の教育に当たっている学校も相当あるわけでございます。校内暴力事件の発生以来、この問題については再三論議が行われて、そういう子供に焦点を合わせた対応によって一致協力した体制づくりが行われて現場の問題が解決に向かいつつあるという状況にあるわけでございます。

ただ、一方において、そうした目に見えないいじめというような陰湿化した内容については、教師側、学校側になかなか目が見えないという点がある。先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、その根絶に向けての努力をしたいというふうに思っております。したがって、一概に教職員が校長を向いている、校長が教育委員会を向いている、そういう全国的な風潮であるとは思っておりません。

○佐藤(徳)委員 私はやはり現場を知らないなと思っております。現場に入ってみてください。それがどういふ状態になっているかというところは歴然とするはずなんです。確かに、おっしゃるとおり全部がそういう状況であるという言い方は私にはいたしません。しかし、目に見えていない問題だけにかなり問題があるわけでありまして、そういう風潮は必ずあるというふうに指摘をしておかなければなりません。十分現場の立場に立つて、今日教育はどうあるべきか、教師はどうあるべきか、校長や教頭はどうあるべきかという指導性を基本的観点に立ってお願いをしたい、こう思っています。

さて、公立であろうが国立であろうがあるいは私立であろうが、今日さまざまな事件が実は起こっていることは御承知のとおりであります。

す。

そこで、また、これは私立の学校の問題について事実関係をちょっとお尋ねしたいわけでありまして、三重県に日生学園という高等学校がございます。私立であります。この問題につきまして、十月二十三日に参議院の決算委員会において、そしてまた、さらに十一月六日の予算委員会では我が党の同僚議員であります本岡昭次議員が、日生学園で起こりました集団リンチ事件、教師の暴行、連続する事故死や自殺等の実情をただし、日生学園の暴力的体質の根本的改善と生徒の人権保障の立場からその解決を求めて、文部省も一定の答弁をされたはずであります。

私の調査によりますと、法令で定められております私立高等学校の所轄庁である都道府県であります。この場合でありますと三重県になるわけでありまして、事実解明と学校管理体制の見直しを図れという内容を総務部長名で実は発しているわけでありまして、いわゆる指導文書であります。これは八月二十九日付であります。それを翌日の三十日に日生学園の副理事長に手渡しした事実があります。三重県の方針といたしましては、日生学園が改善方策を提示するまで補助金交付を停止することを決めて、現在交付は停止されているはずであります。予定といたしましては、第一次の交付決定は十月、第二次の交付決定は三月月になっていくわけでありまして、特に十月の場合の第一次の内訳は、日生学園第一高等学校に七千六百六十六万、第二高等学校に九千九百九十九万三千円、合計一億七千五百五十三万三千円あります。私立学校に対する補助金交付を保留するあるいは停止するという思い切ったこのような措置は余り全国的にも例がないのではないかと思いますけれども、それだけに学園に重大な問題が発生していると私は判断せざるを得ません。それで、文部省が把握をしております日生学園における事件の実情について報告をいただきます。

○高石政府委員 県の報告によりまして、事件として報道されたのが幾つかありますが、一つは、

上級生による集団暴行事件でございます。これは六月ごろ寮の上級生が下級生をいじめるといふような事件で、打撲等の傷害で全治二十日間の診断書つきの、いわば集団暴行事件が発生したということでございます。

二つは、食堂での事故死事件でございます。これは七月十八日午前三時過ぎに学園の食堂のシャッターに首を挟まれて死亡している生徒が発見されたということでございます。これは警察の検視の結果、窒息死ということでございまして、事故による事故死であるという認定が行われているということでございます。

三番目は、飛びおり自殺、これは八月二十六日に発生した事件でございます。時計塔の窓から飛びおりて死亡した。検視の結果は本件は自殺であるということと処理されているということでございます。

こういう生徒の上級生によるいじめの問題、それから自殺、不慮の事故死、そして先生方の指導による体罰問題を含めたものも問題があるというふうな報告を受けているわけでございます。

○佐藤(徳)委員 警察庁の方、いっしょに、先ほど申し上げましたように、参議院の決算委員会及び予算委員会でも本岡議員が質問した際に警察庁が答弁をされております。それは日生理学園内で起きた四つの事件について答弁しているはずでございますが、事件の事実関係について明らかにしてください。同時に、その背景と直接原因は何であるのかを含めましてお願いいたします。

○根本説明員 お答えいたします。ただいま御指摘いただきましたように、本岡先生の御質問に対して警察といたしましては四つの事案を認知して処理しております。これについてもう少し詳しく申し上げたいと存じます。

一つ目は、上級生による下級生に対する暴行事件でございますけれども、昭和六十年、ことしの七月四日に被害者から被害届を受理いたしました。関係者から種々事情を聴取いたし、捜査を行いまして、同校の三年生五名が学校の寮内において、一人の一年生でございすけれども、掃除の仕方が悪いとかいろいろな理由をつけて暴行を加えた事件、合わせて五件を立件いたしました。九月二十日に送致しております。

二つ目の事案でございますけれども、これは七月十八日に発生いたしました。学園食堂内において生徒が、食堂と厨房の間にちょうどシャッターがございすけれども、そのシャッターに首の部分を挟まれて死亡していた事案でございます。現場の状況や検視等いろいろ調査した結果から、みずからの過失によって首をシャッターに挟まれて窒息死した、こういうふうな判断しております。

三つ目でございますけれども、これは八月二十六日に発生したものでございす。時計塔の下に倒れていたというところで、いろいろ調査しましたところ、時計塔の窓の付近に履物がきちんとそろえてあったというふうな状況、それから数日前にも本人が自殺をしようとした事案がございす。そういうことから自殺と判断しております。

四つ目は、九月二日に発生した同校の、日生理学園の先生による体罰事件でございますけれども、これは三年生の生徒でございす。先生方の注意に従わなかった、非常に反抗的な態度をとった、こういうことと大変立腹してその生徒の顔を殴りつけて鼻骨を折るというふうな傷害を与えた、こういう事件でございまして、これを立件して十月三日に送致しております。

先生御質問の、その背景とかそういうことでございすけれども、実際問題として我々としては、こういう事案を法律に照らして事実究明して処断するということとございすので、そういう判断はなかなかできかねますが、ただ短い期間の間にこういうふうな四件もの事案が続いているというふうなことで、非常に重大な関心を持ってこれらの動きを見てまいりたい、こういうふうな考えております。

○佐藤(徳)委員 ちょっと文部省にお尋ねいたしますが、同じ質問でありますけれども、今警察庁から報告をされました四つの問題に対する背景な根本的な原因は何だとおつかみになっているんですか。

○高石政府委員 まず一つは、この学校の建学の精神といたしまして、いわば勉強だけではなくして日常の行動についても厳しいしつけをして、そして人格の完成を目指す、こういう建学の精神を創設のときから持っているようでございます。そういう方針のもとに、普通の学校では見られない、朝早くから掃除をさせるとかいろいろ厳しいしつけをやるというような教育方針がとられてきているわけでございす。したがって、そういう方針の学校であるということを承知をして全国から多くの親たちがこの学校に子供を進学させるといふような形で、三重県だけではなくして全国的な規模から生徒が集まっているわけでございす。したがって、そこの中での寮生活というふうなものもあるわけでございす。また、預ける親の気持ちといたしまして、自分の子供の日ごろの状況を見て、そういうところで厳しい教育をしてもらいたいというふうな心情も重なり合っていると思ひます。したがって、そこ

に在学する生徒の気質なり、それから行動なり、これも非常に多種多様であろうかと思ひます。そういうところから学校は、集団生活の中できちっとした教育を展開したいということで、ほかの学校に見られない、ある意味での厳しい教育方針が展開されてきていると思ひます。

それはそれで結構でございますが、その具体的な展開の場においてそれが行き過ぎてまいりますと、いわば暴力事件になり、そして結果として子供たちにマイナスの成果を上げることになろうかと思ひます。したがって、教育指導上はそういう点に十分留意しながら、およそ暴力事件を伴うような指導であるとか、上級生による下級生への暴力事件とか、そういうことが発生しないような指導を基本にやはり一方において考えてやらなければならぬ。そういう点の配慮というものがあるに十分バランスよくとられていなかったと

いうところが、そういう事件を引き起こした一つの要因ではないかというふうな思っているわけでございす。

○佐藤(徳)委員 確かに、今お答えの中にありましたが、建学の精神、学校の方針を是として、その厳しさに耐える子供に育てたい、そういう親と子供の気持ちの一致から入学をさせた事実は確かであろうであります。私の調査でもそういう状態であります。

だが、問題は、入学をしてみたらその建学の精神や方針と実行行為は全然違っていたという事実が今日露呈をされてきているわけであります。行き過ぎどころか、以前戸塚ヨットスクール問題が大きな問題になりましたけれども、私の調べた範囲では、むしろ問題にならないほど上回っている、ひどい状態だということを言わざるを得ませんし、それは後ほど紹介をしたいと思ひます。

さてそこで、被害を受けた生徒の親たちが、余りにもひどい集団リンチ、教師の暴行、連続する事故死に意を決しまして、日生理学園被害者の会を組織して立ち上がりました。文部省と法務省にちよっとお尋ねいたしますが、日生理学園被害者の会が組織をされて、その改善を目指して運動している事実を知っておられますか。

○高石政府委員 三重県当局からの報告によりますと、人権擁護委員会に被害者グループの方々から申し入れがなされているという事実は知っておりますが、どういった具体的な内容について申し入れられているかは承知しておりません。

○永井説明員 私どもの方には、被害者の会からは申し立てはございせんが、日生理学園の元生徒から、上級生から集団暴行を受けたという人権侵害の申し立てがなされており、現在津地方検察局において、関係者から事情を聞く等をして調査中でございます。調査の結果に基づいて適正な対処をしてまいりたいと考えております。

○佐藤(徳)委員 重ねて法務省の方にお尋ねいたしますが、十一月九日に、三重県弁護士会が日生理学園に立入調査を実施したはずであります。御

承知でしょうか。もし知っておられるとすれば、その調査内容と調査結果をお知らせください。

○永井説明員 お尋ねの日生学園の件につきましては、御指摘の日本弁護士会のはか文部省あるいは警察庁の立場から、それぞれの立場で調査が行われておるといことは承知してございまして、その結果につきましては関心を持ちながら調査を進めておるところでございします。ただ、個別的な調査につきましては、私どもの方で具体的に述べた立場ではございません。

○佐藤(徳)委員 昭和六十年九月二十八日付で、代理人として弁護士一名、さらに申立人十二名の連名で、三重県弁護士会人権擁護委員会にて救済申立書を提出しておりますが、その事実を御承知でしょうか。知っておりますしたら内容をお聞かせください。

○永井説明員 そういふ申し立てがあったという事実は承知してございますが、具体的な内容につきましては申し述べる立場ではございません。

○佐藤(徳)委員 それでは、私の方で紹介をしておきます。

実は、今申し上げた救済申し立てが出されているのですね。これを見て私も驚きました。そう長い文章でもありませんから、必要な部分だけちょっと引用させていただきます。

私立日生学園高校における暴力事件に関し、その真相を明らかにされ、申立人らが蒙った被害の回復と同高校において今後暴力事件の起らないよう適切な措置をとられるよう救済を申立てます。

これが「申立の趣旨」であります。

そして、その「理由」として幾つかあります。

「第一、申立に至る経緯」として

一、申立人らの子はいずれもも日生学園高校に在園していたものである。

二、日生学園は全寮生の学校であり、学園内では上級生によるシゴキやリンチはもちろん、教育の名による教師の暴力が横行し、いわば暴力学園の様相を呈している。

そのため、同学園に学ぶ子供達が、学園をやめたい、家に帰りたいなどと父母に訴える

と、教員らはそれは家に帰りたいため、子供がいつもつかう口実だ。暴力事件はない。父母はその手に乗ったらダメだなどと事の真相を隠し、親と子を切り離そうとし、しかも学園をやめたいと訴える生徒には、教員や上級生が暴力をふるい、二度と事の真相を親や他人にいわせないようにしている。

このような中で子供達の学園からの脱走が相次いでいるが、発見されると連れ戻されて(大半が発見し連れ戻されているようである)暴行を受けるため脱走するためには決死覚悟が有るのとこととあり、結局子供らは学園の暴力的体質のためおびえきり、学園内のことは一切他言しない状況となり一層学園内の暴力事件が横行し、またこれらが世間の批判さえあびない状態となっている。

三、しかし、この数カ月の間に新聞報道などで表面化した事件をかい間みるだけでも、その異常さは顕著なものである。

すなわち、昭和六〇年七月四日には、申立人永井の子永井清人が上級生に集団リンチを繰り返され、全身に約三週間の傷害を負ったことで警察に被害届が出され、同年七月一八日には同学園生〇〇〇〇が

名前をあえて伏せます。

同学園内で変死し、同八月二六日には同学園生〇〇〇〇が時計台から飛び降りて自殺するなどで、外にも自殺未遂が二名出ているようでもある。

四、このような、異常事態の中で、申立人らは「日生学園被害者の会」を結成し、日生学園における数々の暴力事件の真相究明とその責任の所在の明確化を求め、再び暴力事件が発生しないよう、またさらなる犠牲者を出さないために緊急に取るべき措置が講じられるべく本救済申立に及んだ次第である。

第二が「被害の実態」であります。これが実は

物すごいんですね。

次に述べる被害の実態は、氷山の一角であると思われ、今尚学園生の脱走が相次ぐ中で、隠された被害は甚大なものであると思料される。

一、申立人鈴木厚雄、弘子の子、鈴木勝巳は、昭和五九年四月五日に同学園に入學したところ、入學三日目から上級生によって暴力を受け、頭、胸、足首に青アザが絶えることない毎日であり、さらに毎日夜になると上級生がかかる首をしめ気絶させられる状況で右側頭部挫創の傷害を負わされ、同年六月一八日退學するに至った。

二、申立人鈴木某の子〇〇〇は、昭和五九年四月に同学園に入學したものであるが、入學後暴行を受けるなどしたため、同年五月二二日集団脱走を図ったことから、上級生に首をしめられたり、床磨きの際、落下傘部隊と称して二段ベッドの上から背中へ飛び降りたり、後から足蹴りや棒でこづかれるなどの暴行を受け、このままでは不具者にされてしまうと感

じ、同年五月二九日夕、山中に逃げ込んで脱走を図り、同年六月に退學するに至った。

三、申立人〇〇〇の子〇〇〇は、昭和六〇年四月八日、同学園に入學したものであるが、同月一五日から上級生によるしごきが始まり、同月末日頃まで暴行・脅迫行為が繰り返された。

右申立人は右事実を聞き及んだことから、同年五月一日に子を帰宅させ、同学園に事態の改善方を申入れ、同年六月三日からは再び学園に戻ることもなかった。しかし、再び連日暴行脅迫が繰り返され、加療約二〇日間を要する右大腿部、同下腿部打撲、右足関節捻挫の傷害を負うに至り、命からがら脱走を図り、同年六月三日退學するに至った。

四、申立人〇〇〇の子〇〇〇は、昭和五九年四月八日、同学園に入學したものであるが、同年五月二二日、担任の先生から「学校をやめたい人は申し出る様に」と言われたので、申し出

るや、いきなり手拳で鼻柱を殴打され、転倒して頭部を打ちつけ失神してしまつた。そして翌日二二日子は集団脱走を図り、同年九月に退學届を提出した。尚、集団脱走の際、右申立人は同学園の教師が折れた松葉杖をふりまわし、半狂乱でわめいている姿や、つかまつた子供を教師が腹部をけりあげるなどして

いるのを現認している。

五、申立人〇〇〇の子〇〇〇は、昭和六〇年四月八日、同学園に入學したものであるが、入學後三日程してから、床磨きのときに二〇分位にわたって上級生から足を蹴られたり、払ったりされ、また教室から寮へ帰る途中、いきなりとびげりをされたり、自習勉強の時には姿勢がくずれと後から安全ピンを伸ばしたもので背中を刺されたりなどの暴力を受けた。さらにトイレにもいかせないような仕打にあつたり、熱い風呂に長時間入れさせられたりなどのいやがらせも受け、同年五月三〇日退學した。

六、申立人〇〇〇の子〇〇〇は、昭和五九年四月八日同学園に入學したものであるが、同年五月下旬頃、上級生から、胸をなぐられ首をしめられるなどして傷害を負われ、現在でも手をあげると鎖骨が突き出すような後遺傷害を残している。他にもマラソンが遅いと言つては、足を蹴られるなど常時であった。

また、同年六月一日頃、体調が悪いと親に訴えたことから、申立人らが担任の先生に申し入れたところ、健康診断をすることを約束したにも拘わらず、二週間放置された。結局同六〇年一月一日退學届を出すに至った。

「第三、学園の暴力実態」として

一、前述した申立人らの子の被害は、氷山の一角であり、申立人らで構成する「被害者の会」が調査したところでは、日生学園における暴力は狂気としかいいようのない事態となっている。

すなわち、最近では、教師に鼻を殴られ、入院している生徒もいるようであり、自殺未遂者が二名出ているようでもある。また二年前には集団リンチで殺された生徒が自殺として処理されたとの声も耳に入ってきている。

また、昭和六〇年八月二十六日に自殺したとされている〇〇に關しては、死亡時頭頂部及び上腕部に鉄パイプの様なもので殴打された痕跡があり、自殺直前に教師又は生徒にリンチされ、死に追いやられたのではないかと、疑念を強く抱く状況にある。

さらに同年七月一八日に〇〇が食堂のシャッターに首を挟まれて死亡したという事件については、前記〇〇が死亡前にリンチで殺されたと親に述べており、または死亡場所が食堂ではなかったとの声もある。

二、生徒間のリンチ、暴行の態様は既述したが、その外にもホッチキスを全身に打ち込んだり、ごきぶりやカブト虫を食べさせたり、あげくは大便を食べさせるなどという事態まで起きているようであり、これらの暴力は日常茶飯事に行われ、陰湿極まりないものがあり、到底正常な学園生活とはいえず、狂気の沙汰としかいようがなく、生徒が人間として生きていくためにも早急に事態を正常化し生徒の人權を守っていくことが社会的にも要請されているものである。

こういうのが、少し時間がかかりましたが紹介をさせていただきました。生徒の証言等の文書も私持っておりますけれども、子供の人權にかかわる大変な問題だと私は理解をするわけでありまして。

そこで、文部大臣並びに法務省の、これからいろいろ審理がなされるのだらうと思いますが、私も、この今私が読み上げた内容についての感想なりあるいは見解なりをひとつお示しいただきたいと存じます。

○松永国務大臣 今先生が読み上げられた内容自体については私もとしましてはただいまのところコメントする立場にありませんが、しかし、先ほど高石局長も申し上げましたように、この学校で上級生による集団暴行事件、これは明らかでありますし、あるいは飛びおり自殺事件、こういったこともあったことも明らかであります。教育の現場で暴力事件あるいは体罰事件等があつてはならぬことではありますから、そういう意味ではこの学校の管理体制には非常に問題があるというふうに私も受けとめております。

そこで、直接監督する立場にある三重県において、学校管理のあり方等について改善措置を求めているところでありまして、また、この学校のあり方について調査もしております。また、その学校で、そうした管理体制の是正措置が適切になされるように私も指導していきたいと考えておりますし、また、三重県を通じて真相の把握にも今後とも努めてまいりたいというふうに考えております。

○永井説明員 先ほど申し上げましたように、私どもの方は、元生徒からの上級生による極めて悪質なリンチと申しますか集団暴行が行われたというところを起点にして現在調査中でございます。また、調査の過程で今先生御指摘ございましたような他の集団暴行あるいは体罰等の情報も提供されておるところでございます。鋭意調査を行いつつ適切な処置をとってまいりたいと考えております。

ただ、私どもは、従来いじめ前あるいは体罰問題をとりえまして、人権意識の立ちおくれあるいは相手方に対する思いやりの欠如ということを感じておりまして、この面について積極的な啓発活動を行つていかなければならないというふうに考えております。

○佐藤(徳)委員 それぞれの御見解を承ったわけでありまして、我が国のこの民主主義社会の中でこういうものが存在すること自体が間違いないのでありまして、存在をしないならぬ、当然改善をしなければいけない、こう私も思っているわけでありまして。

そこで、所轄庁は前段申し上げましたように三重県だから、その処理等解決は三重県でやってくださいというわけにはいかないでありまして、事実私立学校といえども、あるいは建学の精神や学校の厳しいしつけの方針が立派だとは言つても、行われている実態というものが、まさに非民主的といひますか子供の人權にかかわる重要な問題、そして事教育の場でも起つていて問題であるだけに、先ほど大臣からもお答えをいただきましたけれども、文部省自体ももっと強く指導、助言を積極的に行つて、生徒、父母はもちろんのこと、国民の期待にこたえるべきじゃないか、私はそう思うのです。そのために担当者文部省が現地に派遣をして、その実態を探索し、日生物学園の改革に向けて努力すべきだと思います。そしてそのことは、生徒たちがリンチを受けている暴力あるいは恐怖心、そういうものから解放してやることのできるし、誤った道からこれを解放し、正しい民主主義教育のレールに乗らせることじゃないかと思ひますけれども、そういうお考えが文部省にありますかどうか、お答えをいただきます。

○高石政府委員 私立学校は、本来私学自身が一定の教育方針に基づいてやつていくわけでございます。したがって、自主的な改善策がまず先行しなければならぬのでございます。

既に三重県の指導によりまして改善の方向がとられていく点が幾つかございますので御報告申し上げます。一つは、授業終了後十五時から夕食時の十七時半まで全員参加のクラブ活動を全教員で実施するというところで、従来生徒による暴力事件の発生が多かつた時間帯については、教職員を含めまして全部の生徒を対象にしてクラブ活動をやつという方針が改善策としてとられております。二番目は、寮の編成を学年別とする。従来は上級生と一緒に寝泊まりしていたが、それがいろいろ問題を派生している、窮屈な思いを下級生がしているという状況もあるようでございますので、できるところからそういうことをして、こうという改善策がとられております。三番目

は、間食の増量。運動の激しいときないしは学期末の試験のときには、シャッターによる圧死事故などの事件が起きないように、子供たちに空腹感を与えないように十分間食の増量を図る。四番目は、朝の時間。従来は四時五十分から行われていたわけですが、これを五時二十分におくらせることで睡眠時間を長くするという改善策をとる。五番目は、月一回すぐれた映画の上映をしていく。六番目は、土日の生活指導の充実。球技であるとか運動を寮ごとに実施する。三重県当局の指導も相まって私学自体でそういう改善の方向がとられておりますので、この内容を見守つているところであります。

なお、文部省がそれぞれの事件が起きた学校現場に直接乗り込んで、いい悪いにつけてこうしろあしろというような制度になつておりませんし、あくまでその指導、助言をすべき三重県当局を通じて、そして学校の自主的な改善にまつことが必要でございますので、いい悪いにつけて文部省が現場に乗り込んであつたかどうかと言ふことについては慎重でなければならぬと思つております。

○佐藤(徳)委員 制度上の問題もありますから、私は一定の理解はいたします。しかし、改善の中心について今申されましたが、それが果たして今日実行されているのかどうかについても私は疑問を持たざるを得ないのであります。したがって、私どもの党も、先ほど私が申し上げました観点に立ちながら積極的に日生物学園問題に乗り出す決意でありますし、党の皆さんと協議をしながら、調査団など構成して事実説明と民主教育確立のために努力することをこの際表明しておきます。また、文部省もさらに積極的な指導、助言の態度をとつていただくことを要請しておきたいと思ひます。

さて、時間もあと十五分ほどに迫りましたが、今まで挙げましたのはいわば一、二の事例にすぎません。冒頭私が申し上げましたように、非常に困つた状況が新聞紙上でもかなり紹介をされてお

り、残念でならないわけでありました。

そこで、大臣にちよっとお尋ねをいたしますけれども、前回の臨教審の集中審議の際に、岡本会長を初め部会長の先生方からもいろいろお答えをいただいたわけでありました。臨時教育審議会並びに文部大臣がこのいじめの問題についてそれぞれ談話を発表していることも、その中身も私は承知しております。特に、臨教審が緊急総会を開いてこのいじめ問題を討議したと報告されました。そして一定の見解を出したことが越権行為であるかどうかという議論もあったわけでありましたけれども、その臨教審会長の談話の前段に次のことが述べられております。「その要因・背景として、受験競争の過熱や、児童生徒の多様な能力、適性等に対応し得ない学校教育の制度やその運用の画一性、硬直性あるいは閉鎖的な学校の在り方等の問題がある」と第一次答申でも指摘している、この結んでいるわけでありました。これにはいろいろな議論をしなければなりません、臨教審会長談話の今私が申し上げた部分について、一体大臣はどういう見解をお持ちになつていらっしゃるのか、その要因や背景について見解をお示しください。

○松永国務大臣 いじめの問題、あるいは先ほど言ったように、いじめを超える集団的な暴力事件とか恐喝事件とかいったものが学校で起こる背景につきましてはまことに複雑なものであるわけでありまして、臨教審の一次答申には、この間の審議会の会長談話のほかに、いじめ、非行あるいは違法行為をする子供がどういう状況下で幼児期から育てられてきたかという家庭における養育の問題、家庭におけるしつけの問題、それから家庭教育の問題等々まで指摘をなされておられるわけでありまして、いじめ、非行、違法事件等々の起こってくる背景につきましては非常に複雑なものであるわけでありまして、あるわけでありまして、これを分けて考えると、いじめとか非行が起こる場合にはいろいろな誘発要因があるわけですが、しかし、一方においては、どんなに非行、いじめ、違法行為についての誘発的な要因があつても、人間であ

りますからみずからの側にそれを抑制する力を本来持つておるべきで、学者はこれを抑制因子とか抑制する力とか言つておられますけれども、現在の状況では、一方においては誘発要因が前よりもふえているかもしれない。しかし、私は、抑制する力、抑制する因子がむしろ弱まっているのではなからうか、そこに問題解決の難しさがあるような気がいたします。

そこで、こういった問題を解決していくためには、誘発要因を一方においては取り除いていく、一方においては抑制する能力あるいは抑制因子を強めていく、その両方のことを行うことによって根絶ができるのではないかと思っております。ただ、現に起こっている問題については、適切に機敏に対応して、加害行為によって被害を受けている人を速やかに救済することが大事なことである、こういうふうに私は思っているわけでありまして、

そういう意味では、いじめ、校内暴力、少年非行などが憂慮すべき事態にあることにかんがみて、臨時教育審議会で会長談話が出されたということは時宜に過ぎたことではなかつたかと私は評価をいたしております。また、その要因、背景の二について指摘がなされているわけでありまして、それらも誘発要因の一つとしては考えられることであるというふうに私は思っております。

○佐藤(徳)委員 時間がないせいもありまして、これ以上言及できないわけでありまして、私は、いじめの問題を含めまして今日の子供の状態は、憲法十一条の基本的な人権の尊重なり憲法第十三条の個人の尊厳の問題に触れる子供の人権の問題ではないかと思つておられるわけでありまして、いざいざ機会がありましてこの問題について、大臣御専門家でありましてよくお話を聞きたいと思つておりますが、それまで大臣やられておられるかどうかかわかりませんが、もしやられておりましたら考えなども聞かしていただきたいと思つておられるわけでありまして、

さて、あと十分しかありませんので、最後になりますが、文部省は君が代それから日の丸の問題について通達を出されたはずでありますね。その通達の中身をひとつ紹介していただきたい。いつごろ出されたのか、日時を含めまして。

○高石政府委員 昭和六十年八月二十八日付で初等局長名で、各都道府県、指定都市教育委員会教育長あてに、「公立小・中・高等学校における特別活動の実施状況に関する調査について」という通知を出しております。

これは特別教育活動全体についての調査内容でございますので、その中の一つに、第三に「学校行事について」という中で、「入学式及び卒業式において、国旗の掲揚や国歌の斉唱を行わない学校があるのを、その適切な取り扱いについて徹底すること」という内容の通知を出しております。

○佐藤(徳)委員 議論の時間がありませんから、私も見解を異にする部分がありますので、いざいざ時間を割いて意見を申し上げたいと思つております。

次にお尋ねしたいのは、ことしの八月下旬の段階だと思つていますが、文部省の考えとして、「学校教育における国旗、国歌の取扱ひについて」という文書を発したことがありますが、ありませんか。

○高石政府委員 文書は先ほど申し上げました通知でございます。それをめぐりましていろいろ報道が行われているわけでございます。

○佐藤(徳)委員 報道が行われるのは報道の自由でありますから結構であります。私が聞いておりますのは、その報道される資料として文部省が文書を発した事実があるのか、ありませんか。

○高石政府委員 文書は先ほど申し上げました通知でございます。

○佐藤(徳)委員 その通知というのは、先ほどお答えになったのは学校に出したものでしょう。いかがですか。

○高石政府委員 先ほど申し上げましたように都道府県、指定都市教育委員会教育長あてに出した文書でございます。

○佐藤(徳)委員 その文書の中には、「参考」として「日教組の見解概要」としたような文字が入つておりますか、入つておられますか。

○高石政府委員 国旗、国歌に関する内容につきましては、先ほど私が申し上げた表現でございますが、それ以上の内容はございません。

○佐藤(徳)委員 それでは、重ねてお尋ねをいたしますが、八月二十八日の記者クラブ会見のときに、こういう文書を出しているでしよう、局長。極めて重要な問題なのでお尋ねいたします。

○高石政府委員 この資料は出しておりません。

○佐藤(徳)委員 おかしいですね。文部省の方が配ったのにどうして文部省が否定されるのですか。私はこの資料を文部省に提出してもらおうと思つて要求をいたしましたら、その文書を発した覚えがないというのであります。ところが、私の調べでは八月二十八日にこの文書を出しています。しかも中身が重要なのであります。例えば「国旗、国歌の法的根拠」の問題については、「日の丸」を国旗とし、「君が代」を国歌とする法的根拠はないが、長年の慣行により、「云々」とあります。そして、「君が代」の歌詞は、「天皇の御代は、千年も万年も、小石が成長して大きな岩となつて、それにこけがはえるまで、いつまでも続いてお栄えになるように」と言う意味であるが、現行憲法の下では、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇をいただく日本の繁栄を願つたものとして、理解すべきである」とまで書いてあるのです。文部省が出した文書ですよ。どうなんですか。

大体、我々が審議しておるのに、資料要求して拒否して、出したこともないなんて言いながら、一方でこういうのを配つておられるのは国会軽視じやありませんか。どうなんですか。

○高石政府委員 公式の文書として外部に文部省の資料として配ったことはありません。ただ、文部省ではいろいろな内部で検討する際に資料はいっぱいつくるわけでございます。そういう内部資料の一つであることは事実でございますけれども、

それを外部に発して、こうであるああであるという文書として配った覚えはございません。

○佐藤(徳)委員 納得できません。記者クラブにこれを配ったんじゃないやしませんか。新聞記者クラブに配って、我々国會議員が資料要求したときにその提出を拒否したり、あるいは出した覚えがないという返事をするということはどういうことなんでしょうか。

○高石政府委員 記者レクは担当課長の方でやりまして、今聞いてみますと、記者クラブの席でそういう資料は配っていないと言っております。

○佐藤(徳)委員 とにかく、これが明らかになるまでこの問題について審議できません。

○阿部委員長 暫時休憩いたします。
午前十一時四十八分休憩

午前十一時五十分開議

○阿部委員長 委員会を再開いたします。

佐藤(徳)委員

○佐藤(徳)委員 これは内部資料であるということとは認めますか。こういうものを内部資料として文字にしたということだけは認めますか。

○高石政府委員 記者クラブに配ったのは、通知と県別表、これは配りました。それで、今お見せいただいたものは、内部資料として私たちが作成したものはございません。

○佐藤(徳)委員 時間も参りましたからこれでやめますが、しかし極めて重要だと私は思います。私どもが審議に必要なために資料の要求をして、ちゃんと内部資料があるということまで今お答えになったとおりであります。この資料要求に対して拒否をするという文部省の態度について、私は問題があると思うのです。だから、事実関係について私もっと調査をして詰めますけれども、十分ひとつ内部検討もお願いをいたしまして、場合によっては理事会で協議をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○阿部委員長 ただいまの佐藤委員の質問については、後刻理事会において協議させていただきます。

午後零時五十分再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十二時五十二分休憩

午後零時五十二分開議

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○中西(續)委員 国鉄の方はお見えですか。

それでは、まず国鉄にかかわる問題を文部省がどう対応しているかについて簡単に聞きましておきたいと思っております。本格的な論議についてはまた後日十分時間をいただいでやるつもりでありますけれども、この点だけ一つお聞きします。

五十二年ごろから国鉄側から文部、厚生両大臣に對しまして、総裁名で公共負担の軽減方についての申し入れをしておるはずでありますけれども、何回にわたって、いつやったのかを明らかにしてください。

○片岡説明員 お答えいたします。

国鉄総裁名で五十三年八月三日並びに翌五十四年八月十日、文部大臣並びに厚生大臣に對しまして、所要の措置を講じていただきたい旨の要望をしてございます。

○中西(續)委員 金額は。

○片岡説明員 五十四年度について申し上げますならば、厚生大臣に對しましては四十五億圓、文部大臣に對しましては六百四十九億圓でございます。

○中西(續)委員 その中身を何をして公共負担としておるのか。厚生省は必要ありませんから、文部省の分のみで結構でありますから、この分の内容についてお示しください。

○片岡説明員 通学定期につきましては、国鉄運賃法に言う法定限度五割引きと実際の割引率との

差額についての所要の措置ということでございまして、その後何か措置をいたしましたか。

○片岡説明員 ただいま文部省の方からお答えがございましたように、五十五年から関係省庁間の検討会議をお持ちいただいて種々御検討いただいておりますこととございまして、その後、国鉄といたしましては、その結論を待つてということと、現在までの間、総裁名での所要の措置の要望はいたしておりません。

○中西(續)委員 そうなりますと、この要請をしたのは五十四年八月十日、今言う六百四十九億圓を措置してくれということをお願いして、それを受けて十二月には閣議でもってこうした了解をしておるわけですね。日本国有鉄道の再建についての閣議了解があるわけですね。

ところが、六年経過しても何ら具体策は浮かんでいないということになり、国鉄側もそれについては全然追及していない、片や閣議了解はしたけれどもこの点についての検討は全く進んでいない、こういう結果だということをここで確認してよろしいですか。

○大崎政府委員 この点についてまだ結論に達していないという点につきましては、そのとおりでございます。

○中西(續)委員 では国鉄側に聞きますけれども、国鉄側は、いつ果てるともない、そうしたものを破産するまで待つておるといふ態度ですか。

○片岡説明員 国鉄といたしましては、非常に重大な財政危機にかんがみまして一刻も早い所要の措置を望んでおるところでございます。しかし、国全体としての対応策として、先般監理委員会の意見にもございましたように、むしろ私鉄を上回る部分について政府等で所要の措置を講ずるべきではないかというふうな御意見もあつたようでございます。それらを総合しながら今後の対応措置をお願いしてまいりたいと考えておるところでございます。

○中西(續)委員 これも今やつてないから幾ら言ってもしょうがないのですけれども、私たち、国鉄問題を論議する際に、まず第一に、国鉄の態度

がみずから崩壊していくことを待ち望んでおるような状態であるということですね。これは重要な問題、今一億円たりとも現場の皆さんの場合には徹底的にしていっておるでしょう。そのときに、六年間にわたってしつ放し、何も後やっとなじやないですか。文書があるなら出して下さい。しかも、今度は文部省側について見ますと、六年間やっただけでも何と具体的なものが——その経過について後で私は資料を出してほしいと思います。きょうはこれだけでとめておきます。これらの問題についてはまた後日詳しくやっきたいと思ひますから、両者ともこれから以降の対応の仕方はどうであつたかというのを文書でも出して下さい。

それから二つ目に、地方交通線の第一次廃止など相当決まっていたようでありましたけれども、その結果学生生徒が通学する際に、あるいは通学不能になったためにどういう状況に置かれておるか等については、文部省は調査をなさつておられますか。

○大崎府委員 国鉄の赤字ローカル線の廃止に伴います通学生徒の影響につきましては、昭和五十六年に都道府県の教育長協議会が調査をいたしておられます。その結果によりまして、その時点で影響を受ける生徒が約三万人程度ではないかと想定されておるところでございます。

○中西(續)委員 こういう廃止線が出まして、既に本年度に入ってからそうした具体的な影響が実際にあらわれておるわけですね。ですから、その点について、影響を受ける人が三万人いりであらうということは一応従前の経過からしてつかんでおられるけれども、その後どのようになつたかについてはまだ不明であると理解をしてよろしいですか。

○大崎府委員 その実態につきましては詳細に把握はいたしておりません。

○中西(續)委員 いやいよ第二次線の廃止になつてくるわけですね。そうしますと、廃止に伴う問題は二次の場合にはさらに強まってくる可能性

が強いわけですね、数が多くなるわけでありまして、から。したがって、こうした点についてこれから以降どのようになるつもりか。この一次線について調査をし、そしてこの分については、教育という観点からこれから追及をするつもりであるかどうかをお答えください。

○大崎府委員 文部省といたしましては、教育上の観点から、路線が廃止された場合に他の方法、バス等による通学手段の確保、あるいはその際の通学費の軽減というところにつきましては、運輸省等に十分な配慮を要望しておるところでございます。また、引き続き各地域の実情に応じた対応というものは、関係方面と十分連絡をとってまいりたいと考えておるところでございます。

○中西(續)委員 この点については追跡調査していただいて、第二次廃止に伴う問題とあわせて徹底的にやっしてほしいと思ひますが、この点ぜひ手をつけてほしいと思ひます。要望しておきます。そこで、もう一点だけ国鉄に聞きますけれども、先ごろにちよつと返りまして、運輸大臣の方にはこうした問題については何らかのアクションを起こしましたか。

○片岡説明員 五十三年並びに五十四年、文部、厚生両大臣あてに要望いたしましたときに、同日付で運輸大臣にも同様の措置についての御支援をお願いしたところでございます。

○中西(續)委員 何もしていないというのはよくわかりました。国鉄問題については今一、二の例をこころして質問をいたしましたけれども、結果的には何らかの対策は進められておらないという結果が出ております。したがって、これは寄つてたかつてみないで国鉄つぶしをやつておるという内容で、この次に十分な時間をいただきます。そうした問題等について徹底的に討論してみたいと思ひます。——どうぞ、結構です。

それでは、私、給食問題について質問を申し上げたいと存じます。

既に御存じのとおり、現状から言いますと、子供の健康状態というものが、裕福になつてきたあるいは豊かになつたという反面、逆に破壊されておるのではないかと、あるいは危惧されておる。特に骨が折れやすいとか、あるいは成人病と言われる糖尿病が頻発しておるとか、心臓病が子供たちに大變ふえてきておるとか、さらにまた、顕著に目につく肥満児の問題等合わせまして、たくさん問題が出ております。しかもこうした問題というのは、正しい食生活でもってこれを防止できるということがだれしもわかつておるわけですね。そしてまた、今子供たちの死因の第一位ががんになつておるといふことを考えますと、原因が何であるかというところも考えなくてはなりません。そうなればなるほど、食教育というものが大変重要な位置づけを持つようになってまいりました。こうして、不足しておるときより以上に、今私たちはこうした問題について科学的に究明をしていかなくてはならぬということが言えるのではないかと思ひます。

そうした中で、先般私、十月十五日に延岡市立土々呂小学校というところで学校給食の米飯の中にネズミの頭部が混入しておつたということが明らかにされました。調査に行きました。この点、文部省は何回か向こうには調査に行ったのではないかと思つておられますけれども、確認の意味で、その事実を承知しておるかどうか、そして事態を重視しておられますけれども、その点どうでしょう。

○古村府委員 十月十五日にそういった事件が土々呂小学校で起きたということを聞きまして、即座に状況の報告を県から求めたわけでございます。と同時に、相次ぎまして文部省の担当官を派遣しますと同時に、日本学校健康会の方からも担当の人を現地に派遣して現地の調査を行ったという経緯でございます。

○中西(續)委員 この事件が発生して一週間後に私は行ったわけですが、十月二十二日に現地に入つたわけですが、県から報告を求め

め、文部省あるいは学校給食会からも行ったと言われておりますけれども、この土々呂小学校における対応、あるいは延岡保健所の対応、委託先のアサヒパンの対応を見ますと、問題点が幾つかあります。ただ、その際に、特に私が気づきましたのは、この責任者から事情聴取をしてみた際に、責任逃れの弁としか聞かえないような回答が出てきたり、あるいは対応をする面におきまして全く欠落しておる部分があつたり、そのために反省されてないという状況が私には映りました。その重大性というものをどのようになつた方たちはとらえておるだろうかというところを非常に危惧しました。特に私は、この健康、安全、衛生あるいは教育面からこれらを追求してみますと、こういう現場の、あるいはこの中間的な指導すべきところが、そういう状況であつたわけでありまして、文部省としてはその後指導なり、あるいは直ちにどう指導したのか、その点があれば……。

○古村府委員 学校給食を実施する場合におきまして、最も注意をしなければならぬといひます。か、留意すべき事項は、まさに安全な衛生の面であらうかというふうに思つたわけでございます。したがって、今御指摘のような非常に特異な事件が発生いたしましたときには、やはり学校給食を開設いたしております設置者、それから物資の供給をやつております県の学校給食会、その県の学校給食会の監督官庁であります県の教育委員会、それからそのお弁当をつくりました炊飯工場、それぞれ学校給食についての責任を持つておるわけでございますので、それぞれのものが十分な責任意識を持つてほしいということを強く指導をしてみたいところでございます。

○中西(續)委員 そこで、そうした指導をしたと言われますけれども、原因がどこにあるかといふこと、この追求がむしろ熱心でなかつた、積極的でないという面が、私はこの前行ってみてわかつたのです。私はここに原因が、やはり刑事的な事件までも含めて、どうも非常に深いものがあるので

はないかという感じもするのですけれども、我々の立ち入りあるいは調査権ではそこら辺までは立ち入ることはできません。しかし、日常的に立入検査をやっている各そういう今指摘があったところ、こういうところでは、わからないということでは終わらしたのではこれはまた再び同じことを繰り返す結果になるのではないかと。私はやはり積極的に、徹底してこれをするべきではないかと思つてます。なぜなら、もうそれは言うまでもなく、給食を受けている人が一千七百万人もいるという事態を考へてみたときに、こうした生命、健康、安全、衛生ということを考えれば、不明、わからぬでは済まされぬ問題だと私は思う。これを追求することによって、どこかに幾つかの欠陥なりそういうものが出てくるのではないかと思つておられます。したがって、この点ぜひ追求をしていかなくてはならぬと思つてます。

そこで、その間私が感じたことは、学校給食会です。この学校給食会が果たしてこうした衛生あるいは安全、このチェック体制が十分なされておったかどうかという、この点が一つ大変問題だらうと私は思うのですが、その点についての見解について……

○古村政府委員 この問題は大変特異な事件だといふふうに私申し上げましたのは、ネズミの頭の部分だけが弁当の中から出てきて、胴体の部分がどこへ行ったかわからないという形になっているということから、現場の保健所を中心として衛生管理をする機関は大変入りまして調査いたしました、なかなかどういった原因があったのかということとはわからないということでも今まで来ているわけでございます。

米の流れから見ますと、県の学校給食会が搗精工場に玄米から精白を委託いたしまして、そしてその米を袋詰めしたままアサヒパンの方に持って、アサヒパンの方で炊飯をするというふうな仕組みになっておりました、搗精工場そのものの作業過程を見ましたときには、全くそういったネズミが混入するような状況はない。それじゃアサヒ

パンの方にということではアサヒパンの方も調査いたしましたところ、保健所の係官等からも、いわゆるネズミがいたというふうな痕跡がない、ネズミのふんのようなものがない。となると、このネズミの頭が弁当箱に入つたという経路については、大変今の時点におきまして原因がどこにあるのかということがわかってないというのが現状でございます。

○中西(續)委員 入っていることは事実なんです。だから、どこでこういうものが、ネズミの頭などが混入したと考へられるかということが非常に問題になると私は思うのです。それには、推測すれば幾つか問題出てきます。だから、その点で先ほどから言うように、給食会が契約者であるわけですから、そこを指名しているわけですから、行つたときの対応などが非常にいいですね、こういう検査が非常にいいだったと私は思うのです。

そのほか挙げますと、保健所あたりにおきましても、実は保健所の問題としてこれはとらえられていないのです、現地へ行きますと、保健所はどうなのかという、延岡の場合には食料関係の監督官がわずかに六名しかいらず、実際行動する者は四名です。じゃ、どれだけできるかというのを聞いてみますと、年間十二回やらなくちゃならぬのにわずか二回しかやらないのが実態であるというのです。これが今の行革の本質です。しかも、パーセントでいうと二〇%くらいしかない状況です。この保健所の私たちに對する回答ですね。ところが、そこにはどうした衛生面についてのあれは任せられたような格好になってしまつてゐる。だから、どこかに責任をなすりつけるような格好になる。

ですから、このことを考へると、私は、ネズミの頭というけれども、これがどこで入ってきたかということ徹底的にやらなくちゃならぬ。事は米穀そのものがどうだったかということもあるでしょうし、挙げていけば幾つもあるでしょう。そ

して、皆さんが一番危惧しておる、例えば米そのものが実際に給食米と指定されたものであるかどうかということまでさかのぼらぬといふような問題がある。なぜなら、そのことは給食会だつて危惧しているわけでしょう。安い米、しかも質はいい米、こういうことになってゐる。ですから、そのことはあくまで推測だけれども、そういうところまでさかのぼって追求をしないと、この給食問題というのは余りにも問題が多過ぎるということになります。私には、こうした点、給食がだめだとかいうことでなくて、それをよりよくするための手段は何なのかということを追求めていくためにきょう議論をしようと思つてゐます。そうしないと誤つて、この新潮の記事なんかを見ますと、もうまさに給食が罪人扱いですね。こういうものであつてはならぬわけですね。

ですから、私は、そうした点をもう少し徹底して文部省が指導できる範囲、どこまであるか私よく知りませんが、さらにまた内容的にそれは追求するといふ、この姿勢が今給食会なりあるいは教育委員会なりそういうところにある。このことを私は痛切に感じたわけでありまして、この点、給食会そのものの性格づけというか、これはどういふ団体なんですか。

○古村政府委員 お尋ねの件は宮崎県学校給食会の性格というふうに理解いたしてお答えいたしますが、宮崎県学校給食会は昭和三十四年に財団法人として都道府県の教育委員会から許可を受けた法人でございます。そこでやっております仕事は各県の給食会と同じでございます。一つは給食用物資のあつせん、それから第二点として学校給食の普及充実に關する啓蒙の仕事という、二つが大きな仕事であらうかというふうに思つておるわけでございます。

○中西(續)委員 そうなると、契約者である学校給食会そのものが、先ほども申し上げるように、私が十月二十二日行ったのですけれども、その後、中央の給食会の方からも派遣をしていろいろ指導をしたようであります、この事務局長な

りあるいは川越理事長なんかとお会いをした結果が、例えば問題になつてゐるアサヒパンの方から、委託者側から事故発生後における報告などを受けたような状況は余りなかったですね。それから、私たちがいろいろ質問をしても、川越理事長なんかの答弁では、どこまでできるかわからないが解明に努力をするといふのが答弁ですよ。私に言わせると、非常に積極性に欠けた発言であるわけですね。極端な言い方をしますと、無責任な発言だといふ言ひ方がないのであれば、その結果が、そういう態度だからこそ十五日発生をして十六日にまた同じところから米飯を学校には運び込んでおるわけですね、停止もさせずに。こういう結果になつてゐますよ。

ですから、私は、こういうことでは、安全、衛生面から見ても、給食不可能だろつと思つてゐるのです、この保障はどういふふうに考へたらいいのですか、この対策は。

○古村政府委員 県の学校給食会がどういふ対応をしてゐるかということでございますが、今、十月二十五日に異物混入調査委員会というものを県の学校給食会に設けまして、そこでの原因の徹底追求という体制を整えたわけでございます。したがって、そういったことが必要でありますと同時に、こういった県の学校給食会が委託炊飯をしてゐますその炊飯の相手方がほかにも工場があるわけですから、そういった工場、あるいはまたパン加工をパンの会社に委託しておりますが、そのパン会社といったところに対しまして、理事長から強い注意の喚起を求める通知文を出したというのが現状まででございます。

○中西(續)委員 この調査委員会はいつ発足してゐますか。

○古村政府委員 十月二十五日に発足でございます。

○中西(續)委員 パン会社に対する注意文は……

○古村政府委員 十月十九日付でそういった通知を出しております。

○中西(續)委員 そうしますと、学校給食会は皆さんの指導によってそうした調査委員会の発足、徹底追求、そして注意文は出してありますけれども、今私が申し上げたような事件発生当日の指導についてもあるいはその翌日の指導についてもこういうことは欠けておるわけでありましてけれども、この注意文だけでこうしたことが果たせるだろうかと思ふのです。私は決してそういうものじゃない。したがって、こうしたことを十分監督できなかった学校給食会に対する指導責任は今度はどうですか。県教委ですか。

○古村政府委員 財団法人を許可したという観点からいえば県教委でありますし、それから、県の学校給食会に対して物を発注したという発注者側とすれば今度は延岡市ということになるわけでございます。その二つが県の学校給食会に対してそれぞれ立場からの物の言い方があるだろうというふうに思います。

○中西(續)委員 そうなりますと、私は県教委が指導監督が特に強いと思ふのは、この学校給食会に理事が二名派遣されてますよね、県教委の方から。そして、特に私がこのことを申し上げたいと思ふのは、調査に入りまして、延岡市の教育長はその当時名古屋に出張であつた。名古屋に出張しておつて、その報が入つたので、直ちに給食は中止すべきだということをわざわざ延岡市の教育長はやつておるのです。ところが、そのことが全然とまらずに、明るく日も同じところの米飯が入つてきている。だから今度学校側からそれを拒否をする、こういう状況が出ていますね。

私は、こういうことを考えてまいりますと、県の教育委員会というのは、派遣理事がおるのですから、少なくとも事故発生後直ちに緊急理事会を開くという対応が必要だと思ふのです。と同時に、そのための徹底究明、原因の究明等を含めましてやらなくてはならなかったと思ふのです。ところが、この前行つたときの県教育委員会

の教育長発言の中にも、私たちのときにははつきりしなかったのだけれども、その後の他の団体の追及の中で初めて、最終的な責任は私たちに、県教委にあるでしょう、こういう発言はしていますけれども、私は、そういう給食会あるいは県教委、それぞれ監督あるいは立入調査なりをして絶えず指導しなくてはならぬ側がそうした点についての関心が極めて希薄であつた、こういう感じを持つわけでありまして、その点はどうなんですか。文部省、今まで指導した中で、あるいは報告書を求められて、どういう感じを持っておられますか。

○古村政府委員 おっしゃいますように、これは物の受け取り方でございますが、県の学校給食会あるいは延岡市の教育委員会等に若干事態が起きたことについての対応の仕方で適切でなくうらみがあつたことは私の方もそういう感じを持っております。したがって、そういうことですから、県の教育委員会、県の教育委員会は監督官庁ですから、県の教育委員会を通して、強く県の学校給食会及び延岡市の教育委員会に対して、学校給食の基本に立ち返つたという責任意識の徹底ということを強く喚起いたしました。なお県の学校給食会に対しても、直接文部省からもそういった趣旨のことを申し上げた次第でございます。

○中西(續)委員 私は、そうした点で、こういうような「学校給食必携」、これは文部省、おたくが編集されたものですね。これを読ましていただきたまひまして、第二章の「栄養・衛生・安全」などというところを見ますと、文章としては本当に内容的には整備されています。褒めるわけじゃないのですよ。指導は文章だけで終わるわけじゃないのですからね。ですから、こうあるけれども、実態は今言うように、現場の皆さんの場合にはそうした点がやはり相当なれというのか、そういうものの中でし運営されていらない、そういう感じを受けました。

したがって、直接接しました延岡市の教育長あ

たりは、確かにそうした点についての私たちの指摘も認めました。ただ、問題は、設置者が直接立ち入つてどうだこうだという契約を結んでいないという、確かに文書の中にちよつと入つてはいますよ。入つておるけれども、両者の契約書そのものを見ますと、入つておるのには県学校給食会との製パン工場と、それと今度はそこに立会みたいない形でパン協同組合が何かの方が二名連署をしていふのです。だから、私はそうした点で、民間委託を推奨するわけじゃないけれども、そのようにして完全に設置者が大変な責任を負わなくちゃならぬのに、そういう面におけるかわり方からしますと、非常に手落ちがあるような感じがしますよ、実際の契約書を見せてもらつたり何かしますと。こういう点、これから十分あれしなくちゃならぬと思ひます。

そこで、今後の文部省の具体的対応、この面における延岡における指導をさらに強めなくちゃならぬと思ふのですけれども、どういう点について中心的にやっていくのですか。特に、一番最初から申しておる原因というものが何だつたかというのを明らかにせぬと、いつまでもどこかに責任をすり合ひのままだと終わるのじゃないかと私は思ふのだけれども、こういうこともあわせてお答えください。

○古村政府委員 先生御指摘のとおり、私はこの問題の原因追求ということが大変重要なことだと思ひます。したがって、関係機関に対しては原因の追求をしつかりやるようにということを今までも指導いたしてまいりましたし、今後その仕事をずっと続けていただきたし、今後そのお願い申し上げたいと思ひます。

と同時に、これは言わずもがなのことかもしれませんが、学校給食の基本というのは、衛生、安全な食べ物供給すること、これがまず基本でなければならぬということですから、その基本の精神を、設置者なり学校給食会あるいは学校給食の関係者としてはそういう意識を強く持つていただくようにという御指導を申し上げたいと思つて

おります。

○中西(續)委員 さらにそれは強めていただきましたと思ひます。

そこで、厚生省が指針を出していますね。それによりまして、「健康づくりのための食生活指針」で、「家庭の味、手づくりのころを大切に」、近年、加工食品の消費が急増しているが、便利さに頼り過ぎると食卓が味気なくなり、栄養のバランスも偏りがちになる、忙しいときも手づくり料理を取り合わせる心がけが望まれる、こういうぐあいに報告をしています。

そして、文部省は今度は、学校給食は国民の食生活の改善に積極的に資する、学校給食の機能の拡充と、こういうぐあいに学校給食法を見ますと、目的はもうここで読み上げる必要はないと思ひます。さらに目標はということになりますと、ここに掲げられておるように、大変私たちが従来から主張しておる内容になっていきます。ただ、ちよつと問題になりますのは、この目標の中の三項目に「食生活の合理化」ということがうたわれています。この合理化というのは、その後の「栄養の改善及び健康の増進を図ること」を指しているのではないかと思ふのです。そうしたことも含んでおると思ひますけれども、ただ、ことし一月出しました通知を見ますと、この点が私は大変気になるところであります。一月二十一日ですが、「学校給食業務の運営の合理化について」ということで局長名で出されています。これは何からこういう通知が出されたかというところ、もう行革案からの答申によるわけですから、そうなつてまいりますと、先ほどから論議してまいりました一番充実しなければならぬ質の問題、あるいは安全、衛生、健康、命あるいは教育という側面、こういう面を児童生徒を中心にして私たちはこれをとらえ考えなくてはならぬと思ふのです。これを抜きにして合理化というものがあつてはならない。ですから、この目標の「食生活の合理化」というのは、そうした行革案が出しておるような答申に合致するような合理化であつてはならぬ、そののみ

聞いて、文部省なりからのこうしたものによって縛られることなく設備者が決めていくという態度が望ましいと私は思うのです。そうでなかったら、一元的な、画一的な、この文部省の言う、行革審が言う、しかもその目的というのは財政的な面だけからずっと追求しているわけですから、これだけすれば父母の負担はこれだけ安くなりますよということになり、何がふえていくかといったら、冷凍食品がふえる。だから、それを焼いても出てくるものは、今度はちがちのものを焼くわけですからどうなるかというと、内容的に生焼けのものが出てきてみたり、表は焦げてしまっているけれども中はまだ十分でないというものが出てきたり、いろいろ挙げるといえなくさんあります。ですから、そういうことにならぬようにいたしまして、結局おたくが示しているものは特定の方法ですね。こういうものを限定してはいけないうということをおしは言いたいのです。その点はよろしいですね。

○古村政府委員 一月にお出ししました通知は、先ほどから先生御指摘のとおり経緯がありまして、要は結局、経費の効率的な運用ということがあるわけでございます。したがって、その方法論としては、そこでは三つの方法を例示いたしておりましたけれども、学校給食を実施いたしたものはそれぞれの学校設置者でございまして、設置者側でその地域の事情というのを見て、いろいろの方の御意見もいろいろあるでしょう、そういうものを聞いた上で、どういう方法をとって、むだな経費というものは当然削減していくべき性質のものでございまして、そういう点で十分な検討をしていただきたいというふうに思うわけでございます。

〔委員長退席、船田委員長代理着席〕

○中西(續)委員 そこで、私は、経費の節減といえますけれども、そうした問題があるといういたしますと、しかもその中身はどうなのかというところの検討が果たしてこの行革審の答申の中に出てくるかというところを見たときに、そういうものはあり

ませんね。ずっと並べて平均値をみんなとって、千人以上になれば安くなるのだというように言い方しかないのです。だから、今言うように、三方法やる前提は質である、そのことの追求なしにはできない。

私はなぜそういうことを言うかというところ、経費の面で問題があると思うのです。質との関係で。宮崎市は全部自校方式です。延岡市は二、三校を除いて委託方式です。委託によって加工賃を二十六円九十五銭かな、を取っているのです。ところが今度は、給食費は余り変わらぬわけですから、そうすると、その一食分の加工賃はどこかにしわ寄せしなければならぬということになっております。ということになりますと、今度は質の低下をどこかで招かなければならぬという結果が出てくるわけですね。

それから、私はぜひこれは後でお願いしようと思つたけれども、ここで申し上げておきますけれども、民営化をした結果が追跡調査されていきます。特に、なぜ私がこのことを言うかということ、清掃事業などいろいろもう合理化だといって民営化に移しているのがたくさんある。最初は確かに安いけれども、何年かたつ経過の中でどんどん値上げされて、結果的には、例えば一つの例を申し上げますと、福岡市は委託です。川崎市は完全直営です。その結果は川崎市の方が今安いのですよ。こういう結果になっていきます。だから給食だって、例えば埼玉県の久喜市あたりの例を見ても、明らかに年々市の支出する経費がもう高くなっている。こういう例などを見ていただきますと、決してそのことが安くなっているとは私は思いません。しかも質的には低下しているということになりますと、これはもう大変なことですね。

ですから、私は、最初確認いたしましたように質の問題だ。それを重視するというところであれば、少なくとも追跡調査なりをしてみて、そして本格的にどうなのかということが明確になったときに、こういうものを文部省は出すべきだったと

思うのです。その裏づけなしに、ただ言われたからという主体性のなさ、これが私は一番問題ではないか、こう思うのです。

ですから、この点でこれから後ぜひお答えいただきたいと思うのは、こうした学校給食を法律における定義あるいは目標、こういうものを完遂するということが教育的に大変重要だということ、今意味していただきますから、この点を守るためにも、こうしたことを強行しない、これから後さらに民営化を強めるとかなんとかいうことを言わないと言ってください。

○古村政府委員 先ほど申し上げましたように、基本的には経費の合理的な運用ということに主眼があるわけでございます。民営化だけという方法論を示唆したわけではございません。その地域によって、例えばその地域においては民営化をしようとしても引き受ける会社がないわけではございません。いろいろな御意見もあるだろう。だから、それは各設置者におきまして実情を踏んだ上で、やはり合理化という考え方は持っているいただきたいというふうに思っているわけでございます。

○中西(續)委員 その合理化というのが質を落とすための合理化であつてはならぬ。だから、たくさん問題があるから私は質という言葉で表現をしますけれども、少なくとも、先ほどから言っているように生徒の健康状態というのが大変問題になって、今や私たちが驚くようなことが出てくるじゃないですか。倒れたら倒れ方を知らぬために骨が簡単に折れる。私たちが子供の時分にそういうことは全然考えもしなかったでしょう。さらにまた、糖尿病にいたしましても、心臓病、肥満、挙げていけばがんだってそうでしょう。こういうものをなくす、このことが今一番大事だ。そして今度は、給食を行つておるときに教育的側面からの栄養という問題、例えば生徒が嫌うとするなら、それを通じて今度は教育材料にして栄養問題を語ることができるし、それからこの地域の生産物が何であるかということ語ることができるしとい

うように、広げていけば際限なく広がる給食問題です。

ですから、この点を重要視することからいたしますと、今言う合理化ということから今度はさっき言うような問題が出てくる、あるいは委託をすることによって質的な低下を招くようなことが出てきておる、具体的にこういうことがあるわけです。ですから、こうした点について局長の方で十分対応するようにするためには、ぜひこの点を今改めて、もう一度これを強要するとかなんとかいうようなことは絶対せぬ、こういうふうに言ってください。

○古村政府委員 若干繰り返しになりますけれども、その通知そのものの精神は御理解いただけたかと思いますが、その精神にのっとって学校給食業務というのは運営しなければならぬことではなからうか。そのときに一番考えなければならぬのは、学校給食の質の低下があつてはならぬということとを前提に置きながら、そういった経費のむだを省くところは省いていくということを設置者側で頭に入れて学校給食の運営というものをやっていただきたいと思つておるわけでございます。

○中西(續)委員 だから、出したからもう引込めるわけにいきませんというのが今の答弁だったと私は思うのだけれども、いずれにしても、設置者との関係の中でそうしたものが十分対応できるように、そして今ここで指摘をされるようなことにならぬために、その中身が本当に充実しているということを胸を張って言え、そして教育という側面からそのことが父母の皆さんに理解できるように文部省が指導を強めるということが今一番大事だろう、こう私は感じます。

ですから、この点をひとつ御確認をいただきたい、最後に、さっきの追跡調査、そういうことをぜひやっていただきたい。これを合理化をしたという側面からどういう結果が出ておるか。そして質的にどうなのか。質が大事ですよ。それが本格的にどうなのか。そして人間の信頼関係が生まれるようなものに、調理員の皆さんと生徒との関係

だとか、いうところのコンセンサスが本当にうまくいくような体制というものが大変重要で、でなくとも縦割りになっている。

ですから、むしろ推進すべきは、このことは文部大臣、どうでしょう、今一番具体的にこの成果の上から、おのの食堂を持っておるところです。高学年と低学年の皆さんが一緒に食べているところの報告を聞くと、本当に、うんなるほどなと私は思うのです。私の近くの中学校の例で非行がなくなったという報告をしています。これは文部省も御存じだと思つてます。そうした例等をずっと聞いておきますと、今言うような、冷たい給食でなくて本当に我々が期待をするような給食になったときに成果が上がっています。やっておるところの人たちが、民営化したときには大変なことになるよということもみな予言していますね。そういう人の意見を私はぜひ聞いていただきたいということ、むしろ積極的に食堂などについて設置をせよ、それを推進をせよという通知を出す意思はないですか、大臣。

○古村政府委員 食堂につきましては、設置経費について一部国庫補助金も用意いたしておりますが、現下の財政事情のもとなかなかこの予算がふえていかないといううらみはございますが、私たちも食堂が持っております効用というものが非常にいい教育的な効果があるというふうに思っております。

○中西(續)委員 最後になります、思っております、この給食という問題を本当に考え、そして教育的な見地から大変重要だというならば、その点に対するむしろ積極的なこういう通知を、制限する通知でなしに、逆にそれを拡大をするという一つの手段としてそういうものをやはり出していくべきではないかと思つてます。

大臣、最後にそういう点について、大臣が今まで給食など食べてみて感じてきたこと、あわせてそういう積極策をとる意思があるかどうか、この点について。

○松永國務大臣 先ほどの先生の御所論を聞

いておりました、先生は非常に健康なお体をお持ちで大変いいことなっておりますが、それは私は、先生の両親がその養育義務を果たすためにしつかりしたものを、栄養のバランスのとれたものを子供のときから先生は両親のおかげで食べていらした、だから元気になられた、こう思うのであります。最近、肥満とか骨が弱いか、基本的には養育義務者である親が子供の食生活について十分な配慮をしながら、砂糖をやり過ぎないように、小魚も食べさせるように、カルシウムの摂取が不足しないように、こういった配慮をしながら、親が幼児期から食についてきちっとしたものを食べさせるということをやっていくことが基本的な大事なことだというふうに私は思いました。

それから、学校給食の面は、前から申し上げておりますように、最近のように豊かになってくればむしろ親が弁当をつくってやった方がいいじゃないかという意見も相当強いのでありますけれども、しかし、今の日本の社会の事情からすればそれはかえってうまくいかぬかもしれぬ。したがって、こまめに学校給食が普及したことであるから、この学校給食はあくまでも維持していきたい。しかしその経費はどうなるのか。材料費は親の負担になりますけれども、その他の経費は皆税金で負担するわけでありまして、その税金の使い方はあくまでもむだを省いて合理的にせよ、ならぬ、こういう考え方になければ、学校給食というものが国民の長きにわたる理解と支持は得られないのじゃないか、そういうふうにかえらるわけでありまして、そこで税金の使い方、合理化をしなければならぬ時代に入つてまいりました。

しかしながら、学校給食でありますから、先ほどから先生も御指摘のように質を低下させてはいかぬ、安全性と栄養の面を中心にした、質を低下させてはいかぬ、そういうことで、こし一月の通知も、質は低下させては絶対にいけませんよ、したがって民間委託をする場合でも、その点をま

ず前提にして、そして献立は設置者が責任を持つてつくること、それから物資の購入、これも設置者が責任ある購入ができるようにすること等々の条件をつけて、質の低下を招かないということ、十分注意しながら合理化はやるべきである、こういう趣旨で出した通知が先生御指摘の通知なんでありまして。したがって、これは今の時世からいえば適切な通知だというふうに私は思っております。

それから、食堂の問題であります、私の旧制中学は、戦時中でありましたけれども、一年生から五年生まで全部食堂がありました。なぜそれがあつたんだろうかと言へば、その当時の東京市は非常に豊かだったんですね。そこで私は食堂のある中学校に通つておつたわけでありまして、よくたつと思つておりましたけれども、問題は、食堂設置の場合にも設置者の財政負担がどうなるか。結局は税金負担とのかかりになってくるわけでありまして、税金を使うことであつてもあえてやりたいという市があるならば、それについては推奨する意味もあつて国も補助する、こういう仕組みにしておるわけでありまして、食堂をつくるという市町村があれば今後とも食堂の設置については我々としては推進をしてまいりたいというふうに考えておるわけでありまして。

○中西(續)委員 今いろいろ言われましたけれども、結果的には、私が一番冒頭に申し上げた今の生徒児童の健康という中心的課題が絶えず財政で置きかえられるわけですよ。ですから、では負担は本当にできないかどうかというこうした徹底した追及というものがむしろ欠落してしまつて、行革審が言いますれば何でもそういう方向に持っていくということになつてしまいかねない、財政と言へば、ですから、このことは改めぬと教育というものはなくなりますよ。この点だけはひとつ給食面からなくなるといふことをあなたたちは自覚してもらわねと誤ります。ここだけはひとつ確認をしておいていただきたいということ、それから、最後になりましたが、あの調査ですね、

調査した結果については明らかにしていただくことを要請をして終わります。

○船田委員長代理 伏屋修治君。

○伏屋委員 現在の日本は国際的に見てもいわれる経済大国でありますし、経済強国と言われているわけでございます。その一方で諸外国との経済摩擦というものが非常に国際的な問題にまで発展してきております。また、年々増加する防衛費、このことから東南アジア諸国は日本が軍事大国化するのではないかとという危機の念を持っておることも事実でございます。戦後、日本はそういう軍事大国化を目指すのではなくて、文化大国を目指そうということでスタートを切つたわけでございますが、今まさにその意義というものを認識し、もう一度深くかみしめていかなければならないときではないか、このように考えるわけでございますが、文部当局はどういうお考えを持っておられますか。

○松永國務大臣 総理も「たくましい文化と福祉の国」をつくるんだというのを所信表明演説でも就任早々なさつたところであります。私も「たくましい文化と福祉の国」をつくっていくのが我々の目標でなければならぬというふうに思っております。

○伏屋委員 文部大臣もそのようにお考えのようでございます。総理も常々そのようなことを予算委員会のやりとりの中でおっしゃつておみえのようでございますが、全くそれとは裏腹に、予算的な措置を見ていくときにはいよいよ文化と福祉の国を目指そうと言ふことは余りにも貧困な財政的措置ではないかというのを危惧するわけでございます。大砲が文化かという言葉もございまして、これを大砲が文化かという言葉に言いかえるならば、どうも大砲が優先されておるような感ぜぬが切れないものであります。そういう面からも、文化庁が昭和四十三年にスタートして以来、いわゆる高度経済成長期の四十九年をピークにいたしまして年々その予算は削減されております。六十年の予算というのは〇・〇七%

千四百分の一、過去の最低の予算であるわけでご
ざいます。先ほどの総理の発言、大臣のその御意
思からしましても、余りにも文化予算に対する考
え方がおそろかにされておるのではないかと、こ
のように考えるわけですが、その辺のお考
えをもう一度確認しておきたいと思ひます。

○松永国務大臣 文化の振興発展を図るためには
いろいろな施策が必要なのでありますが、我々
としては国民に芸術鑑賞の機会をより多く与えて
いく、そのためには、地方都市等が文化センター、
文化会館等々の設置をする場合には国の方で補助
をつけるといったことを進めておりますし、また
文化財の保護、あるいはまた我が国の伝統芸能の
伝承事業、こういったことに必要な予算を確保す
ることに今努力をしておるところであります。

「船田委員長代理退席、委員長着席」
おかげさまで地方文化施設等を大分充実してま
いりまして、私のお世話になってる選挙区は文化
センターというのが全部きれいに今できておるわ
けであります。そういった施設等を通じて国民
に文化鑑賞の機会を提供するといったことも今後
ともさらに進めていきたいと考えております。

ただ、国の財政状況が大変厳しいことは先生も
御承知だと思いますけれども、その厳しい財政状況
の中で、先生方の応援もいただきながら、文化関
係の予算を確保するように今後とも努力をしてい
きたいと考えておるわけでありまして、

○伏屋委員 今までの文化庁予算の推移を見てみ
ますと、四十九年をピークにいたしまして五十五
年から本年まで毎年〇・〇五割ぐらいの削減を
されておるわけでございます。本年は〇・〇七
割にすぎないわけでございます。六十一年度の
予算をこの流れから見ていきますと、さらにまた
〇・〇五割ぐらい削減されてくるのではない
か。言うなれば、何か予算の推移を見ておきま
すと、それは文教予算の削減というものもあるで
しょうけれども、文化庁の予算がどうも予算削減の
ターゲットにされておるような感じがぬぐい切れな
いわけでございます。その辺、文化庁の財政の

担当あるいは文部省の担当、大蔵省の担当の方か
らそれぞれお考えを聞かせていただきたいと思ひ
ます。

○加戸政府委員 文化庁の予算につきましては、
昭和四十三年に文化庁が発足いたしましたときの
総予算額が五十五億円でございまして、現在四
百億近い金額まで年々伸びてまいりました。四十
五億ですが、先生御指摘のとおり、五十五年の四百
億をピークといたしまして、その財政状況のもと
にありまして若干の減を毎年続けざるを得ない状
況に至っていることは御承知のとおりでございま
す。

ただ、その中にありまして、文化庁といたし
まして必要な経費を確保すべく重点的に施策の展
開を進めておるわけでございます。少なくとも
現在の財政状況の中における予算の仕組みといた
しまして、文化庁といたしましては精いっぱい
努力を続けていくという状況でございます。

○武蔵委員 御指摘のその〇・〇七割と申しま
す数字は、文化庁予算の国の一般会計総予算に占
めるウェイトというところであらうと思ひます。確
かに五十年前後におきましては〇・一割ぐらいで
ありましたが、現在〇・〇七割というところで
若干低下してきておるわけでございます。その原
因はいろいろあるわけでございますけれども、何
と云いましても最大の原因は、一般会計に占める
国債費のシェアが非常に大きくなったということ
でございまして、言いかえれば、今日の財政状況が
そのままだと反映されておるわけでございます。た
だ、長期的に見てみますと、文化庁予算といいま
すのはだんだんふえてきておるわけでございます
で、途中四百億という時代から今三百七十億ぐら
いの数字というところで、五十年代の中ごろから比
べますと若干下つたが、五十年代の中ごろから比
べますと、これはいろいろな要因がございしま
す。当時いろいろな建物新築が文化庁関係でござ
いまして、そういう予算を確保するために文部省
全体の中で苦勞しながらやりくりをしたといった
ようなことがございます。大きな流れの中で見ま

すと、大変厳しい状況でございますけれども、何
とかその必要額を確保しておるということであら
うと考えております。

○伏屋委員 財政的に非常に危機的状況にあるこ
とはよくわかるわけでございますが、防衛費の異
常な突出というものをから考えていくならば、やは
り文化的な予算ももつと伸ばしていかねければい
けない、こういうふうな考えをわけでございます
す。ただ防衛費の突出だけが表立って、その財政
危機的な状況という理由のもとに文化予算が年々
貧困化していくということでは、冒頭申し上げま
したような諸外国の危機というものを払拭するこ
とはできないのではないかと。いわゆる防衛費の
GNP一割といわれるぐらいならば、これは飛躍
するかも知れませんが、文化予算もGNP一割
ぐらいの、そういう論議がされるようになって初
めて国際的にも、日本は軍事大国化を目指さな
い、文化国家を目指そうとしておるのだというこ
とが理解される、こういうふうな考えをわけでご
ざいます。そういう面での予算の配分をもう少し
し、初心に返って考えていかなければならぬとき
がきたのではないかと、このように考えるわけでご
ざいます。

文部省の中でのいわゆる文教予算の中で占める
文化庁の予算も一割に達して及ばない〇・八割であ
る、こういうような実情でございますが、文部省
の中で文化庁への予算配分、そういう論議があ
つたとすれば、それをお聞かせいただきたい。

○加戸政府委員 文部省予算の中、一般会計予算
の中に占めます文化庁予算のシェアといたしまし
ては、昭和四十八年一割に到達したときでござい
ますが、それ以後は一割を割りまして現在は〇・
八割程度のシェアになっておるわけでございます
。ただ、文部省予算の構造といたしまして、人
件費の占めるシェアが極めて大きゅうございま
す。そして、そういう関係におきまして、シェア
自体は低下をいたしておりますが、事業、施策の
展開の観点からいたしますと、文部本省の中でも
文化行政に關します予算についてはある程度の配

慮を文部本省からもちようだしていると考えて
いるわけでございます。

ただ、そういった状況で私ども満足しているわ
けではございません。もちろん文化庁としても必
要な、伸ばしたい経費もございまして、しかし、文
部省全体の枠の中となりますと、どうしても文
部本省自体も厳しい中の配分でございますので、
文化庁としても言える限度があるわけございま
して、そういった内部調整の結果として要求させ
ていただきましたものにつきましては、精いっぱい
の努力をして要求額に近い予算が確保できるよ
うに、今後とも努力をいたしたいと思つていま
す。

○伏屋委員 そういふやりとりがあつたようでご
ざいます。文化庁の予算の中身にもかなり問題
があるのではないかと思ひわけでございます。い
わゆる今現在の、六十年度の文化庁の予算総額と
いうのが三百七十三億、このうちの七割が埋
藏文化財の整備、国宝・重要文化財の保存、国立
劇場、こういうものに充てられておるわけで、い
わゆる地域文化の振興、それから芸術文化の創造
のための援助という予算配分というものは、非常
に少額しか充てられておらない。日本が文化大
国を目指すという以上は、文化のすそ野を広げて
いかなければいけない。芸術の担い手の人々への
援助というものに使うお金がこのような貧困なこ
とで、文化国家を目指すということが言えるのか
どうか、その辺御答弁いただきたいと思ひます。

○加戸政府委員 先生御指摘なさいましたよう
に、文化庁予算の四分の三に相当する金額が伝統
文化の継承及び保存、いわゆる文化財の保護関係
の経費でございまして、そういう意味では一種の
硬直した形になっておるわけでございます。た
だ、その中にありまして、地方文化の振興はも
ちろん必要な事項でございますし、国といたしま
しても中央の芸術を地方に鑑賞の機会を与え、
また地方の文化の活性化を図るというような施策
の展開のほかに、地方の文化施設に対する補助

金、あるいは地域におきまます文化活動担当者の研修、あるいは国内の指導者派遣といった国と地方との関係におきまして、地域文化の振興に力を入れていくわけでもございます。

そういった経費自体が、ひっくり返るめまして約十億ちょっとでございますけれども、もちろんこういったことが十分とは思いませんが、それぞれ国ないし地方の役割分担というものがございまして、従来に比しますと、それぞれの地方公共団体におかれましては、文化のためにいろいろな施策の充実、独自の施策展開を行っているわけでございます。地域におきまます力が備わっている段階におきまして、国としてどの程度の役割を果たす必要があるのか、そういった事柄も予算全体の中で考えながら、十分に施策を進めたいと考えております。

○伏屋委員 聞くところによりますと、六十一年度の概算要求の中には、文化庁長官の発想と聞いておりますけれども、国民文化祭というものの予算づけとして二億五千万を要求しておられるようにございます。その反面、今お話がございました地方文化の振興あるいは芸術文化の創造のための援助という予算がまるっきりゼロになっておるといふことでございます。先ほどの御答弁によりまして、いろいろ地方文化の振興の重大性というものは言われておるわけでございますが、そのような形で地方文化の振興が図れるのかどうか、その辺のお考えをお聞かせいただきたい。

○加戸政府委員 地方文化の振興につきましては、それぞれ各地方公共団体において各種の文化事業を展開していただくために、その刺激剤といまして、あるいは奨励的な意味合いも持ちまして、昭和三十一年から各般の形で、名称はいろいろ変わってまいりましたけれども、地方文化振興のための各種文化事業に対します国の補助金を出してまいりましたわけでございます。約三十年近く続いてまいりましたわけでございますが、それぞれの地方公共団体におかれましては、各種の事業自体がその県の事業として定着してまいっております。

し、従来のような形で続けるのがいいのかどうかという一つの転換の時期にあると考えているわけでもございます。

ところで、三浦長官の提唱によりまして、六十一年度からは国民文化祭という形で、地域の文化それぞれに根差したアマチュアの文化活動を全国的な規模で発表する場を与え、国民文化の活性化を図りたいという施策を展開するに当たりまして、予算的な意味合いの中で、スクラップ・アンド・ビルドという考え方で新しい施策を展開するための財源として、地方文化振興補助金を廃止してこれに振りかえて施策を展開したいと考えているわけでございます。そういう意味では二つの理由がある。

と申しますのは、一つは、従来から続けてまいりました補助金もほぼ実効を期してまいりましたし、今の補助金を廃止することによって、都道府県あるいは市町村が行っております文化事業というものがこれ以上後退する心配はないという見通しと財政的な意味合いにおきまして、振りかわり考えたという次第でございます。

○伏屋委員 そういふ国民文化祭という発想なのでございますが、今までに地域の文化の振興、その基盤ができた、そういう認識の上に立つて長官がこういう発想をされた、こういうような御答弁でございすけれども、まだまだやはり地域の特色のある文化というものは振興策を図らなければならぬ。昭和三十年代以来三十年間にわたる国の補助をやってきた、だから地方の文化というものは基盤ができたのだ。そういうような割り切った考え方はちょっと早計に過ぎるのではないかな。もっとそれぞれの地方にある埋もれたそういう文化というものの振興策というものを図らなければならぬ。そのための予算がゼロということであってはいらないと思うのです。

ですから、そういうす野、基盤をもっと、今答弁では基盤はできたと言っておりますけれども、いわゆる国の縦割りの文化というような、国体とかオリンピックとかいろいろな行事、そう

いうものは比較的整然とやられておるわけでございますが、それ以外のものと混同しそういう地方文化というものを宣揚するとういうようなことを考えれば、こういう地方芸術文化活動に対する補助というものがゼロでは余りにも無残ではないか、このように考えるわけでございます。そういうす野をうんと広げてその上に国民文化祭といううようなものを考えられるならいいのですけれども、どうもこの辺の発想が私どもの認識からすると逆のような思いをするわけでございますが、その辺はいかがですか。

○加戸政府委員 繰り返しになりますが、いわゆる地方文化振興のために、地方公共団体で展開していた事業を奨励するために国が援助を行ってきたわけでございますが、今国あるいは地方公共団体がどのような役割を分担すべきであるかという立て方からいたしますれば、国としては、国でなければできない事業、あるいは特にこの事業は地方の事業であつても国としてなおかつ奨励、振興する必要があるといったような観点から補助金の性格が考えられるべきところでございまして、もちろん今の地方に根づいたという事業自体が十分であるとは申せません。地方公共団体においてもさらに努力の必要があるわけでございますが、この補助金の制度によりまして、全国的に文化事業というものが展開されるようになってきた。しかも、それは国の補助金を廃止することによつても地方がその事業をやめるといふことではなくて、自力で地方の文化をそれぞれ特色のあるものを伸ばしていただけるであらう、そういう見通しに立ちまして、地方の地方においては役割を分担していただき、また地方だけではできない、国がなさねばならないこと、あるいは国が地方の手助けをすべきであると考えられるものについてはまたそれなりの手当てするとういう考え方で交通整理をいたしまして、今申し上げたような国民文化祭の実施というところの振りかわりにおきまして、地方文化補助金を廃止するとういう要求を出させていた

っている状況でございます。

○伏屋委員 その概算要求がどういう経緯をたどっていくかそれはまだわかりませんが、できるならば、そういう地方文化の振興の補助というものがゼロというのは余りにも無残であるので、その辺の予算配分というものをもう一度考慮していただきたい、このことを要望したいと思ひます。

それからもう一点、そういう文化行政といふか、文化の振興のためにいわゆる民間活力を導入したらどうかというように、その調査費といふものが三百萬ついております。聞いておりますが、それはどういふ御意図のものなのかお聞かせをいただきたいと思ひます。

○加戸政府委員 六十一年度概算要求におきまして、芸術活動の分野におきまして民間活力の導入に関する調査研究費ということで三百五十萬円の要求を出させていただいております。この三百萬強の予算要求の趣旨といたしましては、従来から芸術活動にかかるといふ問題があるわけでございますけれども、国といたしましては芸術活動補助金というような経費によりまして芸術団体に対する助成を行ってきたわけでございますが、現下の財政状況の中におきまして年々削減されてきている状況の中で、かつ芸術団体の活動の中におきましても、例えばオーケストラ、バレエ、オペラといったような総合舞台芸術という非常に経費のかかる分野、あるいは実験的な芸術活動という余り収益の期待できない、自力ではやっていけない分野というのがかなり芸術の分野にあるわけでございますので、そういう分野が今後とも日本の芸術水準を低下させることなく続けていくためには、もちろん自主的な努力も必要でございますが、国、地方公共団体の援助も必要でございます。と同時に、そういったことだけではなくて、諸外国の例に見られますような民間資金を導入するとういうような誘導策というののあわせで講ずることによつて、国、地方、自主的な努力あるいは民間活力といった日本全体の総合的な盛り上がりの中で芸術水準を支えていきたいという

○伏屋委員　現在問題が顕在化しております貿易摩擦の解消に当たっても、いわゆる内需喚起、民間活力を導入する中で内需を喚起していこうという動きがあり、そしてその中で財政負担を軽減していこう、こういう意図が見え隠れしているように思えてならないわけでございますが、今民間活力を文化振興に導入するという面においてもそういう危惧が全くないとは言えませんが、そのあたりの考えをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○加戸政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、文化庁といたしまして、現在の芸術水準の維持向上という観点からいたしまして、現在行っております文化行政の施策では十分ではないという視点に立ちまして、また将来の予測も考慮いたしまして、もっと国民に芸術に対する高い関心を持つていただきたい、かつそれは物心両面にわたって芸術活動に対する国民的な支援、協力が必至である、そういう意味で、強制するわけではございませんが、誘導的な施策として芸術活動振興のために民間活力を導入したいという趣旨からの調査研究でございまして、決してそのことによつて国あるいは地方公共団体の文化行政のレベルをダウンさせて肩がわりをせよという趣旨ではございませんで、両々相まって充実を図つていきたいという観点からの調査費要求でございまして、

○伏屋委員 いろいろ財政に関連した問題でございしますが、日本の文化施策あるいは予算措置というものは諸外国に比べますとまことに貧困でございします。フランスを例にとると、フランスの文化省の予算は二千五百六十九億円、国家予算の〇・九％という高い率を占めております。そういうようなことを考えていくと、日本というのは、文化大国を目指すといいいながら現状はまことに文化

○加戸政府委員 芸術文化に關します税制といひましては、昨年いゝゆる入場税の免税点を三千元から五千元まで引き上げていただきまして、芸術関係者は大變な朗報として喜んでこれを受けとめたわけでございますけれども、諸般の税制いろいろございしますが、文化庁サイドといたしまして、芸術文化の振興の観点から、各般の税制改正の要望といひますか気持ちそれぞれあるわけでございしますし、関係団体からの意見、要望を踏まへまして、これからも適切に対応して、税制当局に対する要望を行つてまいりたいと考えております。

○伏見議員 財政的な措置の問題を今申し上げましたけれども、それ以外にも、日本の文化施策は、法体系の上からも貧困ではないか。今文化関係の法律としてあるのは、文化財保護法、文化勲章章令、文化功労者年金法、著作権法などがあるだけではないかと。○・八・八という法律のもとに、%の少ない予算の中から七三%を埋蔵文化財などの整備、国宝・重要文化財の保存に充てられていくわけでございます。砂田文部大臣当時、文化水準向上のための基本的な施策がなくてはならないのではないかとというような話もあったと聞いておりますが、どうも現在では立ち消えになっているようにございます。戦後、文化国家として

○松永國務大臣　文化行政の目標、文化行政の基
本方針を明らかにすることで文化行政をさらに推
進していくという立場から、先生御指摘のような
法律をつくることは意義のあることだと考えてお
りますし、また、かつてそのことの検討がなされ
たことも事実であります。しかし、現在の厳しい
行財政状況等を考えますと、実効性のある施策を
進めるための法律を今直ちに制定するかどうかと
いう点につきましては慎重に対処せざるを得ない
ということであらうかと思っております。

○伏屋委員　憲法二十五条一項の中にも、健康で文化的な最低限の生活を規定しておりますし、政府は、それを国に課せられた義務として、社会福祉、社会保障、公衆衛生、文化、こういうものにおいて国民の健康で文化的な生活を保障していかなければならない。そういうことを考えるときに、文化に対する基本的な法律が現状の財政から無理だと言う。そういう基本的な大綱は、財政的な裏づけも必要かも知れませんが、文化はかくあるべきだという基本的なもので、国の文化施策策として持つべきじゃないかと考えるわけでござい

ますが大臣いかがでございませうか。また、日本の文化というものがその社会に生きる人々の人生観とか価値観に大きな影響を与えるということ、また生き方の骨格をつくるものだということを考えるときに、そういう基盤づくりに本腰を入れていかなければならぬ、これは非常に大事なことだと考えるわけですが、その辺についての大臣の御見解をお尋ねしたいと思います。

○松永国務大臣 先ほども申したとおり、文化行政をより一層整合性のある形で進めていく上で、文化に関する基本法的なものの制定は私は意義があることだとは考えておるのです。そういう検討がなされたことも先ほど申したとおり事実であり

生活の保障ということが書いてあるわけですが、これは文化庁で所管するいわゆる文化行政的なものも含めたより幅の広い意味だと思つてあります。日本国民がより豊かで、そして物のあはれで豊かではないとして精神的な面でも豊かな生活ができるような状態にすることを国政の基本方針とすべきである、そういう目標をうたい上げたのが憲法の規定だと思つのでありますけれども、これからもういう憲法の規定を遵守して努力をしていかなければならぬというふうに考える次第でございます。

○伏屋委員 今後さらに文部当局の真摯な御努力を心から要望申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

午前中もいじめの問題等々についての御質問があつたわけですが、このいじめの問題について、いわゆる初等中等教育局長の通達が出ておりますし、またけさほどのいろいろな御答弁等を聞いておりましても、いじめの問題という今の社会的な大きな問題に対する取り組み方がどうも皮相的で甘いのではないか、私も聞きながらそういう印象を持ったわけですが、その辺の認識の仕方というものは、どういう認識の仕方をしておられるのか、聞かせてください。

○松永國務大臣　私は、いじめということで、午前中も申し上げましたとおり、意地悪とかあるいはいたずらとかあるいは仲間外しのような精神的な圧迫とかそのたぐいのものから、きついものになりますと、集団による継続的な暴行あるいは暴行による傷害、暴力行為等取締法に違反するような悪質な暴力事件、さらには恐喝といったような重大犯罪まで含めた意味でいじめということにくくって表現をされておるようでありますけれども、どうもこの表現の仕方では現状には必ずしも合つて

いない。やはり刑罰法令に触れるような、しかもそのやり方が暴力行為等処罰ニ関スル法律に該当するような集団による継続的な暴力事件あるいは暴行傷害事件あるいは恐喝事件などというのは、やはり少年による刑事事件というふうに規定するぐらゐの心がけでなければきつとした対応ができぬのじゃないか、いじめというこの語感からすれば、先ほど言ったような意地悪とかそれに類する程度に軽くとられるおそれもあるにしもあらず、私はこういうふうに思っているぐらゐなのであります。

しかし、きょうのところは全部含めていじめということでも申し上げますが、私は、このいじめという問題は、児童生徒の健全な成長の上で極めて有害な、しかも著しく青少年の健全な発達、成長を阻害することになる、こういうことで重大視して受けとめておるわけでありました。したがって、これに対応するためには、実はことしの二月に既に全国の都道府県教育委員会あてに、いじめという問題が相当多くなってきたと、したがって適切な指導をしてそういう問題の発生を未然に防止するように、そして早期に発見をして適切に対応するようにという指導通知を出したところでありましたが、さらに四月には専門家によって文部省の中にいじめ問題等学校の中で起こっている問題行動に関する検討会議をスタートさせまして、そして六月にはその検討会議から緊急提言をちょうだいすることができましたので、直ちに翌日、全国の都道府県知事及び都道府県教育委員会、指定都市教育委員会の教育長あてに詳細ないじめ問題等に対する対応を適切にやるように指導通知を出したわけでありました。しかし、いまひとつ徹底していかない感じがいたしましたので、先月の二十五日でございますが、全国の都道府県教育委員会と政令指定都市の教育委員会の主管課長をそれぞれ緊急に東京に招集いたしました、さきに出したいじめ問題等に対する指導通知の徹底を重ねて呼びかけると同時に、これらの問題についての全国的な総点検を実施をお願いをして

おるところなであります。

私もとしては、このようにこれは重大な事柄であるというふうな受けとめて、全力を挙げてこういう問題が起これらぬような措置をしなければならぬ、起これるであつたならば、早期にこれを発見して迅速に対応しなければならぬ、起これた場合には適切な対応をしなければならぬというところで努力をしているところなでございます。

○伏屋委員 初中局長の通達で出ておるその調査票等々を見ても、いわゆるいじめの問題を、学校あるいは教育委員会それぞれにそういう通達を出しておるわけでございますが、その中で一つ気になるのは生徒相談、そういうものを重視しておるうちに私は思えてならないわけでございますが、そういう問題が起これたら、そういう相談をする窓口というものを教育委員会も積極的に進めなければいかぬし、学校の現場もそういう窓口をつくって、いち早くそういう問題を掌握すべきであるということを言っておるわけでございますが、今現在いじめられておる子供たちが持つていく先は一体どこなのか、学校のそういう生活相談の窓口へ持つていくのかというところ、ほとんどノーと言わざるを得ないわけです。先生にその問題を持ち込んで相談に乗ってもらいたいと思つておる子供は、全体の二〇％ぐらいしかないので、それね。しかも、その問題提起した二〇％の子供のうち三〇％ぐらいしかまともに取り上げてもらえないというところからいしても、五〇％に近い、そういういじめに遭遇した子供たちの相談といふものは教師の方には向いておらない、弁護士さんの方へ持ち込んでおるといふような事態をやはり文部省は掌握しながら今のような通達を出し、そしてその調査票を今月じゅうに都道府県教委を通じて文部省に全部集め集計しよう、こういうような御意であるとお聞いているわけでございますが、その辺はどういう認識をしておられますか。

○高石政府委員 いろいろな調査では、先生御指摘のような傾向が見られます。しかし、現実的には学校という場でこのいじめの問題が発生してい

るわけですから、教師、学校にそういうことが相談できるような雰囲気、体制をつくっていくのは重要なことであるし、本質的な問題解決への道であらうと思つてます。そういう意味で、教育委員会、学校がそういう相談を受けられる体制を早期につくつてほしいという呼びかけをしているわけでございます。

ただ、御指摘のございましたように、他の機関とかそういうところに対しての相談も積極的に吸収して、相互の連携をとっていくという体制が必要であらうということ、きょう実は三時から総務庁が主宰して、各省レベルの局長会議で各省の共通した総合対策を打ち出していこう、そして末端に至るまで総合的な体制がとれるようにしていきたいという会議を開くことになっているわけでございます。

したがって、警察ないしはいろいろな相談施設、その他青少年育成に關係する諸機関が総力を結集して、この問題に当たる体制を政府全体として打ち出そうというふうにしていくわけでございます。

○伏屋委員 このいじめの問題に對しまして、いわゆる甘いという印象がぬぐえないと私が申し上げましたのは、この問題に對する社会的な関心度の高い、そういう論評を見ますと、現在の学校教育の病理、これの最も根源的なところをあらわす現象だといふところからいいますと、現在の理解としておるといふことからは、文部省の今おっしゃつておられることはどうも甘いのではないかと、こういう感じを受けるわけでございます。

文部大臣も先ほど、いじめから大きな事件的な規模に広がつたつあるというふうなこともおっしゃつておられましたけれども、子供の立場から考へるならば、いじめられる子に對する対策は緊急的に立てねばならない、これは当然でございますけれども、いじめの子供それ自体も大きく言えば今の被害者ではないか、こういうふうには私は考へるわけでございます。そういう認識の仕方をして

いかないと、この問題を根本的に解決することはできないのではないかと。今の学校構造の中から生み出されてきた、そして学校を舞台にしたいじめの現象に對して、いわゆるいじめられっ子、いじめられておる子供だけの対策であつてはならない、いじめの子も被害者であるという認識に立つてこそ初めて解決の方途を見出すことができるのではないかと、このように考へるのですが、その辺のお考えはどうでしょうか。

○松永國務大臣 いじめの問題に對して現在の学校教育の病理現象とおっしゃいました。確かにそういう面があるわけでありまして、もう一つ言えば、子育てのあり方について相当問題もあるのではないかと。そういう意味では、学校教育上の病理現象であると同時に、家庭における子育てに關する病理現象でもある、両方が複合されているものであると私は見ておるわけでありまして。

そしてまた、今先生は、いじめの子も被害者、こつぱいじめましたが、子育てを十分にやつてもらえなかつたという意味においては被害者ではあるでしょう。しかし、学校に起つておるいじめに關してはそれはその人は明らかに加害者であるわけでありまして、それと被害者だということでは緩やかな対応ではいかぬ。加害者である。しかもその加害行為たるや、他人の人權をじゅうりんして自分が悪いことをしたとはいささかも思つていないなどに見られるような子供すらおるわけでありまして、そういう者に対しては、他人の人權を侵害することは全くなしてはならぬことだといふことを厳しく教へ込む必要がある、こういうふうには私は思つておるわけでありまして。

○伏屋委員 現在の学校教育が抱える病理の根源的なものであるという認識で、学校構造の見直しというものをやつていかないとけない。学校の要求する型はまづおる人間はいけけれども、それ以外の者は不適なんだ、こういうふうな考え方で、学校構造そのものに人間を疎外するような要因があるわけでありまして、そういう面からも

いじめ問題解決等々の御尽力を要望いたしました。質問を終わりたいと思います。

○白川委員長代理 池田克也君。

○池田(元)委員 予算委員会でも私取り上げました学歴社会の是正の問題に関連いたしまして、いわゆる青田刈りと言われる問題についてお伺いをしたいと思います。

予算委員会でも大臣から答弁をいただいておりますが、私は、今問題になっている教育改革の一番根本は、大学有名校偏重、それに向かつての幼稚園からと言われるような教育の過熱ぶり、こう

したものがあるところ、問題を起こしてき
たという認識を持っておりまして、冒頭、労働
省にお伺いしたいのですが、ことしは大変過熱を
いたしまして、七月ごろから企業と学生の間に、
内々定であるとか、あるいはその取り消しであ
るとかというふうなことがあったようございま
す。時には、決定を見たというところで本間に本人
は安心をしておいたところが、実はあの話はなか
ったことにしておいてくれ。企業の側からすれば、
いい学生を確保したい余りでしょうが、予定
の数よりも多目に約束をしていよいよになってそ
れを取り消すという非常に身勝手な、学生の側か
らすればショックなこういう事件、事件とあえて
私は申し上げたいのですが、起きてきたわけでご
ざいます。これは現行の労働法制、職業安定法
制等いろいろあると思いますが、これに照らして
問題はないのかどうか、最初にお尋ねをしたいと
思います。

○矢田貝説明員 御説明申し上げます。

大学生の採用問題につきましていろいろな御指
摘がなされておりますけれども、私も一番重視
しておりますのは、今先生の言われました採用内
定取り消しといったような事態が仮にも生じてく
るという点につきまして最大の問題という意識を
持っております。

法的な問題でございますが、この採用内定、
いろいろな態様がございまして、なかなか一律に
議論するわけにまいらないわけですが、その採用
内定通知というものが労働契約の締結の申し込み
に対する承諾の意思表示ということで、きちっと
労働契約というように成立している場合に
つきましては、当然取り消すといったような場合
には基準法上の一定の制約を受ける、例えば解雇
につきましても一定の制約を受けるというように
問題で、基準法上措置できるわけでございます。

問題は、先ほどいろいろなケースがあると申し
上げましたけれども、例えば私どもの役所とい
います行政の場合ですと、十一月一日の採用試験

を行いますとそこで採用を内定しまして、これは
人事院の方にも内定しましたよということでの通
知をいたしますし、本人からも、ではうちの役所
に来るのだなということ、今申しますときちん
とした契約関係といえましょうか、そういうたよう
な形が行われるわけですが、例えば学生さ
んの場合も、Aの会社、Bの会社、Cの会社もそ
れぞれ受けて、その中からいいのを選びたいとい
うことで、必ずしもおたくの会社に行くと行く
んですというところまでいかなくて、何となく口
約束で終わってしまったというふうなケース
等々もあるわけでございます。

いづれにしましても、こういった採用内定取り
消しが生じないということにするためには、先ほ
ど申しました基準法上の問題につきまして監督
機関との十分な連携をとってやるということが一つ、
もう一つは、そういった採用内定というものの性
格につきまして、文部省さんとも御協力しなが
ら、やはりその仕組みというものを、採用内定
という場合にはちゃんと文書でもらって、そのか
わりあなともその会社に行くよという格好でい
わゆる契約関係というものをきちんとしていただ
いかなというふうなことの指導を学生にする。そ
れと同時に、企業につきましても、単なる会社の
OB等が口約束で何かするということにならずに
文化した文書で出すようにといったような指導を
重ねるとか、そういったような方法でこの問題に
対応していかなければいけないと思っております。
で、そういった努力を続けている段階でございま
すし、さらに今後そういった方向で文部省さんとも
御協力しながら努力してまいりたい、かように
考えております。

○池田(克)委員 今御答弁がありましたけれども、
整理して単純化しますと、口約束だけではそ
れは意味を持たない、学生の方にもきちっと会社
側からの、君を採用するという意思表示を何らか
の文書でもらっておきなさい、こういう指導をす
る必要があるという趣旨を労働省は考えていらっ
ます。

○矢田貝説明員 そのとおりでございます。最終
的に争いになりますとやはり証拠になるものがない
といふかねわけ、もちろんそれは口約束でもち
ゃんとした何かわかるようになっていけばいいわ
けですが、基本的にはこういったものは、かた苦
しい話かもしれないけれども、文書できちん
と交わしておくということが、後々の争いが起こ
ったとしても企業側の責任を追及できる、あるいは
学生さんにも一定の責任を持たなければいけない
という問題ですけれども、基本的にはそういった文
書でもってきちんとして内定通知等を行っていく
ことが必要だろうというふうに考えております。

○池田(克)委員 それは具体的には労働省から何
かの機関を通じて各大学あるいは就職担当者に徹
底をされるような御方針なのでしょう。

○矢田貝説明員 御案内のとおり、大学の学生の
職業指導等につきましては、大学等で職業紹介機
関としておやりになっておりますので、私どもと
しましては、文部省の方に御相談いたしまして、
そういったことが徹底されるようにというふうな
御相談をしてみたいと思っております。企業側
につきましても、前回の臨教審の答申を受けました
後で経済四団体との間でいろいろなお話し合い等
もしておりますから、そういった場所等を通じてな
がらやるとか、場合によっては文部省さんとも御
相談しながら通知をするとか、そういった方法を
当然考えなければいけないだろうと思っております。

○池田(克)委員 いわゆる就職協定というものが
また問題になってきております。これは大臣にお
伺いしたいのですが、労働大臣との間でいろいろ
協議がなされている。総理からも、非常に重要な
問題なのでできるだけ早期に手を打つように努力
させたい、こういう答弁をいただいております
が、この就職協定についてその後何らかの進展は
見られているかどうか、お伺いしたいのでござい
ます。

○松永国務大臣 民間企業が自分のところの従業
員を採用する場合に、どういふ人を対象に入社試
験をするか、いつごろそれをするか、こういった
ことは、厳密に言えば、企業と就職希望者の相対
の関係なのであります。ただし、それが適切
な時期に適切な方法でなされないと学校教育に
も少なからず影響を及ぼす、こういうことがあり
ますので、そこで、望ましい時期はこのころだか
ら、こういった時期にこういう方法でということ
を、別に厳密な意味での強制力があるわけじゃあ
りませんけれども、お互いに守りましよう、守っ
てもらいたいというところでの就職協定があるわけ
であります。しかし、企業の側からすれば、人材
を確保してこそ初めて企業が伸びていくわけで
ありますから、十分な人材確保ができなければそ
の企業は減ってしまうことにもなりかねない、そ
ういったことから、ほかの企業に優秀な人材を取
られる前にこっちはいいのを採ろうなどというこ
とで、結局は今申ししたような紳士協定が守られ
ず、いわゆる青田刈りという現象が起こって
る、こういうことであらうと思っております。

そこで、冒頭申し上げましたとおり、厳密な意
味ではなかなか強制力がない話でありますし、結
局、我が国の学校教育をいい姿で遂行できるよ
うな事柄に企業の方でも協力してもらいたい、こ
ういう趣旨なのでありますので、そこでやはり協定
は必要ではないのだろうか。しかし、必要な協定
であつてもほとんど守られないということであ
れば、これまたおかしいことでもありますから、正
直者がばかを見るという結果にもなりかねません。
そこで、守られるような協定はどういう中身なら
ば守られるのだろうかというところの勉強を今して
いるという段階なのでございます。

○池田(克)委員 十月二十六日付の日経新聞の報
道でございますが、労働大臣が二十五日に高知市
内の記者会見で、青田買い問題について、「労働
省、文部省、経営者団体と実務者会議を行って
おり、年内には何らかの新たな取り決めをしたい」

こう語ったことですが、年内に何かめどをつけたという意向を労働省は持つていらっしゃるのでしょうか。

○白川委員長代理 労働省にちよつとお伺いしますが、先ほどの池田委員の言われたことにあなたは答えてないと思います。と申しますのは、要するに口頭であつても内定をしたというのを取り消した場合どうか、その労働法上の問題はどうかという点で、だれが青田買いの最終に文書でもって採用通知を出すのですか。そういうことを含めてきちんと答えなさい。今の点は僕からの質問です。

○矢田貝説明員 それでは、冒頭に今の点につきましてお答えいたします。

その採用内定通知につきまして文書が望ましいという点を申し上げたわけですが、文書によるかどうかは別として、先ほど申し上げましたのに重ねて申し上げます、採用内定通知というものが、学生側ですけれども、労働契約締結の申し込みに対して、企業がそれに対して承諾をするという意思表示として行われているという事実がとらえられる場合につきましては、当然そのことにつきましまして労働契約として有効に成立しているという点でございますから、その取り消しといったような場合につきましては、先ほども申し上げましたような、それが口頭であれ文書であれ、きちんと基準法上の法規が適用になつていく、そういう面での強制的な指導をしなければいけないということでございますので、説明不十分の点につきましてはおわび申し上げます。

それから、先ほどの御質問の大臣の新聞報道でございますが、私も報道で見ている範囲でございますが、多分これは、説明員の立場でございますが、多分これは、就職協定というものは大体例年十二月、一月ごろにことしどうしようかというところが決まつていくという、来年になりますとすぐ学生さんたちのいろんなあれも始まつていくとすれば、早い時点で何らかの格好でのそういう方法ができることが望ましいということを申

上げていますのだからと思ひますし、私どもも基本的に、これが来年の七月とか八月とかいう時点になつては、仮に新しい格好での何かの就職協定についての有効な手段を見出すにいたしましたも、来年になかなか間に合わない。もちろん自身によりましてはかなりの時間がかかるものがあるかと思ひますので、就職協定の基本から申しますと、やはりそういう時点で来年どうするかという点についての一定の関係者の合意というものができることが望ましい。私もそういう努力はしてみたいというふうに考えております。

説明員の立場でございますので、お許しを願ひたいと思ひます。

○白川委員長代理 委員長から一つ質問します。青田買いの最終に、要するに解禁される前に文書で内定を出すというふうな例はあるのですか、ないのですか。

○矢田貝説明員 御質問の趣旨は、協定違反の状況の中で文書で出すということがあるかどうか、こういう御趣旨だと思ひますが、一般的にはないだらうと思ひます。したがつて、その中では大抵口頭でやられていたというのが現実の姿であらう、このように推察しております。

○白川委員長代理 解禁前の話でしょう。

○矢田貝説明員 はい。

○池田(克)委員 今早口でおっしゃつたのもう一遍確認をしたのですが、労働省としては年内に何らかのめどをつけた、こういう目標であるかどうか、そのことだけお伺ひしたいのです。

○矢田貝説明員 少なくとも大臣はそういうお気持ちをお持ちになつていらっしゃるということ、説明員の立場としては申し上げさせていたいただきます。

○池田(克)委員 これは文部省にもお伺ひしたいのですが、要するに、大学としての学生に対する指導も当然必要だらうと思ひます。私は先ほど大臣からも協定が守られなかつたという御答弁をいただいておりますが、やはり守られなかつたというのは大学です。社会の秩序、正義、公正という

ことを教える場です。そこで協定が守られないで、ある時期にいわゆるノンルールになつてしまつたということ自体、大学が教育の機能を放棄したというふうには私は厳しく受けとめてもいいぐらゐの内容ではなかつたかと思ひます。事柄は、企業が学生に接触をして、君、こちらに來ないかという状況があつた。それについてだんだんとその時期が繰り上げられていつて、学生にしてみれば、自分だけがよいポストを得ればいい、人のことはもうどうでもいい。ルールがあつて、みんな希望する会社に就職試験を受けに行つて、そこで競争をして、力がなければあきらめる、力があれば自分の希望する職種に、企業に入れる、これがずつと今まで学生が経てきた公正な行き方の道だつたと思ひます。それが突如として、そういう意向さえよければ君を入れるよ。社会における駆け引き、裏工作、こうしたことが大学卒業という教育を積み重ねてきた最後の期間で行われて、それが放置されている。受かつた人間がいかに得得として、僕はいいところへ入れたんだ。こんなことがまかり通るということは、子供たちの社会におけるあらゆる秩序というものをぶつ壊してしまふ。実はいじめの問題はこゝら辺にも原因があるんじゃないかという気が私はするのです。したがつて、今の協定を年内にめどをつけたという労働省の御意向は、文部省も同じ気持ちなのか。そして、つくる以上は、守られる、協定内容がどうこうということではなしに、どんな協定ができようかと学生はそれを守るべきだという指導をきちんと文部省は大学に指導していくべきではないか。

二つほどお伺ひしたいのです。年内についての時期の問題とその性格について文部省がどういう認識を持っておられるのか。社会の事件ですから仕方がない、成り行きだ、こういう考え方というのは、文部大臣の立場からおっしゃるのには私はどうかなというふうに思ふのですが、いかがでしょう。

○松永国務大臣 先ほど申したとおり、ある企業がどういう人を対象に採用試験をやるか、どういう試験方法をやるか、どういう時期にやるか、こういうことは、その企業とそれからそこに就職したいと希望する者との相対の関係なんですね。一つのルールをつくつてそれを強制することが法的に可能かどうか。なかなか可能だという結論は出てこないです。そういう意味で、任意協定といひますか紳士協定みたいな形になつてはいるわけですが、それを企業に対して強制するということは、法的に言えば不可能なような感じが私はする。しかし、企業と個人との相対の関係だからといって野放しにしておけば、学校教育の適切な運営にマイナスがある。そこで、守つてもらいたいという希望を込めて協定をつくる、こういうことに今までなつておつたわけですね。しかし、無協定という状態は、実は学生側も企業側も望んでないようでありまして。したがつて、何らかの協定があつた方が望ましい。しかし、協定がある以上、企業の側でも守れるような協定にしなければならぬ。そこに内容面での難しさが実はあるわけでありまして。そこで、どういふことであるならば守れるだらうか、こういうことであるわけでありまして、そのことの勉強を今しているところだ、こう申し上げた次第でございます。

なお、そういう協定をつくる以上は、前からさうでございましたが、年が明けてからではやや遅い。したがつて、年末ごろあたりには大体意見の交換をして、そして遅くとも一月早々ぐらいには翌年度の卒業生について何らかのルールづくりができれば望ましいというふうに思つておるわけでありまして、そういう方向で今勉強中であるということをお知らせするわけであります。

○池田(克)委員 企業と学生の間に、これはお互いに自由な契約だという御趣旨がもしもせんが、教育を今改革しようという時期です。しかも、学生は、特に大学教育に關しては、国は巨額の金を投じて足りないところを補ひ、学生の経費を負担して、国家の将来を担わせる人材を育成してい

る。言うならば国家の財産だと私は思うのです、大卒の人材——大卒だけではございせんけれども、したがって、それを企業が企業の利益のために、ある意味では恣意的に教育にまで踏み込んだ時期にそうした交渉を行わせるというのはいかかなものか。むしろ、文部省は、教育行政をつかさどる上ではつきりこの時期までは困るのだ、交渉してはいけない、学生にも接触してはいけないと言ふくらい構えが必要だし、そのために前から私が主張しておりますのは、キャリアガイダンスと言ふのでしょいか、就職に関する指導というものをかなり早い時期に大学のカリキュラムの中に組み込んで、そしてこれは必修で、学生たちが社会の現象、契約というのはいくつか状況でなければそれを果たせられないのだ。あるいはまた、いろいろと私も資料を持っておりまして、中には、学生には、自分の力を十分知らないで有名な会社とか、いわゆる騒がれているところとか、力と現実との間に乖離があって、就職に随分と遠回りがあるというふうな就職担当者はいくつと指摘をしております。そうした点からいって、私は、大学教育の中で適切なキャリアガイダンスをして、学生をむだなことをしないできちっといところへ就職させていく、こういう活動が必要なのではないか、こういう考え方を持っております。

したがって、文部大臣にお伺いしたいのは、文部省としてこの問題についてどういうおつもりでいらつしやるのか。双方の間に立つて考えることはいろいろできると思います。しかし、教育改革の一番の中心のポストである文部大臣のお立場として、今の社会現象の中でこれをどう考えるか、キャリアガイダンスの問題も加えてお伺いしたいわけですか。

○松永国務大臣 大学というに限定して申し上げますと、大学はそもそも何のために存在し、また何のために大学へ行くのか。私は就職の準備として行くところとは思ってないのです。学問をするところが大学であると思っております。学問を

した結果、知的能力が非常に発達するあるいは人間的な向上もなされる。こういう知的能力があり人間的にも立派だということになってきて、企業が、あの人ならば自分の企業にとっていい働きをしてくれるからというわけで、そこで企業と個人との間の雇用契約がなされる、こういうことであらうと思います。

そういう意味では、それぞれの大学が自主的になされるべき事柄でありますけれども、大学の評価を高めるためには、結果的には自分の大学卒業者が、いいというか何というか、いわゆるいい企業にたくさん就職できるということがその大学の評価を高めることになるでしょう。そういったことで、各大学が自主的な判断で就職についての学生に対する指導、助言あるいは勉強会、それは大学が自主的に判断をしてなされるべきことだと思います。ただ、大学の本来あるべき姿は学問をするところである。その大学で学生としては自分の知的能力を高める、人間性を高める、そのための勉強をするところが大学だと私は思っております。

そうしてまた、企業としては大学卒業生を採るかあるいは卒業前でもいい人材ならば採用するよ、こうなればこれはとめる方法はないわけでありまして、そういうものだと私は思っております。

○池田(克)委員 もう時間がなくなつてしまいましたが、それは確かに、大臣がおっしゃるように、卒業以前から、中退でも採ろうということであればこれは仕方のないことだと思ひます。しかし、問題は、今大卒ということが対象になっております。しかも、卒業見込みということで、学生の側から見ますと、六月とか七月とかいう時期はまだかなりの年数が残っている状況ですから、見込みはあるかもしれません。しかし、自分もそういう思いを持って企業と接するということは、学生の察として余りいいことではないのじゃないか。したがって、それについて学生がその行動をどうするかは別ですが、大学側にもきちっとそれについて指導するようなキャリアガイダンスのような機

会を設けるべきだということを前々から申し上げているわけではございまして、その必要は全くない、自分の進路についてはあなた個人で考えなさい、大学は学問をするところだ、就職については関係ないよ、それは一応の建前論だと思ひます。現実にはそう動いていないので、私はキャリアガイダンスについて必要性を訴えたい。大臣に、最後にそれについての御意見を伺つて、終わりにしたいと思います。

○松永国務大臣 先ほども申し上げたとおり、これは各大学が自主的な判断で自分の大学の学生について就職がうまくできるやうに親切的な相談事業をしようということをやられることは、これは結構なことであると思ひます。

○池田(克)委員 終わります。

○白川委員長代理 委員長から文部大臣に一つだけお尋ねいたします。

民間企業と学生との関係については大臣の御答弁でも結構だと思ひますが、文部省以外のほかの役所でも同じような傾向があったと聞いておりますが、これは同じ政府機関の一つとして、何らかの対策がなかったのか、あるいはどういふふうにか考へておるか、来年はどうするか、お答えいただきたいと思ひます。

○松永国務大臣 文部省はいわゆる就職協定を厳格に守つたのであります。よその役所についてはつまびらかではありませんので、コメントすることは差し控へさせていただきます。思ひます。

なお、望ましいのは、役所の場合には国家で行う試験、公務員試験の合格者について採用をするわけでありまして、その公務員試験の発表時期等との関係で適切な時期の方が望ましいのじゃないか、どうかと思ひます。

○白川委員長代理 滝沢幸助君。

○滝沢委員 大臣、御苦労さまです。

私は、国語の問題並びに教科書検定等の問題について一連の質問を申し上げたいと思ひますが、それに関連しまして、初めに、法務省から見えていただいているはずで、

これはたびたび法務大臣また省の皆さんに申し上げたことでもありますから、詳しいことは省きますが、私が国語の問題の一環としてとらえている戸籍法五十条並びに同施行規則六十条におきまして、子の名前をつけようとするときに、二千百一十一字でしたか、いわゆる常用漢字と特に定められた名に使うべき文字とされたもの以外には使えないというところは、かたい言葉で言えば、憲法における表現の自由、思想及び良心の自由というものを侵害するものであるというわけだけれども、それはそれといたしまして、私がきょうここであなたにお尋ねしたいと思ひますのは、文部省は昭和二十一年に当用漢字というものを制定しました。千八百五十文字でありましたか、これに対して五十六年には常用漢字というものに切りかえていたわけでありまして、大体百字近くふえまして千九百四十五字、これに名に用いるべき文字をプラスしたのが施行規則に言う子の名に用いるべき漢字でありますから、これ以外は一切だめだというのが法務省の立場でございまして。しかし、現実には全国の市町村の窓口において子供さんのお名前をつけようとしたときにトラブルが起きているわけでありまして、そのことを思うときに、文部省が常用漢字に切りかえたというところは、一つの生活の目安であつて決して制限するものではないと私は言っているわけですが、しるに、法務省は、これを厳然として一つの規則として固定化して、それ以外のものは一切排除するということは、両省の態度が合致しないか、ちゃんと返事を用意してくれとこの前言ったのですが、どうなつておりますか。

○細川説明員 お答え申し上げます。

五十六年三月の国語審議会の答申におきましては、人名用漢字の問題は、戸籍法等民事行政との結びつきが強いものであるからその取り扱いを法務省にゆだねるものとされておりました。またこれに先立ちまして五十五年七月には、文化庁から法務省に對しまして、国語審議会の審議の内容を御連絡いただくとともに、右のような御意向の伝

は、人名用漢字の問題は、戸籍法等民事行政との結びつきが強いものであるからその取り扱いを法務省にゆだねるものとされておりました。またこれに先立ちまして五十五年七月には、文化庁から法務省に對しまして、国語審議会の審議の内容を御連絡いただくとともに、右のような御意向の伝

達がありました。こういったことに基づきまして、五十四年一月から民事行政審議会で審議がなされて、現在の法制のもとになっている答申がなされたという経緯がございます。そして、民事行政審議会におきましては、従来の当用漢字の制度が常用漢字の制度に改められるというのを念頭に置きまして十分審議がなされまして、その結果、答申の中では、常用漢字表は漢字使用の目安であつてその範囲を制限する趣旨のものではないが、その目安が一般の社会生活において効率的で共通性の高い漢字によってわかりやすく通じやすい文章を書きあらわすことを目的として立てられているという基本的な考え方からすれば、子の名に用いる漢字について、右に述べた事情を考慮して、その漢字を一定範囲に制限することは常用漢字の表の趣旨と必ずしも矛盾するものではないという答申になつておるわけでございます。したがうきまして、民事行政審議会が人名用漢字の制度につきましても検討をされた際には、そういった常用漢字が目安であるというのを十分意識した上で、このような答申がなされたものであるというふうに理解しております。

以上でございます。

○滝沢委員 私、答申がどのようなあつたかを聞いておるわけではない。それは両省の態度が一致しないということだと聞いているわけなんです。そして、つけ加えてお尋ねしますが、実は会社を設立した。この会社を登録するときに、会社の文字は何らの制限もない。実は自治省では市町村等の合併その他によって町の呼称の変更等に携わつておいでになる。しかし、町の名前も何の制限もない。また、いつも言うんだけれども、名前を制限しなくても、いわゆる姓、名字は何らの制限も加えることはできない。ならば、実質効果がなないのではないか。そして、これを自由につけさせても、国家が財政的、制度的に何らの犠牲も負担もないのではないか。国家が財政的にも制度的にも何らの負担も犠牲もなくて、しかも国民の声が反映できるというならば、思い切つてこの制限を

撤廃することが望ましいと私は思う。このことについて、私は再々、この次もまたお尋ねをしますから、きょうはきちんといきませうけれども、ひとつどうか省内部で意見を整理してちょうだいして、次にお答えをお願いいたします。ひとつこれから省に持ち帰つていただく立場について一言。

○細川説明員 お答え申し上げます。

確かに、従来の方には制限がないわけではございませんので、制限としては中途半端かもしれないが、やはりそれなりに現行制度に存在意義があるのではないかとこの方が従来の考え方ではございます。そして、この人名用漢字として使用できる漢字の数でございますが、これは先生御案内のとおり、当初は当用漢字表の千八百五十字に限定されておりましたが、その後三度にわたつて追加されたという状況もございまして、ですから、やはり制度としてしましても私どもは不変のものであるというふうに考えているわけでもございせんので、先生の貴重な御指摘を踏まえまして、今後もうこういった制度の研究に努めてまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○滝沢委員 御苦勞さま。どうぞ省に帰つて御相談してちょうだい。

ところで、お聞きのようなことで、文部省が戦後のどさくさ紛れにおきまして、元来のローマ字論者のような方々の主張が、GHQのいわゆる日本の制度改革という言葉はい言葉でありますしうけれども、私たちに言わせれば日本解体政策、こう言いたい。

〔白川委員長代理退席 委員長着席〕

いすれにしましても、そのような状況の中でできましたあの漢字の制限、これは今お聞きのような部面にも、国民生活に深く犠牲を強いている、このように私は申し上げさせていたたく。

ならばここで、どうだろう、これはたびたび繰り返してきたことだけれども、漢字の制限というものはどのような意義があるか、私はもう一度文部省は勉強し直していただきたいと思うのです。ここに加えまして仮名の遣い方、いわゆる現代

仮名遣いというあの制度、これが歴史的仮名遣い、正仮名遣いと言つてもよろしいであります。う、これとかかわりについて私はたびたび議論を申し上げているわけでありましてけれども、ここに二つの団体からの意思表示がございまして、と申しますのは、国語審議会がこの二月に三年間の議論の末に出しました改定現代仮名遣い案、この案につきまして五月ごろから精力的に、たしか五カ所所でありましたか、公聴会といひますか説明会を持ちまして、各界の意見を聞いておられるはずであります。その説明会にあらわれた数の方々の御意見、加えましてここに二つの団体からの意見が表明されているはずであります。その一つは国語問題協議会という団体がございまして、これは木内信胤先生が会長をお務めでありまして、この団体から出てきた一つの意見書、これは十一月九日に提出されたものと報じられております。つまり、歴史的仮名遣いが正則なんだ、これが本当なんだというのを宣言してほしい、そして、現代仮名遣いもこれを使つていけないというのではないけれども、標準は歴史的仮名遣いというのでないか、こういうことを宣言してほしいというふうな趣旨であつたと私は理解しております。これについていかにお考えですか。

○加戸政府委員 十一月九日でございますが、この国語問題協議会の会長であります木内信胤先生の方から文化庁に今の文書の送付がございまして、翌々日でございますが十一月十一日付をもちましてこの意見書、文書を国語審議会の委員全員に送付させていただきます。来月になります十二月十三日に国語審議会の全員協議会が開催予定でございますので、当然そこで議論として取り上げられることにならうかと思っております。

○滝沢委員 続きまして、これは少しさかのぼりますが、四月三十日に文芸家協会というところから意見書が届けられておるはずであります。これは俳人の山本健吉先生が会長をお務めでありまして、一千三百人余りの方々がこれに署名されているはずであります。これも表現はややさきのも

のと違つてあります。しかし要するに、現代仮名遣い――文部省、国語審議会が進めまして、さらにはこの改定も含めてのこのことを批判している立場に立っているわけでありまして。歴史的仮名遣いが正しいのだ、これこそ初めて日本の伝統ある文学としての、ないしは生活文化としての国語があり得るのだという立場をとつていらっしゃるわけだけれども、これについてどのようにお考えですか。私が申し上げたいのは、次の審議会ではこれが議題になるであらうということではなくて、この二つのもの、さきに申し上げた国語問題協議会のものもお読みでありまして、この文芸家協会のものもお読みでありまして、それから、これをどうにか承つておるわけでありまして、どうか、このように承つておるわけでありまして。

○加戸政府委員 四月五日付で日本文芸家協会がまともな御意見が寄せられてございまして、先生御承知のとおり、改定現代仮名遣い試案を公表いたしまして、各界からの意見を聴取したわけでございますが、文書で寄せられました意見としましては、団体からは五十件ほどございまして、ほとんどが改定現代仮名遣いに総論として基本的に賛成の御意見でございますが、団体といたしましてはその日本文芸家協会が現代仮名遣いそのものに対して批判の御意見でございます。そのものに意味ではさうございまして、一応寄せられました御意見は、団体、個人すべて印刷いたしました。ただ、審議会での今までの御議論の経緯からいたしますれば、文芸家協会の御意見をそのまま受けとめてどうというふうな状況では現時点ではございせん。

○滝沢委員 その団体ないしは個人から寄せられました文書による意見等を資料としてちょうだいできますか。

続けて申し上げさせていただきます。

先ほど申し上げましたあの説明会に表明されました意見、特に独協大の名譽教授の市原豊太先生

等がいわゆる批判の立場、歴史的仮名遣いが正しいとされている立場に立って御意見を開陳されているはずであります。ないしは、さき申し上げました二つの団体その他から寄せられた歴史的仮名遣いを正しいとする論理は、大変学問的な立場に立ってこれをおっしゃっているのが多いと思うのでございます。このようなことを思うときに、私は、次に開かれますそして二月には結論を得られるでありましょうところの国語審議会における現代仮名遣いのいわゆる改定の作業というものの対して、あの発表されました案に対しては大きな変化が出てくるであろうと期待するのでありまして、そのようなことがありましようか。

○加戸政府委員 まず、先ほど御要請のございました改定現代仮名遣い案に対して寄せられた意見は、文化庁がそれぞれ文書で照会をしちようだいしたもの、あるいは個人から寄せられたもの、印刷したものがございまして、資料として先生の方へお届けさせていただきたいと思っております。

それから、ただいまおっしゃいましたような各個人からの御意見、あるいは市原先生の雑誌に発表された御意見、あるいは今度国語問題協議会から寄せられた御意見等いろいろございまして、主として、木内先生が会長でいらっしゃいます関係もございまして、多分今度の国語審議会におきまして木内先生の方から国語問題協議会の意見の御披露並びに指摘等もございまいし、御議論もあらうと思ひます。ただ、その結果がどのような形になるのかというのは、審議会、全くフリーで各人の御見識で御発言され、議論が進められると思ひますので、予断をもって今申し上げる立場にはないと考えております。

○滝沢委員 これはあなたに言っても仕方がないが、私は、いわば今日、日本の政府の基本的な態度の中にあるものと実は申し上げさせていただきますけれども、それは審議会が御自由に御討論されて出てくる結果だから予断を申し上げられない

い、こちらには何もございせんとおっしゃるのにはまやかしでありまして、これをこのようにしたいという一つの意図があつて審議会というものをつくれるのでしよう。大抵そうですよ。ですから、審議会の委員の顔ぶれすらもそのような点に立って考えていらつしやるのじゃありませんか。そのことがたびたび審議会等で、審議会というものが議案をパパスするものであるというふうな議論されているゆえんじゃありませんか。ですから、私は、審議会がどのような結論を出されるかはわからぬけれども、今のような状況ならば、改正になることが望ましい、それを期待する、あるいは今の案のまま通ることを期待するといふものが政府にないならば、審議会というものは何ですか。何らの意図もなく、政府が任命してみずから結論を出す、そのようなものであると断言してはばかりませんか。ならば、委員というものはどのようにして選定されるのです。まさか国民の投票じゃないでしょう。

○加戸政府委員 この問題につきましては、もちろん昭和二十一年十一月に内閣告示、訓令で定められました現代仮名遣いについての見直し作業を行つていただいたわけでございまして、それを四十年たちました今日の時点においてどのようにあるべきであるかという内容で諮問した形が、まだ答申に至りません前段階として一応試案が公表されたわけでございまして。

そこで、審議会の構成自体は四十五人の委員の構成でございまして、少なくとも各界各層を網羅する形で、見識のある学識経験豊かな方々を委員としてお願いしておるわけでございまして、少なくとも文化庁サイドの考え方としては、今の全国的な立場からあらゆる分野を網羅した公正な御審議が進められているものと理解しているわけでございまして。

○滝沢委員 それは水かけ論でありますが、四十五人で日本のすべての知識を網羅することはできぬわけでありまして。いろいろの立場があるわけでありまして、それをすべてを公平に網羅するこ

とはできないでありましよう。一つの目安と期待があつて任命していると私は理解する。

いづれにしても、しかし既に四十年これが定着しているという考えは間違つておりますから、しかも今日今このように多々批判する立場の意見が寄せられているわけでありまして、ひとつ謙虚に受けとめて、二月までに作業してちょうだいするように要望しておきたいと思ひます。

ところで、釈迦に説法でありますけれども、国語といふものは四十年ぐらいただ単に定着するものではございせんよ。御存じのように、あの万葉の昔からいろいろの国語が苦惱の中で成長して行くわけでありまして。そして、ちよつと言われておりますのは、藤原定家、これが大変努力をされていわゆる仮名遣いといふものを整理された、こういうふうに行われていたわけでありまして。しかも、なおそれを継承されて僧の契沖がこれに基本的な検討を加えて完成をしたと言われているわけでありまして。さらには、例の国学者として知られた本居宣長が、いわばこれをさらにさらに精度を加えて完成した。ここに日本の仮名遣いはいわばきまつたりと言われているわけでありまして。しかも、それが徳川時代やや乱れた時期もありましたが、明治政府がこれを受け継いで、いわゆる歴史的仮名遣いといふものが小学校その他の正しく行われるようになって、戦後の改革に至るわけでありまして。

ところが、文部省といふものは一体どういふものでありますか、明治四十一年にこれをいわゆる今の仮名遣いのようなものに改定しようとしたね。しかし、これはそのときに文豪森鷗外が命を賭してこれを阻止しているわけでありまして、委員に任命されました、そして委員会において堂々たる意見を開陳し、著書を著してこれを阻止しておりますね。そして、これは故意か偶然か知りませんが、その鷗外が大正十二年に亡くなりましたのを待ったごとく、大正十三年に文部省はまた改定案を出しているわけでありまして。ところが鷗外は、このことを憂えて、遺言をもつてこ

れを自分の後輩といひますか弟子といふのでありましようか、東北大学の教授でありました後輩にこれを託しているわけでありまして。そして、しかもこれに対して、これも文豪芥川龍之介、これが大変な論文を発表してこれを学界に問い、国民に問うている。そして、これは文部省がまた引つ込めざるを得なかつたわけでありまして。

なおまた、先ほど申し上げました東北大学の教授は——どうもメモといふのは、なかなかどこにあるかわからぬのが私のメモの特徴でございまして、それは役所のようににはなかなかいきません。いづれにしても、そのようなことでいきましたものが、戦後にあのようなことで歴史仮名遣いは現代仮名遣いに書きかえられるわけでありまして、山田孝雄さん、これが「明星」、あの有名な「明星」に論文を発表して、これは鷗外先生の遺志を継いでこれを阻止したということになっているわけでありまして、先ほど申しましたように、何しろ戦後はあの食うや食わずのどきどき紛れでありますから、皆さんが生活のこと追われているうちにあのようなことになった。このときに日本の政治家ないし文人が、かつての森鷗外のごとく命を賭してこれを阻止する者があらわれなかつたのは、日本文化の不幸と言わなければなりません。しかし今日、四十年にしてこのようなことではあります。

実は、先ごろ私たちはヨーロッパの教育文化事情を視察ということで旅をさせていただきました。そのときに私はフランスの学士院を訪れまして、フランスにおきまします国語の取り扱いがいかになっているか、これは世界に有名なことでありますから、アカデミーフランセーズ、これは何しろ十七世紀の前半、最初は十数人と言われましたが、後ほどから四十人になりまして、それが今も定着している。四十人の権威ある学者が一生涯、任命された以上は死ぬるまでこの仕事を継承するということで、週に一回学士院に集まって、そしてフランス語の番人といひますか、フランス語の研究をしていらつしやる。そして、数十年前こと

に一冊ずつの辞典、字引をつくる。これが非常に権威あるものとされているわけでありました。その間に革命があり、政変があり、戦争がありまして、この制度、この習慣は変わらぬわけでありました。今用いられているものは一九三二年にできた辞典だというわけでありまして、五十年を経ているわけでありまして、そろそろ新版が出てくることもかもしれませんけれども、それにしても、この五十年の間にあの戦争をフランスも経験しているわけですよ。文部省が四十年でもはや新仮名遣いが定着しておりますと言ふのは、全く文化を知らざることに甚だしいと言わなければなりません。

私は、このフランスのアカデミーに学んで、これは市原豊太先生のおっしゃることでありまして、私はもちろん昨年の委員会におきまして、三月二十三日でありましたか、国語審議会はとにかくこの罪万死に値する、百害あつて一利なし、一日も早く行政改革の名においてこれをやめなさい、こう申し上げたのだけれども、市原先生は学者先生だけあつて少し優しく、これを改組してフランスアカデミーのごとく日本語を大事にする審議会を、権威あるものをつくりなさい、二年、三年というのじゃなくて一生涯かかって学者の先生方が研究する、これをつくりなさいと提唱していらつしやいます。しかし一方、小堀東大教授のごときは、私以上に厳しい文章をもつて、国語審議会は一日も早くやめろ、そして再び国語のことについて役所は口を出すな、こういうふう書いていらつしやいますけれども、いずれにしても、国語というものはこういうものなんです。官僚の手によつて簡単にそこら辺の学者をちょっと任命して、この前の昭和二十一年のときはわずかに六カ月のうちにできたのですから、フランスが五十年も六十年もたつて一冊の字引をつくっているのに、わずか六カ月の審議であのことをしたわけでありまして。今度も三年かかって改定案をつくつたでしょう。三年かかって、そして一年間国民の声を聞いたというところで、この二月に最終案を出すとい

うのだけれども、合わせたつて四年でしょう。ちよつと軽率じゃありませんか。

どうかひとつ、文部省に一片の文化を思ふ良識があるならば、この際、国語審議会のごときは、歴史的仮名遣いが正しい仮名遣いだということを宣言して、いち早く解散をされた方がいい、こういうふうにも思ふのだけれども、いかがですか。

○加戸政府委員 国語問題についてはいろいろと御議論のあり得るところでもございまして、先生御指摘のように、昭和二十一年の現代仮名遣いの功罪についてはいろいろな意見も国語審議会が開陳されました、もちろん多数といたしましては、四十年間の間に国民生活に定着をして、あるいは自然かつ容易に文章表現ができるようになった、国民生活が向上した、文化水準が上がつたと、いろいろな功の方もございまして、一方におきまして、過去の歴史、伝統との乖離を来しているという批判もあつたわけでもございまして。そういう点を踏まえまして、今回の改定現代仮名遣い案におきまして、いわゆる一般生活のよりどころとするという規範性を緩やかにすると同時に、歴史的仮名遣いが尊重されるべきであるという考え方を表明いたしまして、従来の現代仮名遣いを改めるに当たりましての十分な意は用いておるところでございまして、またかつ、一年の時間をかけてまして全国的に公聴会を開き、御意見を拝聴しながら、やはり国民の総合的なコンセンサスのもとに多くの国民が納得できるようにものにまとめていきたいと考えて、作業を進めている段階でござい

います。

○滝沢委員 一番大事な国語審議会やめてしまえというところについては御意見ありませんが、そういうこととしましては、国語問題をそのように簡単に手を加え得ると思ふのが間違ひ。四十年にして定着しているのなら、学会からこれほどの抵抗があるはずはないじゃありませんか。

ところで、役所もそのように思つてゐる。現場の先生方もそうではないかなと思ふ。ゆゑに生徒諸君もそうだと思つてゐるのは、日本語は難しい、漢字というののは難しくて嫌なものだという気持ち、これが間違ひしているわけですよ。

私は、先ほど申し上げましたヨーロッパを視察しましたときに、ベオグラードの日本人学校というのを拝見させていただきました。非常に感銘を受けてまいりました。ここに短歌を教へていらつしやる先生がございまして、小さな子供さんがつくった歌がございまして、「遠くなる祖国日本を眼下にし友との思いに涙落とせり」というのです。全生徒の作品が壁に張つてありました。小さな二十人くらいの生徒の学校でございました。私は、大したものだ、国語教育はこういうものなのだ。しかしこの子は、例えば「遠くなる」というのを「とほくなる」と書くというのを知っているのだらうか、そして「友との思いに」というのを知っているのだらうか、そして「涙落とせり」というのを知っているのだらうか、というのを知っているのだらうかと思ふとき、私は、この小さい子供がいわば気の毒だ、今の国語教育の中に育つ子供を気の毒だと実は思つたわけですよ。

ところで、私は昔若き日に教壇に立ちまして、どんな教育を私はしてきたかと思ひましたときに、思い起こしましてこんなものをちよつと書いてきました。それは漢字というものは教へ方によつてはともおもしろい、先生、早く国語の時間にしてちょうだいと言ふようになるわけですよ。ちなみに、私は愛読書というのを五つ挙げろと言われましてならば、論語、法華華経、修証義、字典、それにバイブル、こういうふうにして申し上げるわけですよ。字典というものは愛読書に非常によろしいものであります。

私がこう申し上げておるのは、私は子供に、四、五年生に言ったのは、天からちゃんちゃんちゃんちゃん降るのが雨だよ、みんな書くわけにはいかないから四つだけ残したのだよ、こう言ふと、「雨」なるほどなところわかるわけですよ。ところが、その雨が降るなと言ふのが「雲」だよ、ですから雨の下に「云」という字を書いて、ああ雨が降るとみんな言うのだ、雲を見れば、ところが、その雲が日様の下にあるから

「雲」のだよ。ですから、小学校でこれを教へる、中学校でこれを教へる、三年生まででこゝまで教へるという字数の問題ではなくて、雨が降つた日に「雨」という字のたぐいをずつと教へてしまふのですよ。歩きながら「歩」という字を教へるのですよ。そういうふうにしていくと、子供は非常に文字をおもしろがって覚えてますね。小さい子供というのは頭がとてつとて覚えやすいから、雨が一時間やんだけれども、雲から滴が落ちるようなもの、これは「下」と書けば「雫」だよ、こういうふうには、本当だとこれは文字ではなくて漫画入りで教へてもよろしい。そして、雨が上がつて野原に出てみたら「路」に残っているもの、これが「露」だよ、こういうことでございまして、これが凍つてばらばらと散るものはあ

れは「霰」だよ、こういうふうには教へていくのですね。今のカリキュラムにだけ頼つて国語教育では漢字はおもしろく覚えることはできませんね。「霞」にしても、難しい字のようだけれども、これは「假」にあるように思ふけれども実際はないんだ。政治家は雲や霞を食つて生きてゐるのじゃないかと言ふのです。ですから、実際はないものだけれども、あるように見える。だから「假」なものだ、こう教へるわけですね。

そういうようにしてきますと、雨冠の字が大漢和辞典によりまして三百七十三個あるのです。ところが、この中で十三しか常用漢字では指定してないのです。これで日本人が日本人らしい生活ができようはずはないわけですよ。ちなみに漢字は五万とか五万五千とも言われるほどあるという中で、わずか二十字でやっていけるはずはないじゃありませんか。だから目安だ、こういうふうにはやが後退なさつたのだと私は思ふけれども、しかし文部省がそのようなおしやるものだから、法務省は、先ほどおっしゃる通りにあんなかたい態度で、子供の名前をつけるときに、それは字引にありませんよと言つて拒否なさる。甚だ残念なことではあります。

ところで、大臣、私は自民党に心からの友情と敬意を表しているわけであります。と申しますのは、自民党におきましては、四十七年ですかな、政務調査会と文教制度委員会というのですか調査会ですかの連名で、国語問題の大きな研究成果を発表していらっしゃいますね。私は、実は私がこれらの論議をいささか積み重ねてひっつけてきたと思いましたが、これを拝見しましたら私が書いた本とほとんど同じなんだ。これは著作権がどちらが優先するか知りませんけれども、そういうものなんですよ。どうぞひとつ、勇気を持って国語の本来の姿を取り戻すために立ち上がってほしいように要望したいと思ひます。一言。

○松永国務大臣 先ほどから先生の国語に関する高邁な論議を聞かしていただきまして、非常に勉強させていただいたわけであります。ただ、仮名遣いの問題につきましては、法令に基づいて審議会がやっていたいておるわけでありますので、その審議会の審議の結果を待たなければならぬというのが私の立場でございます。

なお、国語、文字、非常に大事なことでありますので、これからも一生懸命勉強して、よりよい言葉遣い、よりよい国語が使われるように努力をしていきたいものだと思ひに思ひております。

○滝沢委員 どうぞひとつ、お帰りになりましたら、党の政調会の奥の奥の方から十数年忘れられて久しかった自民党の国語問題のいわば基本方針を出していただきまして、原点に立ち返ってひとつ御検討をお願いしたい、こういうふうに思ひます。

ところで、今いじめなんというふうなことでいろいろ議論されてきました。私は、このいじめというひとつを考へても、国語の問題をも含め、歴史教育、情操教育、道徳教育、こういうものが不足しているということがあらわれた一つの事象ではないか。今日、日本はずべてのことにつまみ出して出てきました事象だけをとりえて議

論をして、審議会を設けては対策を講じ、そして通達を出していらっしゃるように思ひのだけれども、こういう点についても一回立ち返った反省が必要だろうと私は思ひます。

ところで、歴史教育のことにつきまして私はたびたびこの委員会で申し上げてきたことでありますが、二つ三つ、簡単なことでありますが、お尋ねをしてみたいと思ひます。

それは、五十七年十二月六日付、日本教育新聞というものの、リコーが大変鮮明でないけれども、リコーを私は手に入れることができませんでした。ところがこれを見ますと、文部省は、あの例の五十七年の中国からの歴史記述、特に戦争等の記述についての抗議が来しました後、いろいろの作業の末に検定基準の(15)という項目を加えられた。その間にありましていろいろと苦勞した作業をしていらっしゃるのを見受けまます。そのときに、実は検定方針案というものを提出されたというのであります。これはいかなるものが出たのか、そしてこれはいつ出されていつ決定されて実行に移されたものかどうか、承りたい。

○高石政府委員 あの問題の際に改定いたしましたのは、検定基準というところで、近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いには国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がなされていることという項目を加えただけでございます。それ以外に改正したものはございません。

○滝沢委員 そうしますと、検定方針案という文書はあったことはいずれですか。

○高石政府委員 そういう内容のものはございません。

○滝沢委員 そのことがある前、中国から抗議が来る前も、いわゆる検定についての方針というものは文書化したものはなかったのですか。

○高石政府委員 規則として改正いたしましたのは先ほど読み上げた内容でございます。それをもとにして検定を行い、そして検定審議会が議論していただいて最終の検定結果を出すわけでございます。

○滝沢委員 それなら、先ほど申し上げました五十七年十二月六日付日本教育新聞というものの紹介をされている「文部省検定方針案」というものは、これは随分細かく内容等も書いてあるのですか、架空な文書ですか。私はこれを読みまして、はあ高石局長のこの前の答弁はこれだ、こう思ひましたよ。いろいろ二年間にわたり議論してききました末に、結局あなたが答へになったのは、例えば「侵略」という項目があります。これを読んでいきますと、「特に不適切と認められる場合を除き、侵略、侵入、進出、進攻等の表記について、検定意見を付さないこととする。結局あなたは、そういう記述については検定意見を付けないことになっていると最後にいじやないか、そういうふうには申し上げたことを覚えておるのですか、これを見まして初めて私はあの答弁はここから来ているんだ、こう思ひただけけれども、この検定方針案というものは架空なものでしょうか。

○高石政府委員 規則として改正しましたのは先ほど申し上げたものでございまして、それをもとにしていろいろ申請されたものについて審査をしていくわけでございます。その審査結果の概要というのを新聞に報道、レポをするわけでございますが、その際に、そういう文章表現については意見を付さなかつたという説明、そういうものをし説明するということとはございまして、事前にこれについてはこういう尺度で審査をするのだという文章化した基準があるわけではございません。

○滝沢委員 で、それから、法律とかないしは規定、規則という文書の格式を議論しているわけじゃありませんよ。このようなのが内部的な資料としてもいいのかどうか。あるのかどうか。それでは、ちなみに申し上げますけれども、この文書を見ますと、これは案のまま終わつた、決定をしなかつた。どうして決定しないかという、決定すれば身動きできないものになつて、み

ずからそれによって縛られるからである、こう言っているのだけれども、これはやはりなかつたのですか。こういう文書は全然ありませんか。それとも内部のメモとしてはありますか。

○高石政府委員 内部でいろいろ議論をする際に、いろいろな方々、いろいろな立場で文書をもとにして議論をしていくということはあるわけでございます。したがって、その過程である人がそういうような内容を書いて、そして議論の対象にしていくということは当然あり得ると思ひます。しかし、文部省がそれを案として提示して、その案を最終的にこういう物差しで運用するというような文書の取り決めをするというふうな形での文書として案をつくつたものではございません。

○滝沢委員 では、ありませんね。こういう文書は一切省内にはありませんね。

○高石政府委員 文部省の公式上の文書にはございません。

○滝沢委員 検定審議会の中の検定審議委員みずからつくつた文書としてあります。

○高石政府委員 どういう文書がどういう形でどう配付されて、どういふ議論が行われたかというのは、突然の御質問でございまして、私がここで断定的に申し上げることはできませんが、要するに、そういう物差しの基準をつくつて検定をしていく、そういう内容のものは先ほど申し上げた基準以上のものは公式にないでございまして。

○滝沢委員 では、検定の基準はあくまでもあの検定基準(15)、これ以外には一切ないということですね。それでいいですね。わかりました。

そこで、私は最後に申し上げておきますが、そのようなものがなくて何ら拘束されるものがない。例の(15)だけだということならば、あの議論の原点が、日本のマスコミの取材活動の中における過ちから出発したというふうには言われたわけがあります。その後でサンケイ新聞は、間違つた記事報道してまことに済みませんでした、読者各位におわびを申し上げますという記事を発表していることとあります。それが発表になった瞬間と

そのように、今いじめなんというふうなことでいろいろ議論されてきました。私は、このいじめというひとつを考へても、国語の問題をも含め、歴史教育、情操教育、道徳教育、こういうものが不足しているということがあらわれた一つの事象ではないか。今日、日本はずべてのことにつまみ出して出てきました事象だけをとりえて議

論をして、審議会を設けては対策を講じ、そして通達を出していらっしゃるように思ひのだけれども、こういう点についても一回立ち返った反省が必要だろうと私は思ひます。

ところで、歴史教育のことにつきまして私はたびたびこの委員会で申し上げてきたことでありますが、二つ三つ、簡単なことでありますが、お尋ねをしてみたいと思ひます。

いうぐわいに速やかに中国との間にあつたことが結論を見て解決をするわけだけれども、もしもあのような検定に際して文部省が強く筆者に対して不本意な訂正を迫つたといふことがないならば、あのことは一切誤報に基づくものであるといふことで諸外国の理解をとるべきであつたと私は思うのであります。これからでもそのようなことをなさる考へはありませんか。

○高石政府委員 当時、当該年度における検定のやり方がどういう形でやられたか、そしてその際にどういふ件数であつたかといふのは、あの報道を我々としては中国に対しても外務省等を通じて説明をしてまいつたのでございます。

○滝沢委員 時間がありませんが、今の説明ではちよつと説明になりません。今申し上げた資料がもしもない、それ以前にも資料、そういう基準はなかつたとするならば、どうぞその当時の、あのこの前後の一切の文獻等をも一度あさつていただきまして、どのようなものもとになつてあのような抗議を受けたのか、中国が抗議をした原点的文書といふものはどれなのか、そしてそれがどのような作業を経て今日に至つたのかといふことを歴然と説明できる資料をちよだいしたいと思ひます。委員長、いいですか。

○高石政府委員 私たちのできる範囲内で整理をして、差し上げたいと思ひます。

○滝沢委員 どうもありがとうございます。

○阿部委員長 山原健二郎君。

○山原委員 三重県にあります日生学園第二高等学校の最近頻発しております暴力事件といふことが、あるいは自殺、事故死の問題につきまして報告をいただきたいと思ひます。

最初に、けさも佐藤議員の方から質問がありましたからお答えがあつたと思うのですが、私はちよつと所用で出ておりましたので、もう一度お答えたいだきと思ひます。最近の日生学園における幾つかの事故につきまして、どういふ調査と対応をされておるか、これを最初に文部省、そ

れから法務省、警察庁の方に伺ひたいのです。

○高石政府委員 まず一つは、上級生による下級生への暴行事件でございます。これは、寮内において下級生に寮の役員が暴行事件を行ひまして、三針を縫うような傷害事件が発生したといふような事件でございます。

それから六十一年の同じ六月にも、そういうような上級生による暴力事件が発生したわけでございます。

それから六十一年七月、シャッターによる圧死事故。食堂と厨房との間を区切つてあるシャッターに首を挟まれて三年生が死亡し、警察の検視の結果、死因はそのシャッターの圧迫による窒息死であるといふ事件が起きたのでございます。

それから六十一年八月、これは剣道部員が時計台から飛びおりて自殺をしたといふ事件でございます。

それから六十一年九月、教師が生徒に対して、平素の態度が悪いといふことで殴りまして、鼻の骨を折るというような教師の体罰による事件が発生した。

こういうようなのが主な内容として報告されているわけでございます。

○永井説明員 御指摘の日生学園の件につきましては、同校に在学しておりました元生徒から、上級生から集団暴行を受けたといふ申告がございまして、現在、津の法務局において、この事件のほか体罰等、情報を得ました事案を含めまして、関係者から事情聴取をする等して調査をしておりまして、調査の結果により、適正に対処してまいりたいと思ひます。

○根本説明員 現在までに警察におきまして、日生学園関係の事案として四つの事案を認知して処理しております。

一つは、上級生による下級生に対する暴行事件でございますが、昭和六十一年、ことしの七月四日、被害者から被害届を受理してこの事件を認知いたしました。その後関係者から事情聴取等の捜査を実施いたしました。現在までに、同校の三年

生の生徒五名による同じ学校の一年生の生徒一名に対する暴行事件を五件立件いたしました送致しております。

二つ目の事案でございますけれども、七月十八日に発生いたしましたこの日生学園の中の食堂、この中で生徒が圧死した、こういう事案でございますが、検視等の結果から事故死、こういうふうな考へております。

三つ目は、八月二十六日に起きた同じ日生学園の中にございまして時計台から飛びおりた事案でございますけれども、本人がその飛びおりる数日前からどうも自殺したい、こういうふうな言動もあつたようでございますし、その他の事情から自殺、こういうふうな判断してございます。

四つ目の事案は、九月に入りまして九月二日に発生いたしましたこの日生学園の先生による体罰事件でございます。これで教師一名が同じ学校の三年生の生徒に対して傷害を与へた、こういうことで傷害事件として立件いたしました送致しております。

以上でございます。

○山原委員 最初に警察庁の方へ。この馬塚君のいわゆる食堂のシャッターによるところの圧死といふ判定ですが、これにつきまして、三重県の人権擁護委員会が三重県警に会いましたところ、うつ伏せで死んでおり、シャッターに首と肩を挟まれていた。しかし、首と肩の骨は折れていず窒息死であつたといふふうな県警の方からお聞きしておるようであります。さらに、このシャッターのすき間は三十センチと言われておりますが、これ

も県警の方では神のみぞ知るといふことであいな回答をしておるといふふうには報告をいただいておるのですが、この点はどうかでしょうか。

○根本説明員 今御指摘のように、この圧死事件、シャッターに挟まれた事案でございますけれども、その検視の結果からいふと、これはやはり過つた事故で亡くなつたのだらう、まあ事故でございますからいろいろの要素がございまして、それと、そう考へてもおかしくない合理的な理由があつた、こういうふうな判断しております。

電動シャッターも、これは当時の同じ学校にいて、やはり食べ物を取りに行く、こういう状況を見ますと、やはりちよつと上げてさつとすき間から抜け出て、ボタンを上の方にさつと上げてまして、そして上がった段階でさつと下のものををまた押す、こういうような格好で狭い間からはい出る、こういうことをどうもやつていたやうでございます。

ですから、この生徒も同じことをどうもやつたのではないかと、こういうふうな推測されるわけなんです。ですから、亡くなつていられる事故の周囲の状況、それから検視の状況、こういうことから判断しますと、やはり本人の過つた事故ではないか、こういうふうな判断しております。

○山原委員 シャッターは電動式で、大人四人で持ちこたえられないほどの圧力を持つておるやうです。通常なら肩や首の骨が折れるとか傷がつくといふようなことが起こり得ると予想されるわけですが、首や肩の骨には異常がなかつたと言われているわけですね。あるいはあおむけで死んでい

るならばまだ理解できるわけですが、そういう問題はどう考へてもおかしいといふ意見が出ております。また、シャッターのすき間は三十センチぐらいでぐり抜けるなどといふことは考えられないといふことも言われているのでございます。

この点で、私としては警察の検死結果を提出していただきまして、その真相を明らかにしたいと思ひます。疑問がある限りこういう点は明確にしておいた方がいいのではないかと思ひますが、こういう資料の提出はできませんか。

○根本説明員 私どもの今までの捜査では、これは事故死と判断してございます。検死の中身については、個人の問題でございまして提出するのは私どもの方ではちよつと差し控えていただきたと思ひます。

○山原委員 後でもう一回要請したいと思ひます。

もう一つは、多田君の飛びおり自殺の問題です。これは両足首の骨折、骨盤のずれ、肺損傷と

いうふうにお聞きしておりますが、当時現場で見た人の話を聞きますと、頭に鉄パイプ様のものので殴られた跡が二本見られたというわけですね。頭と肩であつたかもしれないとも言われておりますが、この点はいかがですか。

○根本説明員 時計台から飛びおりた事案でございまして、私どもの検死の中ではそういった鉄パイプで殴られたというような痕跡はございません。ただ、飛びおりるときに顔等に擦過傷とかそういうものはございまして、ああいふ事故の中で当然あり得るわけであつたと判断しております。

○山原委員 この多田君は家に帰ったとき、助けを求め、殺されるという言葉も言っておられる。そして、学校へ帰る途中で名古屋で一度自殺未遂をして警察に保護されておりますね。そして、学校が責任を持つというので八月二十四日に学校に連れ帰られまして、翌日の八月二十六日にいよいよ飛びおり自殺をした。全く痛ましい話でございまして、問題は、そういう大変なところへ一人の子供が追い込まれているということですね。なぜこんな問題を取り上げるかという点、私はこのことが非常に大事だと思ひまして、このまゝおきますと、ここではまたこういう事故があるいは事件が起こらないという保証は全くありません。そればかりか、今子供たちの中に、このままでは何人か人を殺して事件を起こして学校が廃校になつたときに初めて自分は解放されて家に帰れるのだという声まであるということをお聞きしているのです。率直に言つて驚くべき事態ですよ。

この学校は十二年前の昭和四十八年に教員が二人も入つて集団リンチによる殺人事件があつたこと、文部省御承知でしょうか。

○高石政府委員 当時そういう事件があつたことは承知しております。

○山原委員 これは時間があつたら後で申し上げますけれども、私資料を持ってきたのですが、十二年前のことを私も覚えております。驚くべき事態ですよ。その校長先生が、当時第一高等

学校でしたけれども、今第二高等学校で同じ校長をしておられるのですけれども、その後、秋の生存者叙勲によりまして勲四等旭日小綬章を受けております。それから、その直後に三重県の県民功労者として表彰されているのです。その前にこういう大事件が起こつてゐるわけですね。教師が二人も入つて一人の生徒に暴行を加えて、明らかに殺人事件なんです。学校の中で暴力によつて殺人が起こるなどというところはちょっと考えられない。しかも、その校長先生が表彰され、功労者としてたたえらる。これは一体どういふことなのか。どういふ功労で表彰されたのか。こういう表彰問題になつてきますと、文部省ではなく総務庁かもしませんが、その辺御承知でしょうか。

○高石政府委員 五十七年の勲四等の生存者叙勲を受けられてゐることは承知しております。一般的に地方の公立学校の先生の叙勲につきましては、県の教育委員会、県等の推薦をもとにして行つてゐるわけでございます。

○山原委員 これはこれとして一つの問題だと思ひますけれども、警察庁の方にも一回聞きますが、私の疑問に対してこの場で直ちにお答えにならないけれども、検死結果を私に見せていただくわけにはいきませんか。もう一回伺つておきます。

○根本説明員 ただいま申し上げましたように、亡くなった方の個人の問題でもございまして、私どもとしてはきちんと判断して検死している、こういうことでございまして、差し控えていただきたいと思います。

○山原委員 この問題は別の角度から後刻やりたいと思ひますので、警察庁の方、結構ですからお帰りでください。

そこで、この学校に起こつたさまざまな事件について私はちょっと報告したいと思つたのです。私も現地へ参りまして、実際に被害を受けた生徒の親御さんたちにもお会いをしました。また、生徒自身の作文や親御さんの聞き取りの文書をいただいておりますので、その一部を読み上げ

てみたいと思ひます。これは鈴木政彦君の場合でありますけれども、親御さんはこういうふうにお書きになっております。結局、先生方は「家に帰りたいために適当なことを言つてゐるのだ」「父母はその手に乗つてはだめだ」ということを一貫して父母たちに言つております。そのために子供たちが暴力、暴行を受けておることが完全に隠されてきてゐるのが実態だといふことが書かれておまして、この鈴木政彦君の御両親はそういう言い方が、

リハサルまでしてゐる。この様な少年達の必死の訴えをふみにじり、父母への信頼を失なわせる様な学校教育がまかり通つてゐる。多感な少年を育成するにはあまりにも乱暴な教育環境であり、大小の負傷者は相当数あると思われ

る。そして、暴行され心ならずも学園を去つて行つたまじめな少年達の無念の思いをはらすため、徹底的に学園の非をあげ、この無神経な学校運営の事実を広く世間にアピールして、この学園への警鐘としたい。

というふうに、これはまじめな気持ちで書かれてゐるわけですね。それからもう一つ、これは鈴木君の場合でありますけれども、彼は暴行を受けて、こういうふうにお書きになっております。

五月一日から中川原内科で嘔吐が始まり、食欲不振が始まつた。内科診断。(二日間ねたきり)

五月三日帰省、朝、内科で栄養剤をもらい学校まで連れて行つた。その翌日先生に電話で聞きましたら食欲があるとの事でした。(実際には食欲なし)

本人と面会した時、体の調子が悪いから家に帰りたいとの事。先生が健康診断するからと約束して帰る。

一週間位病院に連れて行つてもえなかつた。電話して見ると、先生が用事があつたと言つて遅れた。正常との診断。

七月二十九日帰省。

八月一日、浜松の北病院診断、骨の異常に気づく。本人に聞きましたがなかなか言ひません。何かなぐられた事なかつたかと医者が聞いたが言ひません。ころんだと言つた。

八月二十四日帰省。本人が泣いて行きませんでした。無理に連れて行きました。

十月十八日帰省の時、手術をするからと言つて帰つてきました。それから日生学園に帰らず。

浜松北病院で手術をやめ、とうとう学校をやめました。

一月十日でした。初めて、学校でなぐられたとの事でした。上級生から親に言つてはいけな

いと口止めさせられた。その本人の名前すぐに言つていただけなかつた。

二月の終りでした。本人、もう日生学園をやめたからと言つて初めて上級生の名前を言ひました。

これは、名前は書いてあります。

夜中の十二時に、第一高校転校なまじきだと言つて胸をなぐられたと言ひました。又、首の所を持って気を失う様な事をしたそうです。マラソンが遅いと足を足げりも何回もあつたそうです。上級生の方から電話があつても暴力はなかつたとの事で、親が子供の事を信用してはいけ

ないと言われまして。

こういうことが書かれて、首の骨が突き出ているわけですね。これが図面まで書かれておるわけ

でございます。

こういうのは幾つもありまして、鈴木勝己君の場合、

入学三日目から暴力を受け、頭、胸、足首に

青アザがたえることなく毎日ありました。決定的と思われたのは、毎日夜になると上級生がかわるがわる二、三回首をしめて気絶させられたことで、本人も精神的にまいってしまいました。

日生学園での暴力は悪いとも思わないで、むしろ人に暴力を加えることでストレスが発散できるので、善悪も分らないでやっています。というふうなことで、これは診断書が出ているわけでございます。「縫合処置施行」と書かれておりまして、縫い合わせをしているわけですね。

それから、鈴木典彦君の場合は、リンチの時、入口に見張りを置く。

寮内での床磨きの時、二段ベッドの上から落下傘部隊と称して背中の上に飛びおろす。床みがき中、後からけつたり、棒でこぶく。風邪で三十八度五分もあり安静と医者の診断を受けたにもかかわらず、マラソンをさせ、たおれて一瞬意識不明となり、同級生に助けられ、宿舎にねがされるも、上級生にたると無理に床みがきをさせられる。入浴（風呂）は一分でゆつくりはいれない。先輩より少しでも後れるとなくられる。

ということでございます。これは親御さんが聞き取りでこう書いておられます。

子供自身も日生の事は早く忘れたいと言って関係書類は全部焼却してしまいました。子供の日記の書き始めに、お母さん、お父さん、僕は日生学園の敬天寮に此の世の地獄をみた。何の理由もなしにやたらなぐる、ける、床を磨いている二段ベッドの上から落下傘と称して背中に落ち、打撲を受ける。封書はやたらとあけ、都合が悪ければ破り捨てる。どうしてこんな暴力学校にはいってしまったのか……お母さん早くやめたい、助けて……

こういうふうに書いてあるんですね。この子供は脱出を図るのですが、これはお父さんが書いておられます。私の息子典彦も五十九年四月、日生第二高校

に入学、暴行をうけ、同年五月二十二日に集団無断離校、脱走のことです。

理由をきくも何もしゃべらず。五月二十三日無理に学園に戻す。無断離校のリーダーと言う事で一週間の罰を受け、上級生に首をしめられたり、床みがき中、背中に落下傘部隊と称して、わざと背中の上に落下し、打撲をうけ、此の状態で続けば不具者にされてしまうと感じ、二回目の単独離校を決意。五月二十九日の夕方、山中に逃げ込み、夜が更けて、近鉄線路伝いに名鉄中川駅まで必死に歩き、名鉄一番電車で名古屋へマイカーで迎えにいき、浜松市に連れ帰る。三十八度の熱が十日以上も続き、肺炎をひき起す。

こういうふうに書かれて、これは警察官の方と立ち会いで事情聴取がなされておりますが、こういう状態の報告をされております。

それから、永井清人君の場合です。これは実はお父さんが今度被害者の会を構成されました、三十数名の親御さんたちが集まっているのですが、この方はこの問題につきまして学校に対して非常に丁寧な手紙を出しておきまして、その善処方を求めているのです。これは、

清人は昭和六十年四月八日貴校に入学し附属寮に入寮致しましたが、入寮早々の同月十五日から、上級生による所謂しごきが始まり、同月末日頃迄暴行脅迫行為が繰り返されました。

私は清人からの右事実を聞かされ、同年五月一日、清人を一旦帰宅させると共に、貴校に対し右事実の解明及び善処方を申し入れを致しました。

貴校はこれに対し、具体的な対策は示されなかったものの、一応の謝罪をなされたので、私は貴校に改善の意思ありと判断して、同年六月三日、清人を帰校させました。

ところが、右当日から再び上級生のしごきがなされ、以後同月八日に至る迄、連日暴行脅迫が繰り返され、ために清人は加療約二十日間を

要する右大腿部及び同下腿部打撲、右足関節捻挫の傷害を負いました。貴校の教育理念からすれば当然、右の如き暴力行為は否定されるべきものと考えますし、かような状態が放置されるのであれば、被害者の生徒のみならず、加害者の生徒も、より一層人間性を喪失し、共々不幸な結果を招来することとなるものと考えます。

右の事情の詳細について、私は既に貴校に対し、口頭及び文書をもって伝達しており、再度事実の解明及び善処方を申し入れておりますが、貴校からは、何等具体的回答が得られず今日に至っております。そこで、本書面をもって、貴校に対し、本書面到達後一週間以内に具体的回答をして頂くよう要望すると共に、右期間内に何等の回答なき場合、然るべき手段を講ずるを得なくなることを申し添えておきます。

ということを親御さんは学校側に通告しているわけでございます。

このようなことはこれ以上申し上げる時間的な余裕はございませんけれども、もう一つ、これは谷浩久君の場合ですが、集団脱走をこの生徒もしております。

親が面倒を見られない子供を預かっているのだから暴力ぐらゐと先生が住民の前で暴言する。松葉づえの折れたのを先生が振り回して半狂乱になり暴走でわめく。捕まった子供、K君などは、先生は足で腹の部分をけり上げる。特に子供の担任は新任でもあり、生徒に手をかけることがたくさんありましたと親御さんは述懐されておられます。このお母さんはこういうふうに書いておられます。

子供が入学して一ヶ月余りたった五月二十一日、担任の先生から、学校をやめたい人は先生に申し出る様に。子供は他の二、三人と申し出たのです。

先生はいきなり「ふざけるな」と大声でいうなり、ゲンコツが鼻にとんできました。余りの力の強さに後によろけ倒れ、左頭を打ちまし

た。その時気を失ったのか、どこで頭を打ったのか覚えていないそうです。

その夜、子供からの連絡で、面会に来てほしいとの事。面会の許可を得て夜七時敬天寮に面会。その時子供は口の中を見せて「これ」といっただけでした。口の中はいっぱい切れていました。鼻を殴られた事、頭を打った事、何一つ親にはいっていませんでした。

その夜先輩とお風呂に入ったら鼻血が流れ出たそうです。

その翌日、二十二日、集団脱走で子供は家に帰ってまいりました。こういうことです。

それからさらに、これは田中君の場合でありますけれども、お母さんが聞き取りで書いております。

昭和五十八年六月十九日腰を痛めて連れ帰る。期末テストに間に合うようにと連れていく電車の中から足腰が痛み出し、先生と話し中に激痛となる。足腰はほとんどよくならず、嫌がる子供を無理に学校へ行かせる。胃痛と嘔吐のため家へ帰ってくる。その前に学校で二回血を吐く。これは京都の日赤病院へ入院をしておりますが、仮死状態となつていてわけでありました。そして、友人のI君が学校へ行こうと誘ってきた、その夜になつて、僕がどうなつてもいいの、死んでもいいのなら学校へ帰ると言う。そこで恐ろしいリンチのことを言い出しましたというふうに書かれておられます。

彼は一度学校へ荷物を取りに行くわけですが、彼ら十五人ないし十六人ほど退学、休学で友達はいなくなり、隣の組も同じ状態で、主犯格の五、六人を退学させた先生から聞いたのに、その生徒たちは学校にいたことがわかりましたというのを書いてあります。

そのほかに、その後彼は五人でまた脱走するわけでありました。つまり五十九年一月十八日に退学届を提出して学校をやめております。

六月十九日に家に帰った。その日から、午前四時前後になると、痛い痛い、先輩やめてください、許してくださいとうなされる状態が一月ごろ

まで続いたと書かれております。そして、そういう中でこの子供たちから聞き取りがなされております。

一晩じゅう殴るけるの暴行を受けたこともある。おふろに入っても湯を使わせてくれない。リンチのために顔が砕け歯が全部折れた二年生を見たことがある。酒、たばこ、シンナーを拒否するとリンチ。一晩じゅう見張り番、その中でトランプ、花札のつき合い。暑くなつてくると衣装缶のふたで先輩をおおぎ続ける。オールナイトアンマーといつて一晩じゅうあんなをさせられる。ここから先はちょっと私は言いにくいのです。女子寮のことも書かれておりますし、私自身確認をしたわけでありませんので、これはここでは言わない方がいいかもしれませんけれども、全裸にしてはうきで殴るというようなことも出ているわけですから、勉強しようと本やノートを出すと殴られる。夜眠れないために学校で授業中睡魔に襲われ居眠りをする、寮に帰ってからリンチを受ける。寮に食事を持ち帰り、においをかぐせながら心行をさせられて食べさせてくれない。欲求不満のけ口として、寮をリンチにしてのリンチ。石ころの上に三時間ぐらい正座をさせられる。ニンジン盗みに行かされた。帰省のときはみんなからお金を巻き上げる。Tシャツを家より持ち出す。金づちで手の甲を二十回ぐらい殴られる。勉強は教室でも進まず、一学期と同じところを二学期も習う。こういう状態。さらに、手紙を書くとき、監視が厳しくリンチのことなどとても書けない。リンゴ二ヶースを盗んで来たが、一年生はもらえずピン入りジュースをもらった。二学期は恐ろしくて顔を上げずに下ばかり向いていた。僕も中学校時代に酒やたばこの練習をしておけばよかったとひとり言を言う。ゴキブリを食べさせられていたのを見た。セミやガブトムシを食べさせられた。石ころの多い山道に正座して殴ったりけられたりした。学校をやめたいと言ったら、先生が足で教室からけり出した。おまえら人間扱いしてもらえろと思つたら大間違いだぞ。おとなしい生徒はおかまをさせられる。針金、カッターナイフ等があればどんなかきでもあけられる方法を下級生に教えて盗みに行かせる。脱走をして暴力団に入り込む人もいる。今度Tが来た半殺しに遭うだろうと一年生の間ではわかつていたというようなことが書かれておりまして、私はオーバーに言っているのではないで、こんなことを子供たちがみずからつくり事ではあります。

時間をかけてこんなことを申し上げたわけですが、どうしてこういうふうになったのか。この学校はスバルタ教育では有名だそうです。永井道雄文部大臣がこの学校へわざわざ視察にも行つておるわけですから、そういう意味では教育における今日の情勢の中でこういうスバルタ教育が一定の權威を持っているのではないかと。だから功勞者として表彰されておるわけですね。けれども、どこか狂いがある。これはやはり今の体罰、いじめの問題を初めとした教育の荒廃の中で、見た目にはすばらしいのです。朝の五時にこの子供たちが旗を持ってずらりと並んでいる姿を見ると、こんなきびきびした、こんな規律の正しい学校があるかと思わず涙を流した、そして子供を入れてみると中身はそれと違つた状態であつたと親御さんは言つておられます。だから、一定引きつめるものを持つておるわけですね。しかし、こういう状態が続いたら大変なことだと私は思うのです。また、それをいささかでも助長するような、またそれを励ますようなことを我々が言つたら、これまた大変なことになると思うのです。

この体罰の問題について、これは最後に文部大臣にも伺いたのですが、これはもう断固として教育の場からなくするということを、各党含めてこの文教委員会でも決意をする必要があるんじゃないかというふうに私は思います。

この間、日刊スポーツを読んでおりましたら、日本の競走馬は国際試合には勝てないといふ書いておる。なぜかという、日本の競走馬はいざ競走に向かうと、いらいらしたるいは跳んだりはねたりするといふのです。だから国際試合には勝てない。なぜそうなるかという、日本では競走馬に対してどなりけりしたり、時にはけつたりすることがしばしば見られるけれども、外国ではそんなことは全く見られない。動物も愛情を持って接したときに動物はそれにこたえるのであつて、そういう姿は外国ではない、だから国際試合になつたら日本の競走馬は負けるということ。スバルタ紙が書いておりましたけれども、ましていゝわんや人間の子供です。人間の子供などということでは教育ができるはずはないわけですね。そのことを、もちろんいろいろ理由があると思いますが、しかも、今四十五名学級で過密学級、これをまず解消しなければならぬわけですから、それから、子供たちをきちんとさすためにはいろいろな校則もできる、その校則がまた問題になつてきて、東京都教育委員会はこの校則の問題について再び調査をするということが昨日も新聞に出ておりましたが、校則ができれば、これに従わなければ従つたために武力をもつて鎮圧する、それもやむを得ないのじゃないか。また、親の中には、少しはうちの子は殴つてでもきちんと教えてくださうという気持ちがあることは事実です。でも、教育に關係する者がこの問題ではきちんと意思統一をしていないと、そういう理由をつけて体罰が行われるということになりますと荒廃は一層大きくなつてくることは火を見るよりも明らかなところですね。だから、この点では、本当に体罰を一掃するといふ決意を持つ必要がある。それと同時に、教育条件の整備を責任を持って国政はやつていくということが今問われているのではないかと、いふに思ふわけでございます。

一つの学校の例を挙げて大変恐縮な思ひもするわけですが、これはほど出てきた以上は、これを等閑視することはできません。ましていゝわんや、十二年前にこの学校とこの校長先生が起こしたあのリンチ殺人事件ですね。しかも、その前から暴行事件があつて、また暴行事件明るみにといふことで、しかも校長先生はこれではほとんど反省をしていないのです。言いわけはしておりますけれども、一人の子供が殺されたという事件に対してはほとんど責任ある発言をしていないといふことが今まで放置されたところに、今回このような問題が再び明るみに出てきたのではないかと、いふに思ひます。この際、ぜひこれは松永文部大臣の見解を伺ひまして、総力を挙げて体罰を根絶するといふくらい決意で臨む必要があるのではないかと、いふに思ひますが、この点について文部大臣の見解を伺つておきたいのです。

○松永国務大臣 三重県の日生学園の設置する高等学校で、先ほど警察の方からも報告がありまして、上級生数名による下級生に対する暴行傷害事件あるいは飛びおり自殺事件、教師による体罰による傷害事件等発生しておるということはまことに遺憾なことであると思ひます。

先生も御指摘のように、教育の場においては、いかなる理由であれ暴力が振るわれることは許されないところでありまして、また、教師による体罰というものは、これは法律も禁止しておるところであります。けれども、これはまた許されないものでありまして、我々としては、体罰が行われることのないよう今後とも強く指導していきたいといふふうに考えております。

日生学園につきましては、いろいろな事情から見ると、およそ教育の場としてはふさわしくないという環境があるように見られますので、速やかに教育の場にふさわしいような環境になることを強く希望しておるところでありまして、この点につきましましては、所轄庁である三重県において日生学園に対して学校管理体制の見直しなど厳しく指導をしておるようでありまして、我々としても、三重県ともよく連絡をとりながら、この学園の正常化のために努力をしていきたいと考えておるところでございます。

○山原委員 この日本においてどうしてこういうことが行われるか、やはり私は、明治以来の日本の軍隊教育、特に陸軍の教育があると思ひます。先に入つた者はいわゆる古年兵などといつ

て、後から入ってきた者を殴る権利を持っていた。あの当時、軍隊へ行けば私的制裁禁止という立て札はいつぱいあった。しかし、公然とリンチが許されておったわけですね。けれども、父母に聞いたら、あのときはまだましだと言うのです。日本軍隊は天皇の赤子だということで命まではリンチで奪うことはほとんどなかったけれども、この場合は子供たちが悪いのじゃないのじゃないうのです。先生方が背後におられるわけですからね。だから、中には死ぬる子までいるかもしれない、このままはおけばそうなるかもしれないというものでしょう。だから、中曽根さんがこの間、我々は戦争中の軍隊の教育を受けたからいいけれども、今の若い人はそれがいいから気の毒だというお話がありましたけれども、これは世界の教育界にないですよ、子供を殴るなどということは。少なくとも、子供の人権に対してこれを尊敬するという立場がなければ教育は成立しません。殴って教え込むなどという野蛮なやり方というものをもう一掃しなければならぬ、戦後四十年たったわけですから。その点は今はつきり文部大臣がおっしゃいましたけれども、お互いにこの点では頑張るべきではないでしょうか。その辺がまだまだあまい点が残されておまして、それでこういう体罰が温存される結果になっていく。体罰の中からまたいじめが出てくるわけでしょう。そういう意味で、この禍根を絶つためにぜひ頑張っていく必要があると思います。教育条件の整備等、教育理念の問題としてはつきりさしていくべきだと思います。

文部省、先ほど佐藤議員に対してお答えになりましたが、例えばクラブ活動の時間をふやすとか、四時半から起こされているのを五時半にするとかというようにお話がございましたね。それはそれで一定の改善策だと思えますけれども、これはそういう甘いものではないのです。なぜかという、生徒、上級生に指導をゆだねているのです。教師がやらなければならぬ、学校がやらなければならぬ子供に対する教育指導の部門を上級生

にゆだねたら、これはもう教育の放棄ですね。だから、上級生は先生方のそういう背景のもとに、少々下級生を殴ってもいいんだ、少々傷つけてもいいんだということが出てきているのです。だから、この禍根を絶たなければならぬ。それは、この日生学園における真に民主的な教育力を高めようという事です。先生方の民主的な議論や先生方の意見が反映されるような学校にすれば、この問題はなくなっていく。そのところをすばかして、ただ目の先の時間を、朝三十分起すのを、くらすとかいうことだけでは解決しないと私は思うわけでございます。

そこで、最後に、時間がありませんから初中局長に要請したいのですが、この学校の校則を本委員会に提出していただきたい。それから教員名簿、うわさによりますと無資格者が教育に携わっているというのを聞きますが、まさかと思えますけれども、これを御提示いただきたい。それから、学校法人認可に当たっての申請書類を提出していただきたい。同時に、校務分掌についても御提出をいただきたい。それから退学者の実態、この幾つかの点についてこの委員会に御提出をいただきたいと思いますが、これについてのお考えを最後に聞きたいと思います。

○高石政府委員 御指摘の内容につきまして、三重県と十分相談した上で善処してまいりたいと思います。

○山原委員 終わります。

○阿部委員 菅直人君。

○菅委員 きょうは文教委員会の質疑に、本来江田五月委員がこちらの委員をしておりますけれども、差しかえて私が幾つかの御質問をさせていただきますかと思います。

まず、大臣に少し御意見を聞かせていただきたいのですが、これは一九八五年ですが、今からちょうど百年前に日本において特許制度がスタートをしたということを、あるいは御承知ではないかもしれませんが、そうした事実があるわけですね。今日、日本の特許制度というの

は、ある意味では世界の中でも最も多い出願件数を抱えて、今日の日本の科学技術の発展の中で大変大きな役割を果たしているという状況にあるわけですね。こういう状況の中で、せんだってこの文教委員会の中でもコンピュータソフトの保護に関連して著作権法の改正なども行われておりますけれども、特許とか著作権といったようなものはなかなか子供たちにとって、あるいは大人にとってもわかりにくい性格のものになっているわけですね。そういう意味で、見えるもの、つまり船だ、自動車だ、テレビだ、家だというのは、子供に船の絵をかけたと言えどもかかるとは、子供に、じゃ子供に特許というのは何だと思ふかと聞いてもなかなかわからない、発明というのは何だともなかなかわからないわけですね。わからないだけに、こういう問題、小学生と言わないまでも、中学生や高校生の間からある程度理解をできるように教育をしていくという事は、そういう制度の持つ今の社会的な重要性の中で大変意義のあることではないか、こんなふうに考えているわけですね。

そういうことで、たしか三年前ほど前にも河野洋平議員の方から教科書の中に特許制度などの解説を盛り込むことをやられたらどうか、あるいはことしの春にも同僚の江田五月議員の方からもうした提案を大臣あるいは文部省にいたしました。その時折それなりの前向きな御返事をいただいておりますが、こういった科学技術あるいは特許とか著作権という問題について大臣は教育の中でどのように重要性を感じられているか、そういう点について御見解を伺いたいと思えます。

○松永国務大臣 日本の特許制度によって我が国の科学技術や生産技術の飛躍的な進歩発展がもたらされたと思っております。その意味で、特許権についてこれを尊重していくという考え方が国民の間に定着することが極めて望ましいことであるというふうに思っております。それと同じように、日本の文化や芸術の発展のためにも著作権の

思想が定着をしていくことも同様に大事なことでありと思えます。

そこで、著作権や特許権についての教育をどの段階からやるべきかということなのであります。が、結論からいえば私はやるべきことだと思えます。ただ、先生も御承知のように、特許権とか著作権というのは、私も少し法律をかじった一人な人でありましても、私どもの立場でもなかなか難しい面があるわけでありまして、児童生徒の発達段階を見ながら、適当な段階で特許権や著作権についての教育もするのが適当であると思えます。

そこで、現在どういうふうになっているかという、小中学校の場合などにおいては、特許権とか著作権とかいうことにもありますが、要するに他人の権利を尊重する、他人の権利を侵害しない、そういう意識、物の考え方をきちっと教え込んでいくことが大切であると思えます。そして、著作権とか特許権とかという難しい権利関係になってまいりますと、これは小学校、中学校の段階ではやや無理なのではないか。やはり高等学校等の段階で適当な方法でそれを教育していくことが妥当ではないかと私は思っております。

○菅委員 確かに、大臣御指摘のように、これらの権利の理解というのは難しい面があるわけですね。しかし、小さい子供のころを思い出してみても、エジソンが電球を発明したんだとか、最近ではコンピュータとかいろいろなものがあるが、最近ではコンピュータとかいろいろの言葉としてまで理解されているかどうかは別として、発明ということではかなり子供たちの中にも理解ができる状況にある。あるいは例えばドラえもんという漫画がある。あるいはいろいろな洋画などを子供たちが使っている。権利というものは、他人が持っている筆箱をとってはいけないと同時に、そういうものを、例えば漫画の絵を黙って別の人がそういうものに使用してはならないというふうなことも

考えれば、難しい面はありますけれども、ある意味では、逆に難しいからこそ、説明しなければならぬことであるからこそ、小学校や中学校あるいは当然のことながら高校生にも理解を求めるような説明が分野分野においてはあつていいのではないかと私は思うわけです。

ちよつと話を進めまして、そういうことの中で、たしか最近教育課程審議会が発足したと伺っておりますが、そういった審議会などにおいて一つの議論の対象になるようにすることができないだらうか。この点についてはいかがお考えでしょう。

○松永国務大臣、先生のおっしゃいましたように、先般、教育課程審議会をスタートさせたわけでありまして、その中で、私の方で審議会に諮問いたしましたのは、社会の変化に対応する教育内容のあり方等について審議をしたわけでありまして、この社会の変化に対応する教育の内容のあり方と云えば、従来よりも特許や著作権やそういったことが社会の中で非常に重要視され、またいろいろの人が数多く関係するような社会になつてきたわけでありまして、そういう変化を考えますと、先生おっしゃる通りに、学校教育の中で特許権とか著作権とかということに関連した教育が教育内容の中に取り入れられるということも、当然議論としては出てくるだろうと思ひます。先生も御指摘になりましたが、特許権とか著作権の内容まで教えるということには児童生徒がその程度発達しないと適当でないかもしれませんが、権利の中には、人のもの、つまり所有権とか財産権とかということの一部として、新しい発明をしたというような場合には特許権というのがある、あるいは芸術等の分野では著作権というのがある、こういったことを適切な方法で教えるというところは、やり方によっては中学生などの場合にも子供の理解の中に消化ができるのじやなからうかというふうにも思うわけですが、いづれにせよ、この教育課程審議会できういった問題についても議論として取り上げていただけるのじ

やなからうかというふうに思ひます。そうして、その議論の末答申がなされれば、その答申の趣旨に沿つて教育内容のあり方についての改善措置を私どもはやつていきたいというふうに考えておるわけでありまして。

○菅委員、大臣の方から大変前向きな見解をいただきました。今大臣の方からおっしゃつた社会の変化に適切に対応する、まさにその社会変化の中でますます重要性の高まつているこういう問題に前向きにそういう審議会の中でも議論が進むであらうということをおっしゃつたわけですが、ぜひ事務局の皆さんもそういう方向で御努力をいただきたい。そして、教科書あるいは学習指導要領あるいはその解説書などいろいろな場面がありまして、その中で適切なものにぜひ盛り込まれるように私からも努力をお願いして、次の問題に移らせていただきたいと思います。

今話題にも出ました著作権の改正が最近何度かにわたつて続いているわけですが、昨年の改正の中でのいわゆるレコードレンタルに対しての一つのルールづくりというものが行われたわけです。そして、その法律改正のときに、いわゆる権利者の「著作権等の貸与権の行使に当つては、公正な使用料によつて許諾し関係者の間の円満な利用秩序の形成を図るよう指導すること」という附帯決議がなされたわけでありまして。そういう意味で、この附帯決議に沿つて、今日そういったレコードにかかわる権利者の皆さんとレコードレンタルという業を営む皆さんとの間で一定のルールがつくられて運営がなされているというふうに聞いておりますけれども、その内容といましようか現状について、概略で結構ですけれども、どんなふうになつてゐるのか、どう認識されているのか、お尋ねをしたいと思います。

○加戸政府委員、昨年の本委員会におきまして、著作権法改正を成立させていただいております。その際の附帯決議の趣旨に基づきまして、文化庁といたしましては、権利者、利用者双方に対しまして各般の指導あるいは御相談に乗るといふ形で円

満なる解決を図つてまいつたわけでございますが、既に作詞・作曲者側でございます日本音楽著作権協会とユーザー側の代表でございますレコードレンタル商業組合との間におきまして、昨年の四月に協定、合意が成立いたしました。それに基づきまして著作物使用料規程の改正が音楽著作権協会の方から申請がございまして、昨年の六月に文化庁長官が許可をいたしております。そういった料率等に基づきまして、途中経過、つまり暫定的な料金軽減といった暫定措置はございしますが、基本的なルールとそれに至りますまでの間の経過措置、暫定措置等を含めまして両者の間に合意が成立し、既にレコードレンタル店二千二百点ほどとの間に契約が成立して、円滑な業務が遂行されている状況にございます。

もう一つ、権利者側といたしましては、レコード製作者と実演家の二つのサイドがあるわけですが、レコード製作者側の代表でございます日本レコード協会と、先ほど申し上げましたレコードレンタル商業組合との間におきまして、若干時間は延びましたが、本年の六月一日に協定が成立いたしました。お互いの間の合意が取り交わされております。また、実演家の団体でございます日本芸能実演家団体協議会と同じくレコードレンタル商業組合との間におきまして、本年の六月二十九日に協定が結ばれておりまして、いづれもその協定に基づきます基本的なルールと、それから途中段階での暫定措置を含めまして、合意に達しました。線でそれぞれのユーザー側と権利者側との間の契約も締結され、二千店を超えるレコードレンタル店と今申し上げましたレコードメーカー側あるいは実演家団体側との間に円滑な秩序が形成されて進んでいるという状況のように把握いたしております。

○菅委員、大変文化庁の方も努力をされて、一つのルールがしかれて、それがスムーズにスタートしたということはおかつたと思ひます。一人でありまして、最近、実際にこれを利用しているいわゆるレコードレンタルの利用者の立場から見ると、特別許諾という制度のレコードと一般の許諾のレコードがあつて、かなり特別許諾というレコードの割合がふえている。多分これは今おっしゃつた中のレコード協会と商業組合との間の契約に基づくものだと思うのですけれども、そういった特別許諾というのがある程度の割合を定めていたというふうには伺つてゐるのですが、実際上はかなりの割合がふえている。そうしますと、利用者の方も簡単に言うた料金とその分上乗せになるといふことで、若干負担が大きくなつてゐるというふうにも聞いておりますけれども、今後一層のこの趣旨に沿つて文化庁の指導というものをお願いしておきたいと思ひます。

もう一点、あと短い時間ですが、同じく著作権にかかわる問題で、昨年のといひましようか、この通常の国会で可決されたプログラムの保護について幾つかお尋ねをしておきたいと思ひます。

コンピュータプログラムを著作物という形で認定をされた法律改正が行われて、来年の一月一日に施行というふうな理解をしておりますけれども、それと同時にいひましようか、それをフォローする形で新しい登録制度を次の通常国会で提案をされるように聞いてゐるわけですが、この次の登録制度の概略及びその時期的な進展状況、そういったことについてお伺いをしたいわけですが。

短い時間ですので、二、三具体的に聞きたい点を申し上げておきますと、まず、創作日登録制度というものを提案されるように聞いておりますけれども、その場合には、一つは、登録をしたときにその著作物の内容を公開するのじやないのかという点。これはコンピュータプログラムを保護するといふ趣旨が、ある意味では二重投資を防ぐ

というような趣旨も含まれているという立場からすれば、公開しなければおかしいわけですが。しかし、従来の著作物の保護という観点から言えば必ずしもそうでないという点で、そういう点でどうなっているのか。

また、実際に登録申請を受け付ける機関を現在と同じような著作権課だけで行うことができるのか。一説には第三者機関をつくられるというように聞いておりますけれども、そうだとすれば、そういう準備はどの程度進んでいるのかという点が第一点。

もう一点は、実際の登録申請を、創作した後のある一定期間内しか申請を認めないというふうな手続をとるといふふうにも聞いておりますけれども、もしそうだとすれば、その理由とその期間、あるいはその期間が適切であるかどうかという点について、この三点を含めて、プログラム保護の具体的な登録制度の今後の状況についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○加戸政府委員 ただいま御質問ございましたプログラムの登録につきましては、本年六月可決成立いたしました著作権法一部改正の中で、プログラムにつきましては創作年月日の登録を行うことができる旨が規定されております、その同じ法律の中で、プログラムの著作物の登録については「別に法律で定める」という規定を設けております。したがって、それを受けた法律の提案をただいま文化庁において準備中でございますが、その内容で盛り込むものとしたしましては、登録の手続であるとか、プログラムの複製物、コピーの納付であるとか、あるいは今先生御指摘ございました二重投資の防止というふうな趣旨も含めまして、公報の発行という形でプログラムの概要を公開することを考えております。

そこで、先生の御質問ございました第一点のプログラムの内容をどの程度に公開するのかがという点でございますが、もちろんこれは企業秘密との関連もございますし、現在私も考えておりますのは、プログラムの名称並びにその概要といま

して、どのような機能を果たすプログラムであるのかという説明書を出していただきまして、そういった簡単な概要を公開するという点で、プログラムそのものの内容が判明しないような十分な留意をしたいという考え方で対応しようと思っております段階でございます。

それから、第二点は、受付機関といえますか登録機関でございます、法律上は現在文化庁長官が登録を行うシステムになっておるわけでございますけれども、今度は別に定める法律でそれをどのように取り扱うのかという問題がございます。これはプログラムの登録の申請件数がどのような形になるのかという状況の見え方がまず必要でございます、まして、数少ないケースが想定されるのであれば文化庁が直接行うことは可能でございますけれども、一般のプログラムあるいはゲームソフトのようなプログラム、相当いろいろな種類、それから大量に上る登録というのがある程度予測もできないわけでございます、そういった実情を踏まえて、場合によっては第三者機関に登録を委託するというシステムを導入することも一つの案として内部で検討を進めている段階でございます。

それから、創作後の登録の問題でございますが、法律改正によりまして、プログラムの創作年月日の登録につきましては、創作後六ヶ月を経過した場合には登録することができない旨の規定を設けておりますので、したがって、申請を受け付けますのは創作した時点から六ヶ月以内のものに限るということになっておるわけでございます、プログラム登録法でこれを変更するということ考へ方はございません。この理由をいたしましては、いつ創作したのかということ、例えばこのプログラムは三年前に創作しました、あるいは五年前に創作しましたという登録を認めることは、真実の立証自体も非常に難しくなりますので、一応その創作の時点が疎明できる期間ということを考へまして、六ヶ月ということを著作権法の中に規定している状況でございます。

○審判員 ついでに、アメリカのIBM社が、これはアメリカ法に基づく事件だと理解しておりますが、日本の富士通に対して著作権に基づくコンピュータソフトの侵害があるという提起を行ったという報道なんかを見ておりますと、日本においていよいよこのコンピュータソフトの保護が実際にこういう登録制度を踏まえて行われるようになった場合に、どういふふうな影響が出てくるのか。これはこれまでの著作物という、従来のいわゆる著作物とはやや違った分野に対する影響が非常に大きいわけですね。

そういう点で、今おっしゃった中で公開の問題などは、確かにどういふ考え方に立つべきなのかというの、まだ私自身も確定的な意見を持っていないわけではありますけれども、保護するといふ以上は、独占権を与えるという以上は、その中身を公開するといふのが一つの筋論だとも思いますが、例えば先ほど申し上げた特許制度などはそういう形で制度が仕組まれている。しかし、独占権は認められるけれども公開は必ずしもしないということになるれば、これは二重投資を避けるという趣旨が生かれないという問題もある。しかし、同時に、企業間の秘密という問題もある。そういう点で、果たして今おっしゃったような名称と概要、あるいは機能の説明という点でいいのかわるか、これはさらにいろいろな立場の意見というものも十分に聞きながら、権利者とそれによって影響を受ける人のバランスのよいことを十分に考慮していかなければいけないのじゃないか。そのあたりも十分考慮されているとは思いますが、その中で、若干の疑問を感じるところがありますので、申し添えておきまして、もう時間になりましたので、私の質問を終わらせていただきます。

この際、お諮りいたします。
本案の提案理由は、第百二回国会において既に聴取いたしておりますので、これを省略することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○阿部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○阿部委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、これを許します。船田元君。

○船田委員 きょうは非常に時間が限られておりますけれども、自民党を代表しまして、今議題になりました私立学校教職員共済法の改正案につきまして、若干の質問を行いたいと思っております。

我が国の社会は、諸外国にも例を見ない非常にスピードで急速に進行しつつあるということ、これはわかるわけでございます。特に六十五歳以上の高齢人口というのは、十五年後には全人口の約一六％、そして二十五年後には全人口の一九％という数字に達することが予測されております。また、現在我が国社会の重要な担い手として活躍している戦後のベビーブームに生まれたいわゆる団塊の世代も、今から約三十年後の二〇一五年には年金の受給者、年金を受けるようになるわけでございます。そのころには我が国は高齢化社会のピークを迎えることになるわけですが、このような状況にあつて、老後生活の柱となる公的年金制度の役割は一層重要になることは言うまでもないと思ひます。

しかしながら、一方で、現在の我が国の公的年金制度というのは、その沿革とか対象者の職域等の違いによって、三種七制度に分立をしております。

このため、例えば産業構造とか就業構造の変化によつて、運営の基盤が非常に不安定になる、そういう制度が生じることも避けられないわけであり、今問題となつております国鉄共済というの、その一番いい例であらうと思ひます。

本来、社会保険制度というのは、例えば目先の利益といふよりも、か目先の見えないよきを追求するばかりに、将来どうなつても構わないというところではありませんが、やはり社会保険制度として国が責任を持ってやつていくわけでございますので、当然将来にわたつて安定的に運営をされる、そしてその中で国民一人一人が自分の人生の将来の青写真をきちんと描けるようにする、これが社会保険制度の本筋であるというふうに考えております。したがひまして、公的年金制度が真にその役割を果たすためには、決して将来パンクをすることがなく、信頼される制度ということで整備されていかなければいかぬ、私はこういう考えを持っておるわけでありませう。

今回、このような観点から、我が国の今後における人口構成それから社会構造の変化に適切に対応し得る公的年金制度を確立しよう、こういうことを目的として、公的年金制度の一連の改革が現在進行中、既に前国会においては、国民年金、厚生年金、これの制度改正が成立したわけでありませう。今度この委員会に提案されております私学共済法の改正につきましても、以上のような公的年金制度の改革の一環として行われていふと理解をしておりまして、他の共済制度と足並みをそろえて実施されるべきものだとは基本的な理解をしておるわけでございます。

そこで、若干の質問を始めたいと思ひますが、文部大臣に最初に二つほど御質問いたしたいと思ひます。

第一点は、現在の私学共済は、昭和二十九年の設立以来非常に順調な発展を遂げてまいりました。この私学共済制度というのはいさゝかどう考へ方に基づいて設けられたのか、そして、今日までこの私学共済が果たしてきた役割についてどう

評価しているか。これがまず第一点。

第二点は、年金制度の今後については国民の非常に大きな関心事となつておりまして、高齢化社会がピークに達する二十一世紀においても健全で安定した制度を確保していくことは重要でございます。この状況下にあつて、今回の私学共済年金制度の改正の基本的な考へ方、それが二点でございますが、文部大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○松永国務大臣 私立学校教職員共済制度の果たしてきた役割等についてでございますが、先生御承知のとおり、我が国の学校教育の中で私立学校の果たしてきた役割は極めて大きいのでございませう。また、これからの大きな役割を果たして

その私立学校が、そうした学校教育上の大きな役割を果たしていくために基本的に大事なことは、私立学校の教職員が安心してその職責を果たしていけるような福利厚生制度を整備することが必要なのでございまして、そういう立場で、先生御指摘のとおり、昭和二十九年からこの共済組合が設立されたわけでありませう。設立後、教職員の福利厚生の充実に逐次努めてきたところでございまして、これによって私立学校の振興がなされてきたことは極めて大きいのでございませう。我々は、我が国の学校教育の中で私立学校の果たす役割の大きいことにかんがみ、私立学校の教職員の福利厚生をきちんと果たしていくように今後とも努力をしていきたいと思ひます。

二番目の点でございますが、先生御指摘のとおり、我が国は世界のどの国も経験したことのないような早いスピードで、また高齢者人口が極めて多いという世の中を迎えることは確実なのでございませう。そういうことを考えますと、それに備えて、公的年金制度全体が長期的に安定したものになるように改革措置をしていかなければならぬわけでありませう。

今回審議をお願いしております改正案は、そうした公的年金制度改革の方向に沿つて、公的年金制度の一元化を展望しつつ、給付と負担の均衡を確保

するため、給付水準の適正化を図る等の措置を講じようとするものであります。そういう考へ方に立ちまして、私立学校教職員共済組合の組合員等に対しても、国公立等教職員の場合と同じように、全国民共通の基礎年金の制度を適用するとともに、共済年金を基礎年金に上乗せする報酬比例年金として設計をし、その給付水準についても厚生年金と均衡のとれたものにするを目的として今回の改正をお願いした、こういうこととございませう。よろしく御審議を速やかに賜りたいというのが私の願いでございます。

○船田委員 確かに、現行制度のままでは、三十年、四十年先は大変危なくなるわけでありませう。確かに、ほかの共済年金や国民年金、厚生年金に比べても、私学共済はかなりいい条件でございまして、その成熟度はそう高くないわけでありませうけれども、しかし、だからといって今のままであるというわけには決していかぬわけでありませう。

今回の制度改正であります。特に今回の制度改正では基礎年金の導入とか給付水準をもう少し下げる、期待したよりも下げるということでありませうけれども、その辺の改正の主要なポイントについてはいつまでもお話をいただければありがたいと思ひます。

○五十嵐政府委員 お答え申し上げます。

改正案の主なポイントでございますが、ただいま大臣の方から御説明申し上げましたように、私立学校共済組合の組合員につきましても、全国民に共通いたします基礎年金を適用いたしまして、私学共済年金はその基礎年金の上乗せとして支給いたします報酬比例の年金といたします。

年金額の算定基礎額につきましても、現行の退職前一年間の標準給与から、厚生年金と同様の全期間平均の標準給与といたします。

また、年金額の算定方法でございますが、基本的には厚生年金と同様の方法にいたします。ただし、職域年金でございます共済年金の特殊性等を

考慮いたしまして、厚生年金にはない職域年金相当部分の加算、これは厚生年金相当部分の二割に相当いたしますけれども、これを行うことといたします。

また、国の拠出の方法でございますが、国はただいま申しました基礎年金の拠出金の三分の一を補助することにいたします。

それから、掛金につきましては、組合員と学校法人の折半により負担するという方式でございませう。

それから、既に退職し年金を受けている方々のこととございませうが、この方々につきましても、法施行日以後の退職者との均衡を考慮いたしまして裁定がえをいたします。ただ、この場合におきまして、従前もらわれておりました金額は保障いたします。しかし、その従前額につきましてはスライドは行いません。

また、施行期日は昭和六十一年四月一日からとするというの六点でございます。

○船田委員 もう与えられた時間が終わりますけれども、まとめなければいけないわけでありませうけれども、特に今回の改正におきまして検討を文部省の中でもいろいろとやつていただいたわけでありませう。経過措置のことについてもかなりいろいろと配慮していただいております。改正案そのものについては私もおおむねよろしいのではないかと考えております。

実は、私自身も私学共済の組合員の一人でございます。まして、気持ちの上ではちょっと複雑なところもあるわけでございますけれども、私学共済だけがいい目を見ているというわけにはいきませうで、全国民が共通に痛みを分かち合うという観点から、これは速やかに改正していただかなければ困るということでございませうので、それを最後に申し上げながら、私の質問を終わりにいたしますと思ひます。

○阿部委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第一条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の二を「第二十五条」に改める。

第一条の二中「年金たるを」を「年金である」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第六条中「退職給付」を「退職共済年金」に改める。

第十四条第一項中「受けるもの(以下)を」受けるもの(次の各号に掲げる者を除く。以下)に改め、同項ただし書を削る。

第十五条中「前条第一項各号に掲げる者を除き」を削り、「(前条第一項各号に該当する者がこれに該当しない教職員等となつたときは、そのなつた日)から、組合員たるを」を「から、組合員」に改める。

第十六条中「左の」を「次の」に、「翌日から組合員たるを」を「翌日(第二号から第四号までに掲げる事由に該当するに至つた日に他の法律に基づき共済組合の組合員又は厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、その日)から組合員」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「さらに」を「更に」に改め、「(第十四条第一項各号に掲げる者を除く)」を削る。

第十七条の見出しを「(組合員期間)に改め、同条第一項中「組合員たる期間は、組合員たるを」を「組合員である期間(以下「組合員期間」という)は、組合員の」に、「前日の属する月をもつて終る」を「属する月の前月をもつて終る」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

める。

2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一月として組合員期間を計算する。ただし、その月に更に組合員の資格を取得したとき、又は他の法律に基づき共済組合で第二十条第二項に規定する長期給付に相当する給付を行うものの組合員、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者(国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く)の資格を取得したときは、この限りでない。

3 組合員の資格を喪失した後再び組合員の資格を取得したときは、前後の組合員期間を合算する。

第十八条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 組合員の病氣、負傷、出産、死亡、休業若しくは災害又は被扶養者の病氣、負傷、出産、死亡若しくは災害に関する第二十条第一項に規定する短期給付

二 組合員の退職、障害又は死亡に関する第二十条第二項に規定する長期給付

第十八条第二項中「前各号」を「前二号」に改め、同条第二項中「及び国民健康保険法」を「国民健康保険法」に、「拠出金の納付」を「拠出金及び国民年金法の規定による基礎年金拠出金の納付」に改め、同条に次の一項を加える。

3 組合は、第一項第一号に掲げる短期給付のほか、その業務として、第二十条第三項に規定する短期給付を行うことができる。

第二十条を次のように改める。

(給付)

第二十条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

一 療養の給付、特定療養費及び療養費

二 家族療養費

三 高額療養費

四 出産費

五 配偶者出産費

六 育児手当金

七 埋葬料

八 家族埋葬料

九 傷病手当金

十 出産手当金

十一 休業手当金

十二 弔慰金

十三 家族弔慰金

十四 災害見舞金

2 この法律による長期給付は、次のとおりとする。

第二十二條第一項中「組合員たる教職員等を」を「組合員」に、「基き左の」を「基き次の」に改め、同項の表中「第四十三級」を「四六〇、〇〇〇円」を「四五五、〇〇〇円以上」に改める。

第四十三級	四六〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上
第四十四級	四七〇、〇〇〇円	四六五、〇〇〇円以上

第二十三條を次のように改める。

(平均標準給与月額)

第二十三條 平均標準給与月額とは、組合員期間の計算の基礎となる各月の標準給与の月額の総額をその期間の月数で除して得た額とする。

第二十四條第一項中「給付額(次項に規定するものを除く)」を「短期給付(第二十条第一項及び第三項に規定する短期給付をいう。以下同じ)の額に」、「平均標準給与の月額又は日額」を「平均標準給与月額」に改め、同条第二項中「退職給付、障害給付又は遺族給付の給付額を」を「長期給付(第二十条第二項に規定する長期給付をいう。以下同じ)の額(次条において準用する国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第七十八條第一項、第八十三條第一項又は第九十條の規定により加算する金額を除く)又は当該加算する金額」に改め、「又はその全額が五十円未満であるとき」及び「又はその全額が五十円以上百円未満であるとき」を削る。

第二十五條を次のように改める。

(国家公務員等共済組合法の準用)

第二十五條 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員等共済組合法第二條(第一項第一号及び第五号から第七号までを除く)、第四章(第四十一條第二項及び第三項、第四十二條、第四十六條第一項、第五十條から第五十二條まで、第七十二條並びに第九十六條を除く)、第九十二條第一項及び第三項、第九十三條、第九十六條の五、附則第十二條、附則第十三條の三から第十二條の八まで、附則第十二條の十、附則第十三條の十一、附則第十三條の十二第一項(前段及び第一号に限る)及び第二項から第四項まで、附則第十三條の十三、附則別表第一、附則別表第二並びに別表の規定を準用する。この場合において、これらの規

する。

一 退職共済年金

二 障害共済年金

三 障害一時金

四 遺族共済年金

3 組合は、政令で定めるところにより、第一項各号に掲げる給付に併せて、これに準ずる短期給付を行うことができる。

第二十一條第一項中「組合員たる教職員等が」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改める。

定（同法第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号、第七十七条第一項、附則第十二条の八第一項及び第二項、附則第十二条の十二第一項前段及び第二項並びに附則第十二条の十三の規定を除く。）中「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「公務」とあるのは「職務」と、「連合会」とあるのは「組合」と、「平均標準報酬」とあるのは「平均標準給与月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と読み替えるはか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二條第一項第四号	職員	教職員等（私立学校教職員共済組合等）をいう。（以下同じ。）
第四十一条第一項	組合（長期給付にあつては、連合会。次項、第四十七條第一項、第四十八條、第九十五條、第九十六條、第四百十四條及び第四百十八條において同じ。）	私立学校教職員共済組合（以下「組合」といふ。）
第四十七條第二項	第五十五條第一項第三号に規定する保険医療機関又はその保険医	学校法人等（私立学校教職員共済組合法第十四條第一項に規定する学校法人等をいう。以下同じ。）が虚偽の報告若しくは証明をし、又は第五十五條第一項第三号に規定する保険医療機関若しくはその学校法人等又は保険医
第五十二條第二項	前二條	私立学校教職員共済組合法第二十条第一項及び第三項
第五十三條第一項	大蔵省令	文部省令
第五十五條第一項第一号	組合又は連合会	組合
第五十五條第二項及び第三項	運営規則	業務方法書
第五十九條第一項	被保険者を含む	被保険者をいう
第六十條第二項	国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る療養補償又はこれに相当する補償	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養給付
第六十三條第四項	国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る葬祭補償又はこれに相当する補償	労働者災害補償保険法の規定による葬祭給付

第六十六條第一項	百分の六十五	百分の八十
第六十六條第二項	百分の五十	百分の六十
第六十六條第五項	大蔵省令	文部省令
第六十六條第八項	国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る休業補償若しくは傷病補償年金又はこれらに相当する補償	労働者災害補償保険法の規定による休業給付又は傷病年金の支給
第六十七條第一項	百分の六十五	百分の八十
第六十八條	百分の五十	百分の六十
第六十九條	運営規則	業務方法書
第七十四條第二項	報酬	給与
第七十四條第二項	共済組合（地方公務員等共済組合法（昭和二十七年法律第五十一号）第三條第一項に規定する地方公務員共済組合（以下「地方の組合」といふ。）を除く。）	共災組合
第七十六條第二項	第四十二條第一項	私立学校教職員共災組合法第二十二條第一項
第七十七條第一項	平均標準報酬月額（組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額を平均した額をいう。以下同じ。）	平均標準給与月額（私立学校教職員共済組合法第二十三條に規定する平均標準給与月額をいう。以下同じ。）
第七十九條第四項	厚生年金保険法第四十四條第一項の額が加算された老齢厚生年金	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第五十五号）の規定による老齢厚生年金又は国家公務員等共済組合法（昭和二十七年法律第五十二号）の規定による退職共済年金のうち、同項の規定に相当するこれらの法律の規定により加給年金額が加算されたもの
第八十條第一項	その間、前条第一項	その間、同項
第八十二條第二項	受けるもの（地方の組合の組合員を除く。）	受けるもの
第八十二條第二項	通勤	通勤（労働者災害補償保険法第七條第一項第二号の通勤をいう。）

第八十七條の四	国家公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくは障害補償年金又はこれらに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間	労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七條の規定による障害補償が行われることとなつたときは、六年間、労働者災害補償保険法の規定による障害年金、傷病補償年金、障害年金又は傷病年金が支給されることとなつたときは、これらが支給される間
第八十七條の六第三号	国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る障害補償又はこれに相当する補償	労働者災害補償保険法の規定による障害給付
第九十三條第二項	厚生年金保険法第六十二條第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金又は国家公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金のうち、同条の規定により加算する金額が加算されたもの
第九十三條の三	その間、第九十條	その間、同条
第九十七條第一項	懲戒処分（国家公務員法第八十二條の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く）を受けた	公務員の場合における懲戒に事由に相当する事由により解雇された
第二百二十六條の第五項	掛金及び国又は公共企業体等（指定法人を含む）の負担金の合算額	掛金（老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金を含む）
第二百二十六條の第五項第一号	五十五歳（自衛隊法昭和二十九年法律第六十五号）第四十五條第一項に規定する定年に達したことにより退職した自衛官のうち当該定年が五十五歳未満である者にあつては、当該定年）	五十五歳
附則第十二條第一項	大蔵省令で定める要件 大蔵大臣の認可を受けた 大蔵省令で定めるところ	組合が、文部省令で定める要件 文部大臣の認可を受けた場合には、当該 文部省令で定めるところ
附則第十二條第四項	二以上の	他の

附則第十二條第六項	を含む 掛金及び国又は公共企業体等の負担金の合算額	をいう 掛金（老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金を含む）
附則第十二條の八第一項及び第二項	連合会又は公共企業体等の組合	組合
附則第十二條の十二第一項前段	当該一時金を支給した組合又は連合会	組合
附則第十二條の十二第二項	当該退職共済年金等を支給する組合又は連合会	組合
附則第十二條の十三	当該一時金を支給した組合又は連合会	組合

第二十五條の二を削る。
第二十七條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 掛金は、組合員期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。
第二十九條第二項中「その資格を喪失した場合においては、前月分」を「当該給与に係る月の翌月の初日からその資格を喪失する場合においては、当該給与に係る月の前月分」に改める。
第三十五條第一項を次のように改める。
国は、毎年度、組合が国民年金法第九十四條の二第二項の規定により当該事業年度において納付する基礎年金拠出金の額の三分の一に相当する金額を補助する。
第三十五條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項に規定するもののほか、財源調整のため必要があるときは」を削り、「これに要する費用の一部」を「組合の事務に要する費用」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 国は、前項の規定により補助する金額を、政令で定めるところにより、組合に交付しなければならない。
第三十六條第一項中「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 号）附則第二條第二項の規定によりなお効力を有するものとされた同条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法第七條第一項の規定による確認その他の組合員期間の確認」を「組合員期間の確認、国民年金法の規定による障害基礎年金に係る障害の程度の診査」に改め、同条第二項中「若しくは確認」を「確認、診査」に改める。
第三十八條中「公共企業体を代表する委員」とあるのは、「学校法人等を代表する委員」を「公共企業体等」とあるのは「学校法人等」と、同法第六條中「当該審査請求に係る組合」とあるのは「組合」と、同法第七條中「この章」とあるのは「私立学校教職員共済組合法第七章」に改める。
第四十一條中「責任準備金」を「業務上の余裕金」に改める。
第四十六條第一項中「保健給付」を「短期給付」に、「第二十五條第一項」を「第二十五條」に改める。

第四十七条の二 第三十五条第一項各号に規定する「第三十五条第一項及び第三項の規定により補助する」に改め、同条を第四十七条の四とし、第四十七条の次に次の二条を加える。

(資料の提供)

第四十七条の二 組合は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付又はその配偶者に対する第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法第七十九条第三項(同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定める給付の支給状況につき、社会保険庁長官若しくは当該他の法律に基づく共済組合又は同法第七十九条第三項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

(組合員期間以外の期間の確認)

第四十七条の三 退職共済年金又は遺族共済年金を支給すべき場合には、第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法第七十六条第一項第一号に規定する組合員期間等のうち組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該組合員期間以外の期間が他の法律に基づく共済組合の組合員であった期間であるときは、当該共済組合)の確認を受けなければならない。

2 前項の規定による確認に関する処分不服がある者は、国民年金法又は当該共済組合に係る法律の定めるところにより、国民年金法又は当該共済組合に係る法律に定める審査機関に審査請求をすることができる。

3 第一項の場合において、組合員期間以外の期間に係る同項の規定による確認に関する処分についての不服を、当該期間に基づく退職

共済年金又は遺族共済年金に関する処分についての不服の理由とすることができない。

第四十八条の二の見出しを「国家公務員等共済組合法の改正の場合等の経過措置」に改め、同条中「第二十五条第一項若しくは」を「第二十五条又は」に、「又は第二十五条第二項において準用する国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の規定が改正された」を「の規定が改正された」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において必要な技術的読替は、政令で定める。

第四十八条の二の次に次の一条を加える。

第四十八条の三 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と認められる範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第四十九条(見出しを含む。)中「政令」を「文部省令」に改める。

附則第十三項及び第十四項中「組合員であった期間」を「組合員期間」に改める。

附則第十五項(見出しを含む。)中「組合員であった期間」を「組合員期間」に改める。

附則第十六項の見出し中「及び平均標準給与の月額の計算」を削り、同項中「且つ」を「かつ」に、「組合員であった期間」を「組合員期間」に改め、「ものとし、この場合における平均標準給与の月額の計算については、政令で必要となる定めを設けることができる」を削る。

附則第十七項中「組合員であった期間」とみなして、退職給付、障害給付又は遺族給付を「組合員期間」とみなして退職共済年金又は遺族共済年金の給付に改め、「退職給付又は遺族給付については」及び「障害給付については、その期間が組合員であった期間とみなされたことにより給付が行われたものであるとき」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「組合員であった期間」を「組合員期間」に改め、

「(昭和二十九年法律第百十五号)」を削る。

附則第十九項中「組合員であった期間」を「組合員期間」に改める。

附則第二十項中「厚生年金保険法」を「旧厚生年金保険法」に、「保健給付、災害給付及び休業給付」を「短期給付」に、「退職給付、障害給付及び遺族給付」を「長期給付」に、「且つ」を「かつ」に改める。

附則第二十一項を次のように改める。

21 この法律による組合員であつて前項の規定により健康保険法による保険給付を受けることとなつた者に対する同法第五十八条の規定の適用については、同法第二項中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)」を「旧厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)」に、「厚生年金」とあるのは「旧厚生年金」とし、「障害厚生年金」とあるのは「旧障害厚生年金」とし、「共済組合法に依る障害共済年金」とあるのは「旧共済組合法に依る障害共済年金」とし、「当該障害共済年金」とあるのは「当該障害共済年金」とし、「当該障害共済年金」とあるのは「当該障害共済年金」とし、この法律による組合員であつて前項の規定により厚生年金保険の被保険者となつた者に対する第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法第六十六条の規定の適用については、同法第五項中「障害共済年金」とあるのは「厚生年金保険法による障害共済年金」とし、「同法第六項中「障害一時金」とあるのは「厚生年金保険法による障害一時金」とする。

附則第二十六項から第三十五項までを削る。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「附則第十八項」を「附則第二十二項」に改める。

附則第四項中「附則第十八項」を「附則第二十二項」に改める。

項」に改め、同項第一号中「同法」を「旧法」に改め、「附則第八項第一号において」及び「(以下「恩給財団における従前の例」という。))」を削る。

附則第六項の前の見出し及び同項を次のように改める。

(施行日前に給付事由が生じた年金である給付の額の改定等)

6 前項に規定する給付のうち年金である給付並びに私立学校教職員共済組合(以下「組合」という。)が新法附則第十一項の規定により権利義務を承継したことにより支給すべき義務を負う恩給財団の年金及び旧法附則第二十項の規定により恩給財団における従前の例によることとされた年金(次項及び附則第八項において「旧法」の規定による年金等」という。)の額については、国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)第三条の二の規定により国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)による改正前の国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)による年金である給付の額を改定する措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置を参酌して、政令で定めるところにより改定する。

附則第八項から第十一項までを削る。

附則第七項の表以外の部分を次のように改め、同項を附則第十一項とする。

前項の規定は、昭和二十九年一月一日以後引き続き組合員であつた更新組合員で次の表の上欄に掲げる者に該当するものうち、組合員期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であり、かつ、その組合員期間に同日まで引き続き文部省令で定める学校法人等における文部省令で定める在職期間(組合員期間を除く。)を算入するものとならば、その期間が二十年以上となる更新組合員について準用する。この場合において、同項の表の下欄中

「附則第十項」とあるのは、「附則第十項」と読み替えるものとする。

附則第六項の次に次の四項を加える。

7 前項の規定による旧法の規定による年金等

(附則第五項に規定する給付のうち年金である給付を除く。)の額の改定により増加する費用は、組合の負担とし、その費用については、日本私学振興財団が、文部大臣の定めるところにより、日本私学振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)第二十條第一項第三号の助成を行うものとする。

8 旧法の規定による年金等の支給期月については、国家公務員等共済組合法第七十三條第四項の規定を準用する。

(組合員期間の計算の特例)
9 更新組合員に係る新法附則第十四項に規定する恩給財団の加入教職員であつた期間のうち

ち、昭和二十九年一月一日まで引き続き期間以外の期間については、これと同日後にその者が組合員となつた後の組合員期間とを合算しても二十年(恩給財団における従前の例による者であつた更新組合員に係るものにあつては、十五年)に満たないときは、同項の規定は適用しない。

(更新組合員に対する退職共済年金等に関する経過措置)

10 施行日の前日に恩給財団における従前の例による者であつた更新組合員であつて組合員期間が十五年以上であるものに対する新法第二十五條において準用する国家公務員等共済組合法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七十六條第一項第一号	組合員期間等(組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五條第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間、及び同法附則第七條第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。)が二十五年以上である者	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十号)附則第十項に規定する更新組合員(以下「特定更新組合員」という。)
第七十六條第二項	組合員期間等が二十五年以上である者	特定更新組合員
第七十七條第二項第一号	であるもののその組合員期間等が二十五年以上である者	であるものが特定更新組合員
第七十七條第二項第二号	組合員期間が二十五年以上である者	特定更新組合員
第七十八條第一項	退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)	退職共済年金 組合員を除く。
第七十八條第二項	その権利を取得した当時(退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満である)	その権利を取得した当時

つたときは、前条第四項の規定による当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時、第三項において同じ。

第七十九條第三項	二十年以上であるもの	二十年以上であるもの及び特定更新組合員に該当して支給されるもの
第八十八條第一項第四号	組合員期間等が二十五年以上である者	特定更新組合員
第八十九條第一項第二号(1)	組合員期間が二十五年以上である者	特定更新組合員
第八十九條第一項第二号(2)	二十五年未満である者	二十五年未満である者(特定更新組合員を除く。)
第九十條	遺族共済年金(第八十八條第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。)	遺族共済年金
附則第十二條の第三項第一号	組合員期間等が二十五年以上である者	特定更新組合員
附則第十二條の第三項第二号	組合員期間等が二十五年以上である者	特定更新組合員
附則第十二條の第四項第一号	であるもののその組合員期間等が二十五年以上である者	であるものが特定更新組合員
附則第十二條の第四項第二号	四百二十月を超えるときは、四百二十月とし、四百二十月を超えるときは四百二十月とする。	二百四十月未満であるときは二百四十月とし、四百二十月を超えるときは四百二十月とする。
附則第十二條の第六項	第七十七條第二項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)	退職共済年金
附則第十二條の第七項第一号	組合員期間が二十五年以上である者	特定更新組合員
附則第十二條の第七項第二号	組合員期間等が二十五年以上である者	特定更新組合員
附則第十二條の第八項	組合員期間等が二十五年以上である者	特定更新組合員

附則第十二項及び第十三項を次のように改める。

12 施行日の前日に恩給財団における従前の例による者であつた更新組合員が退職共済年金

(その額の算定の基礎となる組合員期間が十五年以上であるものに限り)又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつた場合において、その者につき恩給財団における従前の例による控除すべき金額があるときは、当該控除すべき金額の合計額(以下この項及び次項において「控除額」という。)に相当する金額を、当該退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、組合に納付しなければならぬ。この場合において、控除額に相当する金額の組合への納付については、国家公務員等共済組合法附則第十二条の十二第二項及び第三項の規定を準用する。

13 前項に規定する更新組合員の遺族(新法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下同じ。)が遺族共済年金を受ける権利を有することとなつたときは、控除額に相当する金額(前項の規定により納付されたものがあるときは、その納付された金額を控除した金額)を、当該遺族共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、組合に納付しなければならぬ。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

附則第二十項及び第二十一項を削る。
附則第十九項を附則第二十一項とし、附則第十八項を附則第二十項とし、附則第十七項中「附則第十四項(附則第十五項)」を「附則第十七項(前項)」に改め、同項を附則第十九項とする。

附則第十六項を削る。
附則第十五項中「附則第六項」を「附則第十項」に改め、同項を附則第十八項とする。

附則第十四項中「附則第六項」を「附則第十項」に、「更新組合員に対する退職給付」を旧法の規定による退職一時金の支給を受けた更新組合員に係る退職共済年金、障害共済年金及び遺

族共済年金に係る支給額に相当する金額の返還に、「昭和三十三年法律第百二十九号」第三條、第三條の二、第十七條から第十八條までを「第十四條第三項及び第十五條第三項」に、「に対する障害給付」に係る旧法の規定による障害年金の支給の停止及び額の改定に、「第二條から第二十六條まで(第二十二條第一項第一号及び第三号並びに第二十四條を除く。)」及び第十八條に、「更新組合員に対する遺族給付」を「施行日以後における更新組合員の職務傷病による障害共済年金及び遺族共済年金に関する規定の適用」に、「第二十七條から第三十二條の四まで」を「第十六條及び第十七條の規定を、更新組合員に係る旧法の規定による遺族年金の失権については同法第十九條」に改め、同項を附則第十七項とする。

附則第十三項の次に次の三項を加える。

14 更新組合員(附則第十項に規定する更新組合員、附則第十一項に規定する更新組合員又は組合員期間が二十年以上である更新組合員に限る。)に対する新法第二十五条の規定の適用については、同条中「第十二條の八まで」とあるのは、「附則第十二條の六まで、附則第十二條の八」とし、当該更新組合員に対する同条において準用する国家公務員等共済組合法附則第十二條の三第一項の規定の適用については、同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後に組合員となることとなつて六十歳に達したとき」とあるのは「退職したとき」と、同項第二号中「六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後に六十歳に達したとき」とあるのは「退職したとき」とする。

15 前項の更新組合員に支給する新法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法附則第十二條の三の規定による退職共済年金は、その者が六十歳(その者が、同法附則別表第一の上欄に掲げる者であるとき、又は同法附則別表第二の上欄に掲げる者であり、か

つ、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職(同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。以下同じ)をした者で政令で定めるものに該当するときは、これらの表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれこれらの表の中欄に掲げる年齢。以下この項において同じ。)未満であるときは、六十歳未満である間、その支給を停止する。

16 附則第十四項の更新組合員に支給する新法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法附則第十二條の三の規定による退職共済年金の額のうち、当該年金の額(同法第七十八條第一項に規定する加給年金額を除く。)に旧長期組合員であつた期間の月数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる旧長期組合員であつた期間の区分に応じ、それぞれ、第一号の期間に係るものにあつては同号に定める年齢に達した日以後その全額を支給し、第二号の期間に係るものにあつては同号に定める年齢に達するまではその百分の七十に相当する金額、同号に定める年齢に達した日以後はその全額を支給する。

一 旧長期組合員であつた期間(恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。)五十歳

二 恩給財団における従前の例による者であつた期間 四十五歳

附則第二十二項及び第二十三項を削る。
(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第三條 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「(退職給付、障害給付及び遺族給付をいう。以下同じ。)」を削り、「組合員であつた期間」を「組合員期間」に改める。

附則第五項中「組合員であつた期間」を「組合員期間」に改める。

附則第六項の見出し中「組合員であつた期間」を「組合員期間」に改め、同項中「組合員であつた期間」を「組合員期間」に、「平均標準給与」を「平均標準給与月額」に改める。

附則第十項中「に対する退職年金の額については」を「につき恩給財団(法附則第十一項の恩給財団をいう。)における従前の例による控除すべき金額がある場合においては」に、「附則第四項(第四号を除く。)、第八項から第十一項まで」を「附則第十二項及び第十三項」に改め、同項後段を削る。

附則第十一項を削る。

附則第十二項中「前二項」を「前項」に、「附則第十四項」を「附則第十七項」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第十三項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第十四項を削る。

附則第十五項中「附則第十二項(附則第十三項)」を「附則第十一項(前項)」に、「附則第十四項」を「附則第十七項」に改め、同項を附則第十三項とし、附則第十六項から第二十二項までを二項ずつ繰り上げる。

附則第二十三項及び第二十四項を削る。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(組合員期間の計算に関する経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第十七條の規定は、私立学校教職員共済組合(以下「組合」という。)の組合員(以下単に「組合員」という。)がこの法律の施行の日(以下「施行日」

(標準給与に関する経過措置)

（施行日）
与月額

第一類第六号

文教委員会議録第二号 昭和六十年十一月十五日

2 施行日前に退職した者についてその持

要な事項は、政令で定める

〔国の補助の特例〕

一、昭和三十六年四

二 国民年金法等の一部を改正

定する額に相当する部分を除く。とし

ばならない。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

別表第一第三号中「昭和三十三年法律第

改正

第三条第五号

（国民金融公庫）

を次のように改

第十一條 厚生年金保險法（昭

じ。に定める共済組合の組合員（

対象共済組合各法」に、「国家公務員等共

六十四条の二、第六十九条及び第一百条

第二百二十四条及び附則第四条の三第五

同条第一項中「国家公務員等共済組合の組合員」

を「適用対象組合員」に、「当該組合員」を「当該適用対象組合員」に改め、同条第二項中「組合員」を「適用対象組合員」に改める。

附則第二十八条の五の前の見出し及び同条第一項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合各法に定める共済組合」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第十二条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「国家公務員等共済組合」の下に「若しくは私立学校教職員共済組合」を加える。

第五条第五項中「及び第二号」を、「第二号及び第四号」に改め、同条第六項中「国家公務員等共済組合連合会」を「年金保険者たる共済組合」に改め、同条に次の一項を加える。

7 この法律において、「年金保険者たる共済組合」とは、国家公務員等共済組合連合会又は私立学校教職員共済組合をいう。

第三十条の二第四項中「第三項」及び「第八十四条」の下に「(私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する場合を含む。)」を加える。

第九十四条の二第二項中「国家公務員等共済組合連合会」を「年金保険者たる共済組合」に改める。

第九十四条の三第三項中「国家公務員等共済組合連合会」にあつては、国家公務員等共済組合連合会を「年金保険者たる共済組合」にあつては、当該年金保険者たる共済組合」に改め、

「(国家公務員等共済組合連合会)」の下に「(国家公務員等共済組合連合会)」を加え、

「第三号被保険者とする」を「第三号被保険者とし、その他の年金保険者たる共済組合にあつては、当該共済組合の組合員である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とする」に改め、同条第三項中「国家公務員等共済組合連合会」を「年金保険者たる共済組合」に改める。

第九十四条の四第一項中「国家公務員等共済組合連合会」に対し、大蔵大臣を「年金保険者たる共済組合」に、当該年金保険者たる共済組合を所管する大臣に、「国家公務員等共済組合連合会に係る」を「当該年金保険者たる共済組合に係る」に改め、同条第二項中「国家公務員等共済組合連合会」を「各年金保険者たる共済組合」に、「大蔵大臣」を「当該年金保険者たる共済組合を所管する大臣」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「年金保険者たる共済組合を所管する大臣」に改める。

第九十四条の四第一項中「国家公務員等共済組合連合会」を「各年金保険者たる共済組合」に、「大蔵大臣」を「当該年金保険者たる共済組合を所管する大臣」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「年金保険者たる共済組合を所管する大臣」に改める。

第一百一条第一項中「国家公務員等共済組合連合会」を「年金保険者たる共済組合」に改め、同条第六項中「国家公務員等共済組合連合会」を「年金保険者たる共済組合」に、「国家公務員等共済組合連合会」を「当該年金保険者たる共済組合に係る被用者年金各法」に、「同法」を「当該被用者年金各法」に改め、同条第七項中「国家公務員等共済組合連合会」を「年金保険者たる共済組合」に改める。

第九十八条の二中「大蔵大臣」を「年金保険者たる共済組合を所管する大臣」に、「国家公務員等共済組合連合会」を「その大臣が所管する年金保険者たる共済組合」に、「国家公務員等共済組合連合会」を「当該年金保険者たる共済組合」に改める。

附則第二条の二の見出しを「(用語の定義の特例)」に改め、同条第一項中「第五項第六項を「第五項第七項」に改め、同条第二項を削る。

附則第三条第一項第一号中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合(第五項第一項第二号又は第四号に掲げる法律によつて組織された共済組合をいう。以下同じ。)」に改める。

附則第七条の四第二項中「国家公務員等共済組合の組合員」を「適用対象共済組合の組合員(以下「適用対象組合員」という。)」に改める。

附則第七条の五第一項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改め、同条第二項中「国家公務員等共済組合の組合員」を「適用対象共済組合の組合員」に改める。

附則第九条の四第一項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

附則第十三条の四第一項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

附則第十五条の四第一項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

附則第十七条の四第一項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

附則第十九条の四第一項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

附則第二十一条の四第一項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

附則第二十三条の四第一項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

対象組合員」に、「当該組合員」を「当該適用対象組合員」に改め、同条第三項中「国家公務員等共済組合」を「当該共済組合に係る被用者年金各法」に、「同法」を「当該被用者年金各法」に改め、同条第四項中「国家公務員等共済組合の組合員」を「適用対象組合員」に、「当該組合員」を「当該適用対象組合員」に改める。

附則第七条の六第一項中「第百十三條の二第一項」の下に「若しくは私立学校教職員共済組合法第四十七條の三第一項」を加え、同条第二項中「第百十三條の二第一項」の下に「又は私立学校教職員共済組合法第四十七條の三第一項」を加え、「同項の規定」を「これらの規定」に改める。

附則第九条の四第一項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

附則第十三条の四第一項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

附則第十五条の四第一項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

附則第十七条の四第一項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

附則第十九条の四第一項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

附則第二十一条の四第一項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

附則第二十三条の四第一項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

附則第二十五条の四第一項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

附則第二十七条の四第一項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

附則第二十九条の四第一項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

附則第三十一条の四第一項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

附則第三十三条の四第一項中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正

第十六条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十三項を削り、附則第十四項を附則第十三項とする。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「国家公務員等共済組合」の下に「及び私立学校教職員共済組合」を加え、同条第三項中「又は国家公務員等共済組合」を「国家公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合」に改め、「第百三条第一項」の下に「及び私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第三十六条第一項」を加える。

附則第五条第八号の三に次のように加える。

ハ 新私立学校教職員共済組合法

附則第五条中第八号の三を第八号の四とし、第八号の二の次に次の一号を加える。

ハの三 新私立学校教職員共済組合法 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号。以下「昭和六十年私立学校教職員共済改正法」という。第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法をいう。

附則第五条第九号中「被用者年金保険者」の下に「年金保険者たる共済組合」を、「同条第六項」の下に、「同条第七項」を加え、同条第十九号中「第八号の三」を「第八号の四及びハ」に改め、同条に次の一号を加える。

二十 適用対象共済組合 国家公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合をいう。

附則第七条第二項中「第十四号」を「第十五号」

に改める。

に改める。

附則第八条第二項に次の一号を加える。

三 私立学校教職員共済組合の組合員期間
(他の法令の規定により私立学校教職員共
済組合の組合員期間とみなされる期間に係
るものを含む)。

附則第八条第六項第四号の二及び第七号の二
中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組
合」に改める。

附則第八条の二の見出し中「国家公務員等共
済組合」を「適用対象共済組合」に改め、同条中
「国家公務員等共済組合の組合員」を「適用対象
組合員」に改める。

附則第十一条第五項及び第六項中「国家公務
員等共済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

附則第十二条第一項第八号中「から第五号ま
で」を「及び第五号」に改め、同項第十四号を同
項第十五号とし、同項第十三号中「国家公務員
等共済組合」を「適用対象共済組合」に改め、同
号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次
の一号を加える。

十三 昭和六十年私立学校教職員共済改正法
第二条の規定による改正後の私立学校教職
員共済組合法等の一部を改正する法律(昭
和三十六年法律第四百十号)附則第十項(同
法附則第十八項において準用する場合を含
む)の規定により読み替えられた新私立学
校教職員共済組合法第二十五条において準
用する新国家公務員等共済組合法による退
職共済年金を受けることができること。

附則第二十二條、第二十六條第一項、第二十
七條及び第三十一條第一項中「国家公務員等共
済組合」を「適用対象共済組合」に改める。

附則第三十五條第二項中「国家公務員等共済
組合」を「適用対象共済組合」に、「国家公務員等
共済組合連合会又は国家公務員等共済組合法第
百十六條第五項に規定する公共企業体等の組
合」を「年金保険者たる共済組合」に改め、同項
第一号中「附則第三十一條第一項第二号」の下に

「及び昭和六十年私立学校教職員共済改正法附
則第六條第一項第二号」を加える。

附則第四十八條の二の見出し中「国家公務員
等共済組合」を「適用対象共済組合」に改め、同
条中「国家公務員等共済組合の組合員」を「適用
対象組合員」に改める。

附則第六十三條第一項及び第八十六條第一項
中「国家公務員等共済組合」を「適用対象共済組
合」に改める。

理 由

高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応
し、公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展
に資するための公的年金制度の一元化等の改革の
一環として、私立学校教職員共済組合法に基づ
く長期給付の適正化等を図るとともに、私立学校教
職員共済組合の組合員等について基礎年金の制度
を適用する等の措置を講ずる必要がある。これ
が、この法律案を提出する理由である。

昭和六十年十一月二十六日印刷

昭和六十年十一月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局